

(表紙)

後 編 舊 記 雜 錄 卷 七 十 三	義 弘 公	自 元 和 三 年 九 月
	家 久 公	至 同 四 年 十 二 月

「御文庫」番箱家久公「卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

尚々我等もびやくゑにて相待申候間、貴様も御はか
まをもめさず、奉待候、以上、

御折紙令拜見候、貴殿之御事、松平之御名字被進、薩摩
守ニ御受領候由、扱々御外聞と申玆重成儀、可申様も無
之候、我等式迄大慶不可過之候、殊貞宗之御腰物御拜領
候由、無殘所儀共ニ候、併御手柄与存候、早々御知せ誠
被懸御目驗と満足仕候、寺志江敷寄ニ被成御出由候、
御歸ニ必奉待候、懸御目可得御意候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「元和三年」

細川越中守

九月二日

松平薩摩守殿

御報

忠利(花押)

「古御文書廿四卷中」

以上

一書致啓上候、昨日者預御尋候處、爲御使京都へ罷越不
得貴意候、將又御仕合殘所も無御座、被任松平御満足被
思召之旨、奉得其意候、於拙者も大慶不過之候、隨而爲
御祝儀、御太刀一腰・御馬代銀子三拾枚被懸御意候、誠
以幾久目出度奉存候、猶貴面旁々可得尊意候間、不能審
候、恐惶謹言、

「元和三年」

九月二日

鳴津陸奥守様

人々御中

安藤對馬守
重信書判

「家久公御傳」

一元和三年九月朔日、賜松平之御称號、任薩江守云々、

「家久公御譜中」

「正文在佐多豊前久達」

猶く米入候御藏修理之儀、作立候、在郷之衆相調候様ニ可被仰付候、以上、

態令啓入候、仍當年出銀之儀、高一石ニ付銀子壹匁四分充ニ相定候、然者銀子・鳥目・八木以此三色、我々かつて次第ニ可有上納候、銀・鳥目之事者、例年之様ニ當所御倉ニ可被納候、八木之事者其所よりくの御倉へ入可申候、譬者高一石ニ付鳥目者三百五拾文、米にてハ一斗一升七合充ニ算用ニ候、但米一石十二匁之以直成如此候、來年正月者早々可被成御上洛之旨被 仰出候間、其内ニ可成程何も精入可有上納候事、一途之可爲御奉公候、右之趣知覽衆中并御私領へも堅可被仰付候、無申迄候へ共御由断(有カ)間敷候、恐惶謹言、

「元和三年カ」
九月三日

町田圖書頭
久幸(花押)

比志嶋紀伊守
國貞(花押)

喜入攝津守
忠政(花押)

下野守
久元(花押)

佐多伯耆守殿

入々御中

「此書御譜中ニ元和七年ト朱カキアレ共、比志嶋國貞ハ元和六年ノ

四月死去、家久公御追膳ノ和歌六年ニアリ、七年ニハ一周忌御詠歌

モ載テアリ、誤ナル事知ルヘシ、三年十月廿五日國貞連名ノ書中ニ

出銀云ミ、佐多氏宛アレハ同年ノ九月ナルベシ考ニ供ス、

1462 「古御文書廿四卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

以上

御狀拜見過分奉存候、然者 公方様御上洛ニ付而、未京都ニ被成御逗留候由、得其意奉存候、將又御當地相替儀無御座候間、御心安可被思召候、次ニ御約束之茶碗、被思召出、被懸御意忝次第不得申上候、一段見事成茶碗ニ而御座候、則口切ニ出、別而満足仕候、猶追而御礼可申上候条、不能ニ候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「元和三年」
九月三日
米津勘兵衛
田政(花押)

宰相様
尊報

1463 「家久公御譜中」

同月五日、秀忠公以薩隅及日州諸縣郡内百六十四箇村等之地、合高六拾萬五千六百七十石餘之 御判物賜家久、

則謹頂戴之、是以雖家久素所領、因 御代替也、今失正文而存其寫、吁嗟惜乎哉、

1464 薩摩國參拾老万四千八百五石餘、大隅國拾七万八百參拾

三石餘、日向内諸縣郡拾老万九千九百六拾七石餘、都合

六拾万五千六百七石餘別紙、事可有全領知之狀如件、

元和三年九月五日 御判

松平薩摩守殿

「元和三年九月朔日、薩摩守ニ任セラレ、本文ノ如シ」

「此写四拾九番箱四卷中ニアリ、引合スム」

「家久公御譜中ニ在リ」

1465

「雜抄」

(本文書ハ一二三六九号文書ト同文ニシテ省略ス)

「元和三年九月朔日、松平ノ御称号ヲ賜ヒ、薩摩守ニ任ストアリ、八

日迄ハ鹿兒嶋ニ達セサルナルヘシ、此書中ニ男子誕生云ミトアルハ、

光久公元和二年六月二日、御誕生ニ當レリ、御二男忠明モ同年十一月

七日誕生也、然レハ(巳)元和三年ノ已ニ當ルナラン、慶長十年ニスレハ御

嫡孫御誕生ノ人ナシ、兵庫頭ノ御誕生ハ慶長十七年也、考察スヘシ」

1466

「御文庫三番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

爲重陽祝儀、小袖五被相送之、欣悦候、委曲本多上野介

可述候、謹言、

「朱カキ」 九月九日 秀忠(花押)

薩厂宰相殿

1467

「御文庫拾六番箱十二卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

已上

乍慮外以一書申上候、從先年拙子山之儀者被成御存知候、某申聞候て、無殘所至御家御奉公申候事、

一近所堺之故、從高橋家種々表裏申、山を取候よし申候、

天下様以御定相濟申候事、

一當御代節々致在京、當山之儀言上申、任 御定居申事

候、又々高橋方此方山内之者をからくり、山を乱し申

候事、

一今月八日ニ山内へ高橋方出勢仕候、則防戦可仕覚悟候

へ共、連々至御家可請御披南内(指カ)存候条、以飛脚申上候

事、

一天下御静謐之處、慮外之弓箭仕候、同主膳正領七村与

申在所押領仕候、山内之儀、拙子罷居候間、入念防戦

之儀、緩有間敷候、乍去御分國之御足輕衆少候、御見次被成候而、可被下候、奉頼候事、

一幸其地ニ主膳堪忍仕候間、可被仰聞候て可忝候、此旨可預御披露候、恐惶敬白

〔朱力キ〕
〔元和三年〕

九月十九日

那須彈正忠

祐実(花押)

同左近大夫

祐增(花押)

進上

伊勢平左衛門尉殿

1468

〔御文庫ニ番箱家久公一卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

尚以京都御立之刻ハ、拙者も彼是取紛儀御座候て、御暇乞不申入、于今御殘多存候、何事も〳〵來春以面可得貴意候、以上、

預御使札殊鷹目・硫黄五百斤被爲懸御意、重寶之物何寄以忝存候、隨而今度者御前之御仕合能御座候而、色々被成御拜領、其上御名字迄被進薩摩守殿ニ被爲成、重々目出度存候、誠御下向之砌、萬事御事繁御中思召被爲寄御心付之段、別而忝次第ニ御座候、來春者頓而江戸へ御座可被成之旨御太儀共ニ御座候、何茂其節可得尊意候、

委細者鎌田左京殿可被仰上候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕
〔元和三年〕

九月廿一日

福嶋左衛門大夫

正則(花押)

松平薩广守様

御報

1469

〔家久公御譜中〕

家久賜暇赴本邦之事、無記故、不可知考、九月中下旬之間乎、

1470

〔古御文書廿四卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

一筆致啓上候、昨日者御立寄忝仕合ニ御座候、殊緩々得尊意大慶至極候、何等之風情も無之、御殘多次第ニ御座候、途中迄も御暇乞ニ可致伺公候處、御船ニ而御座候間、懇延慮仕候、先爲御礼以使者申上候、諸事九州江可得尊意候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕
〔元和三年〕

十月八日

松平越中守

定綱(花押)

薩摩守様

人ニ御中

1471

〔家久公御譜中〕

「正文在佐多豊前久達」

猶以出銀之儀、正月相過候而二月ニ罷成候者、未進銀二匁ニ高尙石ツ、之算用ニ知行可被召上のよし候、是又慥申届候、

急度令啓入候、當秋之出銀尙匁四分充之由、兼日雖申渡候、江戸御普請方之御入目并來春御上洛之御入目、借銀御返弁等諸事無際限之由、今度稅所弥右衛門尉殿ニテ伊勢兵部少輔殿より被申上候ニ付、被聞食届、御談合之上を以高尙石ニ付二匁出銀ニ罷成、其通ニ被仰出候間、來正月限ニ皆濟候様可被入御精候、此節江戸材木以賦申渡候、此材木江戸へ相届候船・加之之雇賃者、右二匁出銀之内たるへく候、是又爲御心得候、此等之旨御私領并知覽衆中へ堅可被仰付候、恐惶謹言、

「朱カキ」

「元和三年」

十月廿五

比志嶋紀伊守

國貞(花押)

町田圖書頭

久幸(花押)

喜入攝津守

忠政(花押)

下野守

久元(花押)

佐多伯耆守殿

人々御中

1472 「家久公御譜中」

「正文在飯隈山蓮光院」

薩摩・大隅年行職之事、從聖護院殿様被仰定上者、永々大峯本山修行可有御勲候、尤以御規模之至候、恐々謹言、

「朱カキ」

「元和三年」

十一月三日

伊勢兵部少輔

貞昌(花押)

三原諸右衛門

重種(花押)

比志嶋紀伊守

國貞(花押)

町田圖書頭

久幸(花押)

飯熊山別當

玉床下

1473 「家久公御譜中」

「正文在琉球國司」

猶以雖輕薄之至候、薰袋十杉原百帖令進覽候、誠書

信之驗迄候、已上、

熊用一行候、然者今度 天下御代相替 御續目之御判被

成下候ニ付、以使札申候、於様子者、從家老衆可申達候

間被聞召届、琉球國役無緩疎様堅被仰付尤存候、仍去夏

「御文庫拾七番箱十九卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

其已來不申通候、仍去夏之比者、比地渡楫之由候之處、依在洛不能對顏殘多存候、今度於關東・京都仕合無殘所候而、早々致歸國令満足候、次王位へ以使札申候様子、比使へ被遂熟談、無緩様可被仰付事尤候、將又薰鈴香合一・杉原五十帖贈進之候、定時分柄數寄可在之候間、薰者可有御焼候、猶期後音候、恐々謹言、

「朱カキ」十一月五日 家久(花押)

佐敷王子

机下

「家久公御譜中」

「正文在琉球國佐敷王子」

已上

進献 中山王

之時分者、當年之御祝儀并從其地之質人致用捨候、爲御礼兩使渡楫之處、依在洛不能面談候、次其國之方物種々贈給、芳志難申盡候、猶口上ニ相合不詳候、恐惶不宣、

「朱カキ」十一月五日 宰相家久(花押)

知行目錄

薩州湯豊宿郡十二町名之内、 小牟礼屋敷

高三拾三斛六斗三舛三合八夕六才

片野田屋敷

高拾四石七舛五合三夕二才

浮免

高九斗三升六合五夕七才 鹿兒島伊敷村之内

浮免

高拾三石四斗式舛七合四夕七才

合六拾式斛四升八合七夕八才

右知行、一唯様依爲御寺被成寄附者也、

元和三年霜月十九日

比志嶋紀伊守

國貞判

伊勢兵部少輔

貞昌判

三原諸右衛門尉

重種判

「此一書年紀姓名ナシ」

夫流鏑者天下之秘事也、先德以來十襲而秘之故、傳斯道者爲最少矣、今也、鳥津宰相家久公欲傳斯道予、不得已而傳此、唯此一人之道者也、

廣徳寺

町田圖書頭
久幸判

1477 「家久公御譜中」

同年十月下旬、目不知家久著城、以使節奉謝時獻花氈及硫磺三百斤、因秀忠公内書如左、

1478 「光久公御譜中」

光久
忠朗
久直

岩松丸 又十郎 式部大輔

元和三年丁巳、十一月二十六日誕生、母光久一腹、家臣

北郷出雲忠亮之養子

寛永十八年辛巳十一月六日死、歳二十五、

1479 「三番箱中」 「家久公御譜中ニ在リ」

就今度歸國、早々使者殊花毛氈十枚并硫磺三百斤被相送之、恫意之程離然此事候、尚本多上野介可申候、謹言、

「朱カキ」
「元和三年」十二月十日 秀忠(花押)

薩摩
宰相殿

1480 「御文庫三番箱中」

爲音信、蜜柑十籠并野雁之羽被相贈之、喜覚候、猶本多上野介可述候、謹言、

十二月廿七日 秀忠(花押)
薩摩
宰相殿

1481 爲歳暮祝詞、小袖十被相送之、歡悅候、猶本多上野介可

申候、謹言、

十二月廿八日 秀忠(花押)

薩摩
宰相殿

1482 「義弘公御譜中」

「案文在安藤權右衛門」

從志州老爲歳暮之御祝儀、御使者被差越ニ付、預御懇書令披閱本望之至候、殊貴老鷹之鴈被懸御意候、被思召寄

御懇切之段一入畏存候、爰元玠敷儀候条、別而覚配不斜候、將又愚老筋氣出合申候通、被聞召付御念比之御書面、

是又大慶存事候、乍去少快氣之躰候之条可御心安候、猶

片岡十佐衛門尉殿へ申入候間、不能詳候、恐惶謹言、

〔朱力斗〕
〔元和四年〕正月二日

寺澤式部少輔殿
御報

1483 「家久公御譜中」


元和四年正月、家久奉祝新年壽、以使者姓名不詳、獻于御太刀

一腰・御馬代黃金二十兩於 秀忠公、于御太刀一腰御馬

一匹於 家光公、則 御欣感之御内書如左、

1484 爲改年之嘉儀、太刀一腰・馬代黃金二十兩被相贈之、実

令感悦候、猶本多上野介可申候、謹言、

〔朱力斗〕
〔元和四年〕正月五日 秀忠  〔墨印〕

薩

宰相殿

〔家久公御譜中ニ在リ〕

爲年頭之祝儀、使者殊太刀一腰・馬一疋被贈之、欣悦候、猶酒井備後守・青山伯耆守可申候、恐々謹言、

正月十二日 家光(花押)

薩 宰相殿

1486 「義弘公御譜中」

元和四年戊午、薩摩守殿有上洛企、正月十七日、稱合力

白銀十貫目、使有川與左衛門進焉、翌日又使南郷内匠進

布袋掛物也、

1487 「義弘公御譜中」

〔案文在安藤權右衛門〕

余來絶音問心外之至候、誠遠國故連々乍存御無音迄候、

併聊非心疎候、仍拙子在所近邊ニ而大鷹取申候、御用ニ

可罷立事者不存候へ共、志迄ニ致進献之候、御鷹數ニ被

召置候者、玠重ニ可存候、將又愚老娘所一人御念比之

由申下候、御芳情難申謝候、幾度申候ても田舎者ニ候間、

弥宜可被加御指南事頼存候、猶委曲此者可申入之条、不

能詳候、恐惶謹言、

〔朱力斗〕
〔元和四年〕二月十三日

御使鈴木讚岐守

1485 「御文庫三番箱中」

松平河内守殿

人々御中

1488

〔全上〕

其以來不申通、無音心外之至候、扱々長々之御在江戸御苦勞之儀申も疎御座候、然者愚息女親子長々其地へ罷居

ニ付、于今不相易別而被添御心之由、細々娘方申下候、誠乍不始儀御念比之段難申謝候、弥無御退屈每事可被加

御指南事偏頼存候、猶期後音令先略候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕
〔元和四年〕二月十三日

寺澤志厂守殿

人々御中

御使廣瀬善二郎

1489

〔義弘公御譜中〕

〔案文在安藤權右衛門〕

其後者無音之至候、仍長々之在江戸、一入辛勞之儀申も愚ニ候、誠長旅之事候間、何も退屈而已ニ雖可有之候、

弥諸事被入念無越度様ニ堅可被申付事肝要候、尚期後便不具候、恐々謹言、

〔朱力キ〕
〔元和四年〕二月十三日

右御使同人

伊集院伴右衛門尉殿

1490

〔義弘公御譜中〕

〔案文在安藤權右衛門〕

改年之御慶萬幸々々、猶更不可有際限候、仍此等之御祝儀、爲可申入御太刀一腰・馬一疋令進覽之候、誠幾久可得御意驗迄ニ御座候、尚永日中倍諸言可申承候、佳事、

恐惶謹言、

〔朱力キ〕
〔元和四年〕二月十七日

御使本田伊豆守

相良長次郎殿

人々御中

1491

〔在雜抄〕

惟新所勞之由、無心元候、能々保養簡要ニ候、猶本多上野介可申候、謹言、

元和四閏二月廿五日 秀忠御判

松平薩厂守殿

1492

〔御譜抄〕

一元和四年二月中旬之比方 惟新様中風差起候付、薩摩守様御事二月中ニ御打立、江戸へ御登可被成答候処ニ御病氣故延引由候、

1493 「全」

一元和四年四月廿一日、上使篠原七兵衛尉殿到着于加治木、

1494 「全」

一同四年五月五日、福嶋左衛門大夫殿使節野瀬伴三郎殿到着于加治木、

1495 「全」

(本文ハ一五三〇号記事ノ一部ト同文ニシテ省略ス)

1496 「義弘公御譜中」

元和四年戊午三月二日壬戌、西丸二男有字所望之儀、仍稱岩松丸、於茲得白銀十枚於岩松殿、予亦進寶刀大小於岩松殿、刀治工信國、脇差治工長義

1497 「御文庫拾七番箱十九卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶々切々可申上候処、無沙汰迷惑仕候、次五明十本・引目下緒一筋進上仕候、可然候様御取合所仰候、

改年之御慶雖申旧候、休期御座有間敷候、貴邊御無事之

由承候、弥重奉存候、仍惟新様旧冬者被成御煩之由候、

早々御本腹之旨目出度存候、次左衛門尉永々御暇被下候、忝次第候、只今罷下候、弥被懸御目者可爲過分候、於此方御用被仰付様連々御取成奉頼候、爰元相替儀御座候者可申入候、此等之趣可然之様御披露所仰候、恐々謹言、

「朱カキ」
「元和四年」
三月三日 友枕齋 如(花押)

伊勢兵部少輔殿

「元和四年二月中旬ヨリ惟新様中風御煩云々、トアリ考ヘシ」

1498 「義弘公御譜中」

「案文在安藤權右衛門」

猶以病躰之故、致押判候、聊非自由候、

余來無音罷過候処、爲當春之御慶、預御使札畏入候、就朝鮮之使者來朝、御取紛之由候処、到遠路御懇意、殊御太刀一腰・馬一疋并人參三斤被懸御意候、別而人參之儀者爰元大切之儀御志不淺、猶讓演説不詳候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「元和四年款」三月五日

宗對馬守殿

御報

〔全上〕

猶以病軀之故致押判候、聊非自由候、

不寄存処、預芳墨披閱本望候、御懇之御書中別而畏入存候、我等儀者極老之事候間、到薩摩守向後可被仰談候、内々其段可申聞候、將又朝鮮之寒蠶三内真一贈給候、何様可致賞翫候、猶期後音不能詳候、恐々謹言、

〔朱力キ〕 元和四年〕 三月五日

柳川豊前守殿

回章

1500 「古御文書廿四卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

以上

乍幸便一書致啓上候、仍惟新様去二月中旬方俄御筋氣指出申、以之外ニ御煩被成候由、千万無御心元奉存候、御老病之儀ニ御座候之間、御機遣奉察存候、併貴公様其地ニ御座被成候之間、御養生之儀殘所御座有間敷候之条、早速御本復可被成と奉存候、不及申上候へ共、能々御養生可被成候、將又此表相替儀無御座候、猶伊集院半右衛門方可被申上候之間不能一二候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕 元和四年〕

壬三月五日

本多上野介

正純(花押)

鳴津薩摩守様

人ニ御中

1501

〔義弘公御譜中〕

〔案文在安藤權右衛門〕

誠改年之御慶万幸々々、爲此等之御祝儀、御使札殊御太刀一腰・御馬代銀三枚并大樽三荷被懸御意候、幾久可申承驗与一入目出度存候、然者愚老事、此比中風出合手足弁舌不相叶故、用印判候、聊非自由候儀候、猶中村藤左衛門尉殿可有演說候間、不能詳候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕 元和四年〕 三月十九日

寺澤式部少輔殿

御報

1502

〔義弘公御譜中〕

〔案文在安藤權右衛門〕

御札令披見本望存候、仍我等煩ニ付被御心付、節々被仰越之段、誠以御懇之至難申盡候、殊先度者爲見廻、清兵衛尉殿早く被差越、一入珍重ニ存事候、愚老煩も于今無然々候、乍去色々加養生候間、次第可致本腹与存事候、然者中風故手足不叶之儀候条用印判候、少も非自由候、

恐惶謹言、

〔朱力キ〕
〔元和四年〕三月廿日

相良長次郎殿
御報

1503

〔義弘公御譜中〕

〔案文在安藤權右衛門〕

誠當年之御慶重疊、猶更不可有盡期候、仍爲此等之儀、預飛札長存候、先以長々之御在江戶御苦勞之儀無申計候、併於御仕合者、弼別儀無御座之由、玆重存事候、然者公方様一入 御機嫌能、此比も御鷹野被遊候由、誠以目出度奉存候、將又御國元一段無事ニ御座候、長次郎殿へも節々以書狀申承事候間、可御心安候、猶期後音不詳候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕
〔元和四年〕三月廿八日

尚々愚老事、俄中風出合、手足不叶之故用印判候、聊非自由之儀候、

相良左兵衛佐殿
御報

1504

〔義弘公御譜中〕

〔案文在安藤權右衛門〕

惟新被相煩ニ付、從 越州様爲御見廻、遮而御使者被差下候、于今不始乍御事、遠路御懇志之至、一入忝被存候、仍各方も御懇書之趣、則申聞候、是又御心付長存之由被申事候、然者煩未然々候之条、心遣之儀可被成御察候、乍去種々被加養生候間、可被致本腹与存事候、將又越州様御眼病之通相聞、内々無御心元被存候處、次第ニ御快氣被遊之由被承、別而大慶ニ被存候、不及申候へ共、弼御養生肝要ニ存候由被申事候、猶委敷者熊谷四郎兵衛尉殿へ申入候間、不能詳候、恐惶謹言、

猶々惟新直ニ御返事可被申候へ共、中風故手足弁舌等不叶ニ候之条、爲我々御報可申之旨候間、如此候、
〔朱力キ〕
〔元和四年〕閏三月三日 比志嶋河内守

本田伊豆守

正源院

長岡式部少輔殿
御報

1505

〔家久公御譜中〕

〔正文在琉球國司文庫〕

1508

「御文庫三番箱中」「義弘公御譜中ニ在リ」

「家久公御譜中、正文在菓丸長左衛門トアリ」

惟新所勞之由無心元候、能々保養簡要候、猶本多上野介
可申候、謹言、
「朱カキ」
「元和四年」 閏三月廿五日 秀忠(花押)

松平薩摩守殿

1507

「三番箱中」

自當二月中旬、惟新臥病至于茲不快、遂達 上聞因 秀
忠公賜閏三月二十五日 御内書於家久、命療養無懈怠、
御旨之忝何以奉謝乎、

1506

「家久公御譜中」

進献 中山王
「朱カキ」
「元和四年」 閏三月廿二日 宰相家久(花押)

如示曉年首之嘉詞珍重多幸、抑去年於京洛、見任於宰相
官位祇今具志上之按司、爲使華見致祝詞、遠路上國且復
所寄來之方物一々領之、厚意何以謝之、萬々借按司之演
說者也、恐懼不宣、

1509

「義弘公御譜中」

「案文在安藤權右衛門」

「右、写ナリ」

惟新

所勞之由、無心元候、無油断養生簡要候、猶本多上野介
可申候也、
「朱カキ」
「元和四年」 閏三月廿五日 御墨印

愚老煩之儀、被聞召付到遠路、預御狀忝存候、二月中旬
之比方中風出來候而、手足不相叶、于今病床之躰難堪可
有御推量候、種々致養生候へ共、其驗無之候、極老之儀
候間、尤与存置事候、薩摩守も二月中ニ打立申、江戸へ
可致參上用意候處、愚老不圖煩出候ニ付而、難見捨候て
延引候、委細者薩摩守所方可申入候間、不能詳候、恐惶
謹言、

「朱カキ」
「元和四年」 卯月二日

山駿入様

御報

「此狀いせ兵部少輔殿御請取なされ候」

「家人公御譜中」

由措病身之老父、而難爲旅行、當年之參勤及延引、以書翰達本多正純、其外御老中各返簡、逐次序列于左方矣、

「正文在島津市之助忠廻」

尚以惟新様御煩御本腹之上、江戸へ御下向御尤ニ御座候、以上、

尊札拜見忝奉存候、仍惟新様御煩御同篇ニ御座被成候由無御心元奉存候、然者當年早速江戸へ御下向被成 公方様御礼可被仰上候処ニ、右之御煩御機遣被思召、御延引御迷惑之由被仰下候、惟新様御老足与申、其上御大病之儀ニ御座候間、御親子之御間難被御見捨被爲思召儀、御尤奉存候、此方之儀少も無御機遣緩々御在國被成御養生候而、御本腹之上御下向可被成候、此地之儀無沙汰不奉存候、然而江戸各へ被進候御狀之御案書被下候、一段御文駄御尤ニ御座候間、則何もへ進□、猶此方相應之御用可被仰付候、不可存疎意候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「元和四年」

卯月二日

松平薩摩守様

尊報

本多上野介
正純

「本田助之丞藏文書」

元和三年

一 壹匁三分出銀受執申事

高九拾六石八斗九舂武合

一 銀子百貳拾五匁九分五厘九毛五忽

一 赤米四石六斗六舂壹合壹才ハ

内

上納

代銀六拾九匁九分壹厘五毛一忽但壹石ニ付拾五匁直成

一同米八斗三舂八合九夕九才ハ

運賃

合米五石五斗ハ

一 銀子五拾六匁四厘四毛五忽

右者、鹿兒島へ上納請取有之、

皆濟

元和四年卯月三日

大重采女正(花押)

黒江八左衛門尉(花押)

時任段兵衛(花押)

脇本權介殿
参

「古御文書廿四卷中」「家人公御譜中ニ在リ」

以上

貴札拜見仕候、公方様へ御國之硫黄五百斤并あか貝之なし物一壺其許ニ而被仰付候、灰入・そことり・ほうろ

く御進上被成候、具披露仕候處、被入御念候通、一段御機嫌ニ被思召被遣 御内書候、弥從拙者方相意得可申入之旨 上意ニ御座候、尚御使者可爲演說候條、不能詳候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔元和四年〕

卯月九日

酒井雅樂頭

忠世(花押)

松平薩摩守様

貴報

松平薩摩守様

貴報

忠世

酒井雅樂頭

1514 「御文庫拾七番箱十九卷中」

以上

好便之条一書申上候、仍 惟新尊老様御煩被成候由承候、何共無御心元奉存候、目出度早々被召立候様ニと御悅申納候、御出合之刻 殿様之御前之儀、可然様被仰上候て可被下候、奉頼存候事候、恐惶謹言、

卯月十三日

正阿弥

宗喜(花押)

伊勢兵部少様

御披露

1515 「義弘公御譜中」

予權老病、在床褥者久矣、漸達 將軍家之台聽、元和四年戊午四月廿一日^己 雖爲雨天 上使篠原七兵衛尉殿到著于加治木、即請室中遂對面、則被昇 台書頂戴再三之後、勸苦若則退出室裏、請待堂上而進盛膳、^{五五} 薩摩守殿爲亭主、而比志嶋紀伊守國貞・伊勢兵部少輔貞昌候其座也、翌日廿二、裁請之書獻 上使、次進白銀廿枚於上使也、

1516 「案文有之」

就愚老煩之儀、被成下 御内書、謹而頂戴、誠以忝奉存候、不圖中風致出來、前後不覚之躰候處、如此之 上意長命之甲斐生前之面目不過之候、此旨可然様可預御披露候、恐々謹言、

〔朱カキ〕
〔元和四年〕 卯月廿二日 惟新

本多上野介殿

1517 覚

一役人間からの事、
一酒過候ハぬやうに尤候事、

一子とも中、あしく成候ハぬやうに心得可入候事、
〔朱カキ〕 五月三日 家久

攝津守

〔此御書喜人忠續譜中ニ在リ、正文在當家トアリ〕

1518

〔御文庫三番箱中〕「家久公御譜中ニ在リ」
爲端午佳節、帷子單物數十被相贈之、憚然之至候、猶本
多上野介可申候、謹言、

〔朱カキ〕 五月四日 秀忠 ○ 〔墨印〕

薩 宰相殿

1519

〔全上〕
爲音信、馬衣十被相送之候、念之入候之段、寔以欣然候、
猶土井大炊頭可述候也、謹言、

〔朱カキ〕 五月十八日 秀忠(花押)

薩 宰相殿

1520

〔義弘公御譜中〕
元和四年五月五日癸巳、福島左衛門大夫殿使節、野瀬伴三

郎殿到著于加治木、爲問予之病痾可否也、

1521

〔家久公御譜中〕
〔正文在文庫〕

以上

貴札之趣拜見仕候、隨而貴様御事御息様御同心候而、早
々可被成御參勤御内存候処ニ、惟新様御中風氣付而、被
成御延引候由、得其意存候、先書如申上候、公方様一
段無御心元被爲思召候、不及申上候得共、無御油断被成
御養生候様ニ專要ニ御座候、委細者御使者可爲演說候間
不能詳候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕 五月六日 土井大炊助 利勝(花押)

家久様 御報

1522

手形

拾二端帆一艘船頭内藏允、水子拾六人、上乘安樂休左衛
門尉主從四人、合貳十人、積荷なよ竹千五百束・角柱三
百本・琉球筵千枚・まくり式千斤・鉄五百斤・黒木櫃五
・皮籠大小式十、但相模守殿役人江戸へ被相廻由候、無

吳儀可差通候、若此書物ニ令相違、其外年月付餘程延、於罷通者堅留置爰元へ可致披露者也、

元和四年五月七日

兵部少輔□印

諸右衛門尉□印

圖書頭

紀伊守□印

分國諸浦
通舟改衆

「家久公御譜中」

「寫正文在公井次右衛門」

惟新御煩爲見廻、使被差下候ニ付爲音信、南都之諸白樽五并一種到來、何様令賞翫候、遠路之志祝着至候、仍其元何等之珍數儀共候哉、此方者惟新御煩ニ付心遣迄ニ而別之子細無之候、猶期後音候、謹言、

「朱力キ」
「元和四年」

五月九日

松薩摩守

家久御判

道与

「家久公御譜中」

惟新病不快、因家久贈使書於京都所司板倉伊賀守勝重、

乞官醫則使壽德庵法印下于薩、時 近衛信尋公賜六月三日之華翰於家久矣、

「御文庫三番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

返々御心盡共被案入候、

壽德庵下向之事候間、一書申入候、抑兵庫頭不例未然之由、定而御心盡与察入候、兵庫頭江茂以愚札申入度候へ

(安貞)

共、未申承其上病中如何与無其儀候、可然様ニ頼入候、

便宜急候故書中不具候、猶追而可申入候、かしこ、

「朱力キ」

「元和四年」 六月三日

(信尋)

(花押)

松平薩摩守とのへ

「家久公御譜中」

「正文在文庫」

猶々兵庫様御煩無御心元候、御吉左右所仰候、

壽德庵下向之由候間、一書申入候、先々兵庫頭殿長々御煩之由承御機遣奉察候、不及申義ニ御座候へ共、御養生之事專一ニ奉存候、近々ニ御座候者細々御見廻可申入物をと心中計にて候、頓而御快氣候様ニ奉悦候、猶期後

音時候、恐惶頓首、

〔朱カキ〕
〔元和四年〕

六月四日

西洞少納言
時直(花押)

松平薩厂様

人々御中

1527

〔古御文書廿五卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

猶々爰許相應之御用等可被仰付候、次ニ鞆一顆令進
獻候、御慰ニ可被遊候、以上、

宗順被罷下候間、一書申入候、其以來者不能幸便、以書
狀も不申候、内々可爲御上落候處、兵庫頭入道殿依御違
例、御在國之由御尤ニ存候、不及申候へ共御養性之儀專
一ニ奉存候、拙子も去閏三月下旬ニ江戸へ罷下、當月初
比罷上候、江戸ニても於西丸御鞆御座候キ、此比 禁中
ニも毎日御鞆被遊候、御噂なとも被 仰出候、猶御上落
之節万々可待賢意候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔元和四年〕

六月十三日

雅胤

松平薩摩守様

人々御中

1528

〔義弘公御譜中〕

元和四年五月十二日、中山王使者具志川來加治木、備書

簡一通・唐墨十挺及菓子以下方物、使者亦進蕉布・燒酒
等也、

1529

〔義弘公御譜中〕

〔正文有之〕

今度就子孫苗相續之儀、家久公預御兩使并尊書令拜見、
欣悦多幸應尊命令致其祝儀百司萬民致安堵、不可爲國
家長久之基乎、至幸々々不可過賢察、次佐鋪早速致歸國
事御芳情之至、不知所謝必以使可尽謝語者也、將又雖輕
微之至、唐盆拾枚令進獻之、聊補音問迄候、誠恐誠惶不
宜、

〔朱カキ〕〔六月〕
〔元和四年歟〕林鐘十五日

中山王(花押)

進上
惟新尊前

1530

〔義弘公御譜中〕

元和四年六月十七日^{甲戌}、使伊勢兵部少輔貞昌參越江戸上

達 將軍家、是亦所賜 上使遠國之謝禮也、進上物記左、

一御太刀 一腰 馬代銀子百枚

一伽羅 一斤 一段子 三十端

一 帷子 十 一 披露狀

已上

進書狀一通太刀一腰・馬代銀子三十枚・帷子十於土井大炊助殿、進書狀一通・太刀一腰・馬代銀子三十枚・帷子十於本多上野守殿也、右進物各廳島之調也、

元和四年六月廿一日寅申時、京都醫師壽德庵下著于加治木也、是亦爲醫子之疾病也、

1531 「御文庫二番箱家久公一卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

尊札拜見忝奉存候、仍惟新樣御所勞、于今尔与無御座付而、此地御下向御延引被成之由、奉得其意候、不及申上候へ共御養生專用ニ奉存候、然而近日以伊勢兵部少輔可被仰上之由示被下候、此方之儀疎略不奉存候、何も此表相應之御用可被仰付候、不可奉存疎意候、恐惶謹言、

「朱力半」
「元和四年」

七月十日

本多上野介

正純(花押)

松平薩摩守様
尊報

1532 御勘氣之衆自前代爲寺役被相拘儀候、然者寺領を乍憑存

或所中かけ歩行仕、或愚宿江緩々被罷居候儀、曲事深重ニ被思召候旨被成御意候、自今以後於被相拘程之儀者、其人江以右之趣能々被相憑、可被拘置候、早竟寺主之難ニも罷成候、又窄人爲ニも不可然事候之間、門中衆江茂可有演說候、自然此上ニも緩疎之儀於有之者、其寺主可爲越度者也、仍所被仰出如件、

元和四年七月廿五日

比志嶋紀伊守判

町田圖書頭同

喜入攝津守同

下野守同

福昌寺

1533

「飯野長善寺棟札」

日向國眞幸院飯野村兜率山長善禪寺客殿興隆之事、夫當山者扶桑曹洞之初祖道元第六世実寶峯大和尚之の子、明窓光大和尚開闢之地而、東闕北越南海西域無覆藏名山也、然處榮衰運之極乎、元和三天丁巳仲秋廿一日卯刻、大風俄吹來、客殿忽作微塵、末世濁乱之謂乎、没収寺領名毀破勘落之故、難成再建而耳、雖然古來之先跡如何可作荒野、呼嗟哉、以此鬱憤國主御兩殿奉上聞斯志趣、攸賢君

慈悲之餘奉蒙鵝目七十貫助錢、爲之基、欲勵再造之功者也、建立殿宇之沙門天室叟、元和四歲仲春撰定吉日良辰、

初修造、同至霜月十五奠造立畢、同是皇德益安寧窓門彌

播揚者也、伏以寺者菩提後生善果云々、大檀那義弘、兩尊家久、

當所之都督久洪云々、當地頭伊集院源左衛門藤原久洪、

大願主前永平、當住比丘宗江院主天室慶暎、地頭代肥後覺

左衛門・野田帶刀、奉行存明、首座中野利右衛門、納所

紹尊藏司、大工岩崎藤兵衛、小工松田四郎兵衛、

1534 「家久公御譜中」

八月家久使伊勢貞昌如東都、而獻品物奉謝先賜 御内書、

且老父病未愈因參勤及延引旨、重告本多正純、正純稟

兩御所、則乃徵貞昌於 御前、有家久侍側而能可孝養之

鈞命、貞昌拜伏而退去還國復命矣、

1535 「古御文書廿五卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

態令啓上候、爲重陽之御祝儀、御小袖一重進入申候、誠

御祝詞迄ニ御座候、爰元 御前其外珍儀も無御座、御屋

敷一段御無事ニ御座候、惟新公御煩弥御快氣之通屋敷へ

之便宜ニ承、大慶存候、何茂重而可得御意候、恐惶謹言、

「朱力半」
「元和四年」

八月二日

寺志 广守

廣高(花押)

松薩州様
人々御中

1536 「義弘公御譜中」

元和四年八月十六日壬申 壽徳庵歸京故進銀子百枚、及小

性已下十三人亦昇銀子也、

元和四年八月廿六日壬午 爲予之間病痾、高野山蓮金院到

着也、扇子一个末廣、杉原三十帖護摩卷數持參也、

1537 「家久公御譜中」

「正文在琉球國司文庫」

覚

一來正月可爲御上洛事、

一豊見城之儀到來候者、則此地へ可有注進事、

一當年出物之事、如去年高尅石ニ付銀子八分ツ、たるへ

き事、

一此度柳屋其國へ罷下候刻、於大嶋堺衆兩人召つれ差下

候由、相聞得候、曲事深重之儀候間可有御糺明事、

由壽德庵療治惟新病頗平復、於是與報謝之、幣物及金銀等於壽德、添護送使八月十六日還洛、時投書翰所司勝重、遙使壽德歸則勝重亦有回復矣、

以上

去月十六日之御狀到着拜見申候、惟新様御煩御驗氣之由「本マ、」尤目出度存候、就其壽德庵爰元まで被入御念、被添御送忝存候由申候、誠拙者式迄大慶存候、來春江戸へ可被成御下候由候間、其刻以面可申達候条、不能詳候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「元和四年」

九月十八日

板伊賀守

勝重(花押)

松薩州様

御報

「家久公御譜中ニ在リ」

尊書拜見仕候、惟新様御煩御同邊ニ御座候由、御氣遣奉

察候、最前 御内書被成遣候、爲御礼伊勢兵部少輔被爲

下候、即本上州御被露候處、一段 御機嫌能 御前へ被召出候、御懇成 上意御座候、御心易可被思食候、將亦私へ御太刀・御馬代銀子卅枚并琉球酒一壺被送下候、被入御念候旨忝次第存知候、隨而九州何茂御無事候之由被仰聞候、玆重奉存候、於爰元各相替儀無御座候、兵部少輔此地逗留被仕由候条諸事申談候、猶從是可得尊意候条、不能具候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「元和四年」

十月十日

松平越中守

定綱(花押)

家久様

御報

以上

尊札拜見忝奉存候、仍惟新様御煩ニ付而醫師之儀、板伊州迄被仰入候之處ニ、則壽德庵其地被罷下無御由断御養生被成候故、此比被爲得御快氣候由、誠以目出度奉存候、御紙面之趣懇申上候、然而此表相替儀無御座候之間、御心安可被思召候、何も此地相應御用可被仰付候、不可奉存疎略候、委細伊勢兵部少方可被申上候条、不能一二候、

「家久公御譜中」

恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔元和四年〕

十月十一日

本多上野介

正純(花押)

松平薩厂守様
貴報

〔古御文書廿五卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

將亦蹴鞠之次第先度御不審之事有之由承候、以一書
可被仰下候、懇ニ注候而可承候、急候間書中如何候、
令申候、以上、

先度者玆札拜讀、殊ニ種々被懸御意候、御懇意之段恐悅
之到候、鞠細々張行仕候、且暮御上左耳申事候、仍此鞠
一顆令進覽候、可然鞠於有之者重而又進上可申、次黒方
令調合候間進献候、勅方方宜と被思召候ハ、重而可
被仰下候、來春者早々御上洛奉待候、猶期後音可申候、
恐々謹言、

〔朱カキ〕
〔元和四年〕

霜月十五日

雅庸(花押)

嶋津羽林様

人々御中

〔正文在琉球國司文庫〕

去秋之頃到貴邦唐船着岸之由、依風説彼船差下候、用要
之儀可相達之様被仰付專一候、將又宇治茶一壺・炭二箱
令進入候、聊書信之驗迄候、恐惶不宣、

仲冬十六日

宰相家久(花押)

進献 中山王

〔全上在佐敷王子〕

介來無音押移候、仍其地へ唐船着津之由就風説、彼船差
下候、於様子者、從老名中申遣之条、入魂專用候、次宇
治茶一壺・炭二箱進之候、誠補空書計候、恐々謹言、

〔朱カキ〕
〔元和四年〕

仲冬十六日

宰相家久(花押)

佐敷王子

床下

爲鷹野見廻、小袖五被相贈之、欣然此事候、委曲本多上

野介可述候、謹言、

〔朱カキ〕
〔元和四年〕

十一月廿日 秀忠(花押)

薩厂

宰相殿

「家久公御譜中ニ在リ」

「義弘公御譜中」

「案文在安藤權右衛門」

如恒例御祈禱之卷數被懸御意候、則令頂戴珍重存候、倍於御神前可被勤御懇祈事願入候、猶御使僧可有演說之条不能詳候、恐惶謹言、

「朱力キ」
「元和四年」十一月廿三日

彦山

政所坊

御報

於高野山谷上蓮金院之事、爲 島津殿御宿坊、先年右寺地同寺領紀伊國安良見村之内、高三拾五石以價銀四十貫目餘被買取被成建立、其後薩摩國出水郡之内、知行百石被相加合百三拾五斛永代被寄附畢、因茲御當家之御祈念并御先祖之日牌向後無懈怠被相勤、勿論寺中修營等堅固可被致執行事尤候、仍狀如件、

元和四年仲冬廿三日

比志嶋紀伊守

國貞判アリ

三原諸右衛門

重種判アリ

町田圖書頭

久幸判アリ

喜入攝津守
忠政判アリ

鳴津下野守
久元判アリ

蓮金院

「此写御文庫十七番箱十九卷中ニアリ」

「家久公御譜中ニ在リ」

「御文庫廿三番箱十八卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

蓮金院事、爲當家宿坊先年令興隆刻、寺領三十五石致買得訖、猶以當國之知行百石令寄附之条、先祖日牌等并寺中修造之儀、永代不可有緩疎者也、仍狀如件、

元和四年仲冬廿九日

薩摩宰相

家久判アリ

蓮金院

「兒玉氏譜中」

元和四年戊午十一月、公如山川、同族利昌等從、於是命從臣島津久元等對時風景、各爲國歌、文岳亦陪筵、乃賦七絶一首應 命也、其詩云、

君乘遊興南海邊 斯日黃鐘風物鮮

紅葉浮江□□□ 吟行至樂在山川

文岳

時諸士歌亦載于左、

1553 『山川野間口氏家藏短冊』

山河のなかれのすへはひろくとも氷やとめむ水のしら波

安綱

山川に風の吹ちらしたる紅葉は越おちくる瀧の花とみる

白圓

我を残す冬の山川かせさへて紅葉やせこの錦なるらん

友政

山川のうつゝの床を旅ねにもおもひしれとやおしの一聲

宗衡

瀬をあさミとまる木の葉もさそふ水ありと計に山風のふ

豊信

く 冬の夜のねさめかちなるさむしろに聞こそ馴れ山川のを

久元

と 山川のうきミす鳥の聲ことにたひのまくらはさめかての

重長

床 寒夜の山風はけしき山川にうかふもみちの色や妙なり

『園分左京亮』 友積

散かよふ木くのもみちをさそひ来てにしきをあらふ山河
の浪
『兄上筑後守』 利政

1554 家久公御詠歌

はるくくと霞分ゆくたひ衣花に名残そふる里の空

おもひやれ八重の汐路へへたつ共詠なれにし春の夜の月
わかれ行袖にまとひし青柳のいともゆかしき我がこゝろ
哉

忘れしな心の花の枕してうつゝにかよふ春の夜の夢

いかなれは花の盛りに歸る鴈待とやちきる秋のよの空

1555 『本田助之丞藏』

式刃出銀代米受執

一眞米八石九斗但毫石三付十四勿直成

一赤米式石五斗

一眞米式石四斗四舛壹合七夕

合十三石八斗四舛壹合七夕

高九十六石八斗九舛二合

銀二ノ百九拾三刃七分八厘四毛

右之分^二而皆濟也、

元和四年十二月五日

西郷十左衛門(花押)

鮫島宮内左衛門(花押)

小森新右衛門(花押)

脇元權介殿

參

1556

「義弘公御譜中」

元和四年十二月二日^巳、松平河内守殿室家前月八日早世

之旨、帶親父隱岐守殿書簡、飛脚三人從勢州桑名今日到著也、

1557

「案文在安藤權右衛門」

河内守殿御内儀俄之煩にて不慮^二遠行之由、誠^二愚老愁

傷可有御高察候、併無詮仕合不及是非次第候、恐惶謹言、

「朱力半」

「元和四年」十二月六日

松平隱岐守殿

御報

「全上」

1558
急度令啓上候、然者御内儀去月八日^二被成遠行之由其聞

候、誠^二不慮之儀殘多存事候、御愁傷之旨御同前之至候、

仍爲香奠銀子三十枚致進獻候、聊表御志計候、恐惶謹言、

「朱力半」

「元和四年」十二月七日

御使新納越後守

松平河内守殿

人々御中

1559

「義弘公御譜中」

「案文在安藤權右衛門」

急度令啓上候、仍河内守殿御簾中遠行之儀早々被仰下、

誠不慮之段絶言語候、爲御弔一人差上候、心事口上可申

上之条不能詳候、恐惶謹言、

「朱力半」

「元和四年」十二月七日

御使新納越後守

松平隱岐守殿

人々御中

1560

「全上」

如仰其後者不申通、無音^二罷過候処、爲御見廻御使札、

殊御太刀一腰・馬一疋并諸白樽一荷・着一折被懸御意候、

誠に遠方御懇情之旨別而畏存候、尚御使者可有演説之条

不詳候、恐惶謹言、

「朱力半」

「元和四年」十二月七日

五嶋淡路守殿

御報

1561

「義弘公御譜中」

「案文在安藤權右衛門」

自是社可申通處、無音相過心外之至候、然者愚老煩爲御見廻到遠路態預使札、御念比之至別而令祝着候、我等筋氣も于今無替儀候、寒中与申行步等誠以不自由之躰可有御賢察候、將又東國表弥御靜謐之由珍重存候、就中此方之屋敷無事在之由、一段目出度存候、猶期來音不具候、恐々謹言、

「朱力キ」
「元和四年」十二月十一日

右馬允殿

御返報

1562

「義弘公御譜中」

「案文在安藤權右衛門」

態爲御見廻、御使札殊鷹之鷹并御國之御酒樽三荷・肴兩種到遠路被懸御意候、誠不始于今御懇情別而畏存候、然者愚老煩茂更無替儀候、扱者天草傳ニ得大驗候様ニ被聞召及候哉、定而壽德庵法眼之藥令服用、種々相加養生躰

候間、次第ニ可得快氣与申事候、猶巨細御使者可有演說之条不詳候、恐惶謹言、

猶々第鷹之鷹取申候事者、玆數儀ニ御座候、誠違物与存事候、次病床故何方へも如此用印候、自由之至可有御免許候、

「朱力キ」
「元和四年」十二月十四日

寺澤式部少輔殿

御報

1563

「占御文書廿五卷中」「家入公御譜中ニ在リ」

以上

遠路被入御念御使札、殊三種諸白大柳三荷被懸御意、別而忝奉存知候、然者以御誼御縁邊ニ罷成候儀、大慶不過之存候、來春者江戸へ被成御下向之由、其節以貴面可得御意候条、早々及御報候、恐惶謹言、

「朱力キ」
「元和四年」

極月十五日

隱岐守

定勝(花押)

薩州様

貴報

1564

爲歳暮之佳祝、小袖十被相送之躰然候、猶酒并雅樂頭可

述候也、

十二月廿三日 秀忠

○〔墨印〕

薩摩
宰相殿

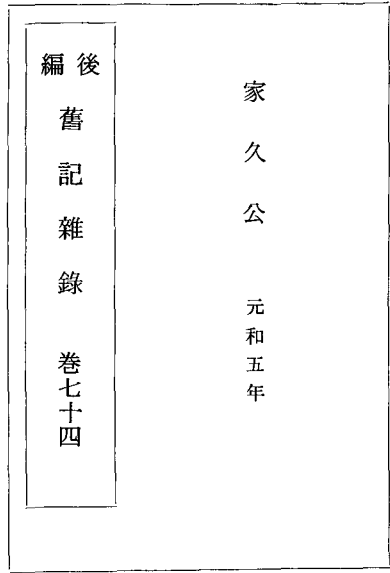
1565
〔御文庫三番箱中〕

爲音信、蜜柑十籠被相贈、玆重候、委曲本多上野介可申
候、謹言、

十二月廿九日 秀忠(花押)

薩摩
宰相殿

(表紙)



1566 「家久公御譜中」

元和五年正月、家久以使節遙年首之壽獻幣物、依舊式矣、

1567 「三番箱中」

爲改年之嘉慶、被差越使者、殊太刀一腰・馬代黄金二十兩被相送之、欣然之至候、尚酒井雅樂頭可申候、謹言、

正月八日 家光(花押)

薩摩 宰相殿

1568 「家久公御譜中」

「正文在島津市之助忠親」

此馬ひさうの事にて候へとも、こんと上洛に又八郎へ申し申、よくくひさう可有候、このよしこゝろへ申度候、はれ物ちいさく成候間、やかてよく候すると申候、のとのうち今におなし事にて候、これもしたひにこそよく候へんと申候、いつとなき事を待めるはかりにて候、かわる事なく候、く、又く、かしこ、

「朱カキ」
「元和五年五月」

「在口裏」

廿五日

より

かちき

まいる

いゑ久

1569 「家久公御譜中」

「正文在琉球國司文庫」

新年之慶賀多幸々々、逐日不可有盡期候、仍雖爲微少之方物楮別令進獻之、猶永日中嘉祥可申加者也、恐懼不宣、

「朱カキ」
「元和五年」 正月廿五日

薩摩守家久(花押)

進上 中山王

「家久公御譜中」

大樹秀忠公至當初夏將上洛、因預降 鈞命、而使關西之侯伯輻輳于京洛、家久携二男又八郎忠平時五歲、而二月上旬發虜城、而赴京師、島津下野守久元・町田圖書頭久幸從駕矣、

1571 「下野守久元譜中」

元和五年己未二月發於薩摩、翌年庚申十月歸國者也、

1572 「義弘公御譜中」

答中山王書

今春賀詞千祥萬吉如示論、京畿干戈出于不意無幾、而東西太平上下歡抃珍重珍重、我少將家久公遣使於貴國擇定嗣王、嗣王分定者國家長久之計也、自古嗣王不定、則國有覬覦者、若然則其憂在社席之間矣、早使親族之有才者嗣其祿位、則佞巧之徒豈有亂國者乎、伏願擇師傳之知古今者、置之嗣王左右教以成敗示以節儉、古云、愛子教以義方忠孝恭儉義方之謂、若嗣王能解義方之理、能致忠孝於太上、能行恭儉於國家、又能知成敗於未然之時、與我薩府府君、永不失親睦之心、豈非貴國太平之基乎、太上

儲王同能知之、所謂之赤氈二片・蕉布十端・酒甕一箇拜而受之、不勝感荷不宣、

〔朱力半〕
「元和五年力」

惟新

拜復 中山尚寧王 閣下

1573 「義弘公御譜中」

〔案文在伊作兼田部四郎左衛門〕

夫按當家之代、自忠久至家久、殆二十代也、予幸及八十餘歲、近代見他家之盛衰、歷々如見目而或殆泯盡、或有如亡、瞬息之間化烏有去矣、或称一士而不擇家之貴賤、以我之有才覺領莫太之知行、其勢雖似與家國不用旧邦之例、是故朝興而夕亡、終爲權辱之夢矣、雖然當家無異儀而美譽、振世者以日本神國率由旧章也、由此觀之一士以無重代之臣無諫諍之賢任、心之所之捨古賞新不敬佛神、使民不以時用人不以道、因失往古之政、天罰不遁者乎、當家代々信心堅固家臣繁榮者、崇佛神敬先祖修武略勤文教加忠節、以故國代益隆也、自今以後嗣而守家者愈守此旨、不可亂國家之行儀、抑予辱爲 義久公之舍弟、自少之時委身於弓箭之事、奉命於危難之間數十年之中不舎晝夜始插懷遠柔近之心、終思見危授命義、是故東戰西伐匪

啻日本國中着一式衣、而在朝鮮者數歲斬敵立功、竟逢天下恭平國家安穩之時、惟實生前死後之本懷也、以事之次予之武功之趣略記之者也、

〔朱力牛〕
〔元和年間〕

1574 於上樣御代國府諸士起請文

愚恭惟起請文欽前晝矣、不識于何事可起請文 惜哉紛失、嗚呼後生嗜文書好古之人孰

不歎息乎、

有頂下天者到金輪際佛神皆悉驚白言、堅牢地神 八海所接龍王龍衆 十王十躰俱生神、大山府君 司命司祿 冥臣冥衆 有情無情 辰星 南斗 北斗星 日耀星 破軍星 羅喉星 計都巨文星 七夕星 八葉星 本命星 四方四佛 五方五佛 大聖摩利支尊天 太白神 太歲神 八諸神 十二月將神 天葬神 地葬神 阿豆知神 天神 地神 海神 木神 火神 金神 水神 風神 諸神諸善薩 諸善神 東方降三世明王 南方軍荼利夜刃明王 西方大威德夜刃明王 北方金剛明夜刃明王 中央不動明王 大黑尊天 毘沙門天王 大弁才天女 宇賀神 十五童子 三宝荒神 多婆羅天王 武荅天神 頗梨采女 蚩毒氣神

王 八王子 八万四千六百五十餘神 金剛界七百余尊 胎藏界五百余尊 金剛藏王 日光地帝主 大聖金剛童子 普天卒土愛染明王 妙見菩薩 過去現在未來三世諸佛 一萬八千軍神 三万八千軍神 四万八千軍神 五万八千軍神 六万八千軍神 七万八千軍神 八万八千軍神 九万八千軍神 十万八千軍神 一千八百師天童子 一萬燈明佛 二万燈明佛 三万燈明佛 藥師如來、宝生如來 無量壽佛 微妙身如來 文殊 普賢 觀音 勢至 十六善神 八万四千夜刃神 忝日域崇廟

天照皇大神宮四十末社 內宮 外宮 風宮諸末社 八幡大菩薩 春日大明神 王城鎮守山王廿一社 根本中堂本尊 立塔諸堂諸坊之本尊薩埵 祇園午頭天王 松尾大明神 平野大明神 吉田 立田 熱田大明神 大原大明神 稻荷大明神 賀茂下上大明神 貴布祢大明神 北野天滿天神 三輪大明神 住吉大明神 三十番愛宕四所大權現 熊野三所大權現 十二所權現 九十九所權現 廣田大明神 金峯山權現 吉備宮大明神 對馬天王 羽黑山大權現 葛城大權現 峯々藏王權現 子守勝手大明神 榎宮大明神 法花廿八品 三藏法師 鞍馬毘沙門天 吉祥天女 雨宝童子 關東守護神伊豆箱根兩所權現 三島大明

神 鹿島大明神 富士大權現 白山妙理權現 立山大菩薩 諏訪上下大明神 多賀大社 御靈八所大明神、殊者氏神、惣者大日本國六十六ヶ國大社 二千小社 五百九十二所大小神祇等 地藏菩薩 陀羅尼菩薩 龍樹菩薩 虛空菩薩 栴檀香菩薩 大病神 八万四千鬼神 大恩神 歲破神 天蘇神 大疫神 夜氣夜刃神 妙鬼神 六百五十餘神 金山六十萬鬼神 刀八毘沙門天王 父天狗太郎房眷屬 九臆四万三千四百九十餘神 善貳師童子 八所大明神 善害坊 次郎坊 八万四千眷屬 飯繩大明神 四十四万一千眷屬 大天魔三万三千 小天狗三万三千眷屬 知羅天狗 十二天狗等、日域中山々峯々嶽々居所住之天狗 小天狗等、各作群集而正路之旨照鑑給、殊別而者九州擁護大小神祇等、當國鎮守正八幡大菩薩 霧島六所權現 當所勸請神祇等 薩州諸神等、若偽心於在之、立處受白癩黑癩之重病八万四千毛孔 四十二之骨節、日々夜夜苦痛無止、深厚蒙御罰、於後世者八寒八熱隨阿鼻地獄、到來來永却不可有浮期者也、仍靈社上卷起請文如件、

元和五年己未二月七日

喜入吉兵衛殿 青山越中守殿 蒲生宮内少輔
久供 眞武 清宗

町田助右衛門尉殿

忠親

阿蘇新九郎

權興

前原孫左衛門

貞元

大坊

通純

飯牟禮紀伊介

光家

有馬喜左衛門

純長

田中佐渡守

國安

岩切與兵衛

信安

窪田清右衛門

儀昌

伊瀨知源藏

吉雄

加世田善左衛門

景林

永崎織部佐

正通

本田七左衛門

親治

東郷小監物

重村

有馬主膳正

純盛

豎山宗次郎

利次

吉田九郎左衛門

清康

市成左衛門

武秀

久富長左衛門

景次

市來出雲入道

家在

宮原平八

景昌

有馬銀八

純政

石塚七左衛門

種房

存堯坊

通次

米田二丞入道

家次

林千次郎

重次

長崎吉左衛門

祐次

家村彦介

住次

山中四郎兵衛尉

種正

伊集院加左衛門

久豐

蒲生四郎左衛門

貞固

上野利左衛門

景貞

田実彦右衛門

重政

野村七郎兵衛尉

元綱

勝目八右衛門

秀親

木佐貫宗左入道

盛高

市來喜次郎

家秀

長崎五郎介

通次

四本權七

忠次

川野邊喜四郎

滿次

曾山兵左衛門

吉治

弓削平吉

盛政

井尻勘解由左衛門
祐正

黒川新五兵衛
家長

田代平介
清安

永吉藤左衛門
久朝

案原太郎兵衛尉
國明

岩田甚吉
等次

鎌田左平次
政安

三嶋小平藏
清光

文沅
〔本のまゝ〕

佐土原源五兵衛尉
祐康

野村伴五兵衛尉
〔本のまゝ〕

平田一右衛門
宗正

本田九兵衛尉
信隆

伊瀬知半八
吉〔本のまゝ〕

福崎二兵衛尉
儀次

久木田五兵衛尉
重親

曾山吉内
吉次

伊集院彦六
忠次

帖佐平六
宗仍

丸山七介
重昌

宮原諸左衛門
盛秀

本林坊
慶山

三宅七兵衛尉
國丑

楠元五兵衛尉
重時

岩城与左衛門
重利

正覚坊
盛家

湯田郷兵衛尉
重次

本田善右衛門
信高

音津彦七
正次

長田与八郎
良勝

肥後与次郎
盛清

泊小十郎
信次

伊集院刑部左衛門
久武

前田大学左衛門
清房

佐土原新六
祐光

湯田郷兵衛尉
純次

長田与吉
良次

藺田千寿丸
秀長

四本伊豆介
秀長

川村與三兵衛尉
末信

山内甚太郎
廣次

松下番左衛門
吉口

有馬源六左衛門
純安

植木内藏丞
政次

野村源三郎
能綱

伊瀬知勘解由右衛門尉
吉重

有川六弥左衛門大迫四郎兵衛尉
直次

蓮香掃部左衛門
儀政

三宅三介
國秀

喜入丹波守
久富

川上久次郎
久通

河野孫十郎
通豊

東郷堅介
重秀

肥後彦三郎
盛滿

池邊助左衛門
重次

荒田助右衛門
武朝

竹井二右衛門
佐正

河上右京亮
久商

谷村助左衛門
宗清

栖元齋藤兵衛尉
兼信

是枝彦三郎
快盛

奥与次郎
安秀

西造右衛門
瀧次

上野少介
家次

肥後勘兵衛尉
盛明

山崎治兵衛尉
重長

四本少藏
秀次

宮里全丞
正明

服部久兵衛尉
宗俊

千田左吉兵衛尉
貞次

永利傳介
篤次

荒田助四郎
武次

肥後相馬丞
盛次

北原右兵衛尉
兼有

新橋傳右入道
頼重

税所宗左衛門尉
篤増

西郷彦兵衛尉
宗次

野村小外記
〔本のまゝ〕

上原監物
尚延

木佐貫吉左衛門
盛次

宮原善右衛門
種次

浦地帯刀長
真〔本のまゝ〕

指宿隼人正
真口

加治木善右衛門

康平

李田舎人助

信家

瀧脇弥次郎

國仍

垂野新左衛門

商昌

渡邊九郎兵入道

野村長左入道

愛綱

伊瀬知太郎兵衛尉

吉信

長田半五兵衛尉

盛綱

大林坊

清次

指宿宍岐守

貞隆

飯牟田權右衛門

光秀

伊地知勘左衛門

重光

中嶋四郎右入道

景秀

大川彦右衛門尉

廣忠

藤田与右衛門

兼次

笈崎善吉

「印判ニ血判」

江口源七

祐春

奥原佐々之丞

金次

田代二右衛門

清堅

良覚房

「本のまゝ」

徳持孫次郎

家治

肥後宍岐守

盛昌

李田善左入道

信實

津曲七兵衛尉

兼明

山下小右衛門尉

「本のまゝ」

牧瀬助右衛門尉

家次

森徳之丞

友吉

小藤登兵衛尉

藤次

竹迫主税

武重

竹之内市助

「印判ニ血判」

中満清六

政清

高橋源吉

正澄

川口新左衛門

「印判ニ血判」

青山小監物

綱秀

森宗次郎

重正

有馬左近次郎

純次

坂口長助

「本のまゝ」

齋藤銀五郎

實利

西田右衛門

「印判ニ血判」

明山三兵衛尉

清次

濱田五兵衛尉

盛次

梶原源太兵衛

「印判ニ血判」

小川内藏介

家秀

牧本主殿

「印判ニ血判」

牧元善四郎

「印判ニ血判」

松田吉藏

定次

古河藤右衛門

政重

山口加口左衛門

「本のまゝ」

石井今兵衛

秀次

今藤小吉

宗震

竹内清右衛門

「本のまゝ」

印筒与九郎

「本のまゝ」

服部茂左衛門

安村

弓削藤六

盛健

「比所本のまゝ」

有馬清丞

純定

泉善坊

「本のまゝ」

市來宗右衛門入道

家幸

長崎千右衛門尉

通次

神宮司主水左衛門

純實

家村源右衛門

重時

家村筑後入道

住房

井尻平兵衛尉

祐知

富山五郎右入道

吉秋

枕山内藏丞

忠増

河邊五郎左衛門

滿秀

宮原甚七

盛次

音津孫左衛門

正次

久富弥左衛門入道

景家

安楽伊与介

兼利

岡本宇左衛門

重信

上原勘解由兵衛尉

直次

伊地知助左衛門

重政

安楽大炊助

兼次

堀切彦兵衛尉

重昌

中村弥兵衛尉

重清

河村八左衛門尉

秀信

山下助左衛門

「印判ニ血判」

有馬加左衛門

住家

山下助左衛門

家治

市成弥兵衛

武頭

西郷彦左衛門

宗重

北原雅樂助

兼康

大林坊

町田長三郎

久元

南雲順右衛門

良勝

坂本彦右衛門

清昌

伊地知勝左衛門尉

重房

〔比所本のまゝ〕

富山助丞

儀位

齋藤与三左衛門

眞盛

山内多太右衛門

廣親

弓削喜左衛門

政盛

肥後民部左衛門

盛時

〔比所本のまゝ〕

肥後仲兵衛尉

盛次

右本書國分賦所ニ有之由

1575

〔家久公御譜中〕

〔正文在飯隈山蓮光院〕〔御案文廿三番箱十八卷中ニアリ〕

薩摩大隅日州諸縣郡年行事職之儀、聖護院御門跡以御許容被仰付、御書物頂戴之上者、大峯修行毎年無懈怠相勤、當家之祈念可被抽誠精者也、仍狀如件、

元和五年二月十五日

宰相

家久(花押)

飯隈山

養仙坊

〔上包〕

飯隈山

養仙坊

宰相家久

1576

〔家久公御譜中〕

正月上旬家久投一輪於本多正純・土井利勝曰、當大樹還御之期、諸侯伯賜告雖歸領國、於家久如江都應須越年、抑如二男又八郎之病已得快健、而欲參于江府而替當家之質、且姪女子歸之事等告之、則有逐一許可之回答、而使伊勢貞昌如武都矣、

1577

〔古御文書廿五卷中〕〔家久公御譜中ニ在リ〕

以上

尊書之趣拜見仕候、仍公方樣還御之節、諸大名御暇ニ而御座候者、貴公樣御事當年者御下候て、江戸ニ而可被成御越年由、尤存候、將又御子息樣御事、頃者漸御氣色能御座候間、近日御下候樣ニ与承候、是又尤存候、將又御妹樣之御事、早々御上可然存候間、御迎被下候時分、御留守居衆迄書狀を以可申入候、次御姪樣之儀一段尤存候間、聊疎意不存候、兵部少輔方爰元へ可被成御越候、其時分委可申上候、恐惶謹言、

〔朱力申〕

〔元和五年〕

二月十九日

土井大炊助

利勝(花押)

本多上野介

正純(花押)

松平薩摩守様
萬報

1578 「兵庫忠朗譜中」

元和五年二月二十一日、爲質扈從 家久公、六月朔日至
京師登 二條城、奉謁 大樹秀忠公、其後至江府、

1579 「家久公御譜中」

三月二十四日晚、家久及又八郎忠平海上波浪穩而、著岸
于大坂、翌日家久賜書於伊勢貞昌、情具翰中矣、

1580 「正文在杉山十兵衛」

猶々条書之内一ヶ條以西俣彦右衛門尉口上被申候、
具得其意候、將亦 惟新様御煩氣御同篇ニ御座候、
弥御老氣咲止存候、以上、

昨日廿四日之晚大坂へ着船候、然者伊勢愛宕へ折念被申
候、其驗候哉、日州海上静謐之故船中無事候而令祝着候、
仍公方様四月廿日比ニ御上洛之由、其聞得候、就其爲可
承合、先々京都へ叩申之由、本多上野守殿・土井大炊助
殿へ以書狀申、以此趣可然之様可被申入候、其表之様子

急度注進肝要候、謹言、

「朱力斗」
「元和五年」三月廿五日

伊勢兵部少輔殿

家久(花押)

1581 「古御文書廿五卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

猶々大坂迄爲御迎罷下申度存候へ共、打續 禁裏御
能御坐候間、御無沙汰罷成迷惑申候、以上、

御上洛珍重奉存候、早々以參御見廻可申入候得共、今日
者 禁中和歌之御會御坐候而伺公申候、餘延引罷成候条、
先々以使者申入候、仍任到來諸白兩樽并一種令進覽候、
何も以參可得賢意候、恐惶謹言、

「朱力斗」
「元和五年」卯月七日 雅胤(飛鳥井)

松平薩摩守様
人々御中

1582 「家久公御譜中」

四月十五日難波少將兼勝寄書於家久、來而遙 勅命曰、
家久家臣小幡長門守是月二十七日・二十八日相繼於
禁裏奏猿樂工之舞曲、而可備 觀覽、以此旨家久可命長
門云云、

1583

「古御文書廿五卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶々御能當月廿七日・廿八日兩日被仰付候間、此旨

長門ニ可被仰付候、かしこ、

御上洛之由珍重存候、以參可申入候處、御隙時分不存候

間、令遠慮候、然者 禁中御能小幡長門ニ被仰付候間、

從貴殿猶被申付、御進上尤候、將亦今日理性院へ御出之

由、大慶存候、院主別而満足ニ可存候、何様以面謁萬々

可申述候、恐々謹言、

「朱カキ」
「元和五年」卯月十五日

鳴津薩摩守殿

兼勝

1584
「家久公御譜中」

薩州甌島郡甌島者、鹿城之西隔海陸十五六里許、而在于

大洋中、中古以來小河某者領之島居、抵前太守義久之治

世、有故収公之使小河氏移居阿多郡内高橋、自爾以來唯

耕夫漁人而稱士者僅不滿百、是亦業耕漁而計生理而已、

如斯無主宰而至于今、則逋逃者自他邦來竄、魚鹽買賣之

賈客亦集、第一爲耶蘇大禁者之窠窟、則後悔省悟無其詮、

而四月二十二日家久撰島之當明府和頭也、本ノマ、地頭カ本田伊賀守令遷

居彼島、久元・貞昌奉令以書通同職島津久慶・川上久國、

如左此島居地頭濫觴在于是年矣、

1585

「正文在本田與兵衛」

以上

一書申候、然者甌之鳴之儀隔海路、一所としたる所ニ而

候条、此中も奉行かましき衆を不断可被召置候處、御油

断之様ニ成行候、方々より旅人共集所之由候間、主なし

にて候ハ、連々如何様成私かましき儀も可有之候、就

中御當代御法度之たいうすきりしたん宗なともかくれ居

事も可有之候、又者ばはん人なとも所よりも可出候、他

所之者も可隠居候、左様成ニ付而本田伊賀守可被召移之

由御意候、右ニ如申隔海路鹿鳴よりも程遠候間、大形之

衆者結句私かましき儀共候て、如何敷可有之候条、彼地

へ可被遣人、能々御撰候へてハと 思召候處、幸伊賀守

事地頭と申老者之儀候、先年琉球へ御人衆被遣候時も、

歴々不行儀ニ候処、伊賀守・市來八左衛門尉兩人迄りち

ぎニ被相動候故、御褒美共被成候条、弥入念可申与 思

召之由 御錠候、此旨被仰渡、早々被罷移尤候、堺目へ

被召移候衆へハ御加増共候間、其同前ニ於彼地知行可被

遣候、先年肥後堺目之儀、彼是御心遣之所ニ而候間、可被

罷移由雖被 仰出候、病氣ニ付延引之躰ニ候、今度之儀者別而被 仰出儀候条、違儀なく被罷移候様ニ、急度可

被仰渡候、猶三大藏太輔殿可被申達候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕
〔元和五年〕

卯月廿二日

伊勢兵部少輔

貞昌〔花押〕

下野守

久元〔花押〕

川上將監様

彈正大弼様

人、御中

〔御文庫四拾八番箱中〕「家久公御譜中ニ在リ」

尚々、在江戸之娘孫無事ニ在之由、先度被仰越候、是

又一段目出度存候、

此比者其地之御左右不承候間、用一書候、

一三月廿五日從大坂之書狀去十一日到來、則令披見満足

之至候、先以海路無事ニ大坂へ早々被成着岸、尤目出

度存候、殊又八郎殿幼少之儀候処、海上いつくより

も静ニ御座候而、舟ニも酔れず候由承、誠寄特之仕合

と存候事、

一公方様御上洛之儀、此比江戸可被成出御様ニ風聞申由、

顯書面候つる、其分ニ候哉、就其貴所事京都へ被待合由、本多上州・土井大炊助殿迄以書狀被相尋、何之筋

にて御兩所差圖次第、可有御分別旨尤ニ存候、其後

江戸方之返書如何相聞候哉、定而御前之御仕合之儀者

初而又八郎殿御同心候間、累年方も殘所御座有間敷と

珍重存候事、

一福山野馬追之儀、去十一日被申付候、駒數百八十七疋

在之由候、當年者駒も一段見事ニ御座候由候、我等も

其内青毛・鹿毛・槽毛・黒栗毛四疋取申候、涯分致秘

藏慰申事候、次ニ春山野之駒廿三疋在之候つる、其内

三疋召置、餘者かけ馬ニさせ申候、何も貴所御下向之

時分可懸御目与存、速々乗入させ候事、

一愚老所勞之儀、當分別条無之候、然共長々煩与申、弥

老屈之躰、可爲御推量之前候事、

一御國元一入静謐之儀ニ候、就中鷹嶋奥三方何も孫殿達

勇健ニ御座候条、可御心安候、猶其元之御吉左右追々

可示給事待申候、恐々謹言、

〔朱力キ〕
〔元和五年〕 卯月廿三日

薩摩守殿

まいる

惟新

〔此年七月廿一日御逝去也〕



1587 「古御文書廿五卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

昨日者爲一軸之御礼、芳札令祝着候、可有御秘藏之由、別而満足申候、猶重而以面談万々可申入候条、不能詳候、かしこ、

「朱カキ」 五月朔日 (興意入道親王) (花押)

松平薩摩守殿

1588 「御文庫三番箱中」

爲端午慶事、帷子單物數十被相送之、実以欣悅此事候、猶本多上野介可申候、謹言、

五月二日 秀忠(花押)

薩摩 宰相殿

1589 「家久公御譜中」

福島左衛門大夫正則先是慶長二十年春、修所在于國內之枝城事、速達 家康公高聽、已及御糺問、則以修是固元就所城之枝城、全非新城、奉應對故 公聞旨而明察之、姑措之雖至于此、猶有不慊 上心六箇之事、是以乎巷説紛紜、因勝重答書謂其事、后六月 秀忠公遂取公領國、

而遷正則於羽州莊内預最上源五郎義俊、而於配所賜養田一萬石矣、

1590 「古御文書廿五卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

猶々今分ニ候ハ、やかて快氣可仕候間、以參可得 貴意候、以上、

先刻者預御使者候、氣相悪敷御座候而引籠罷在ニ付而、跡ニて承候、然者福嶋左衛門大夫殿之儀、爰元下々ニて風聞申候様躰、被及聞食無御心元思召候由被仰越候、則江戸年寄衆を參候書狀爲御披見、写進之候、就其江戸へも人被遣由承候、早右之様子相濟候由ニ御座候間、御飛脚被遣候儀必御無用ニ而候、猶面上之節可得御意候間、不能詳候、恐惶謹言、

「朱カキ」 五月二日 勝重□「印」 煩氣御座候間、印判ニ而申上候、御免可被成候、

松平薩摩守様 板倉伊賀守 人ニ御中 勝重

五月三日、八條智仁親王招家久於華亭爲催和歌之會、時列其席公卿・家久共俱十有四人、其外連歌師昌琢玄仲候末席、各題寄道祝、始親王而詠之披講管絃如法式、而當賜饗膳行盃酒之期、樂工等列居會席左方之緣類、調金鼓

・笙笛・威角樂、奏樂三番・只飲・酒破・龍王・武德樂也、狩歎家久雖爲武將能學文、頗通數鳥之道、是以列此席交雲上之客、是實可謂一時之高遊者乎、因家久之文名・武名藉甚于都鄙、所詠之和歌及會席圖見于左、

1592 「寫正文在貴島善左衛門」

親王	文齋	樂	鞆	大	鞆	鞆	御宮仕衆
	四辻中納言季繼	鐘	大	鞆	鞆		女仲
中御門大納言齋胤	中院中納言通村	只飲酒破	笙	威	角	樂	昌琢
阿野中納言實顯	薩摩宰相家久						
西洞院宰相時慶	西洞院新三位時直龍王同	武德樂	笛	已	上	三	
五辻右兵衛尉玄仲	飛鳥井中將雅胤			同			
藤右衛門尉永慶	綾小路少將身草			同			
冷泉中將道賴	大弼忠定			同			
久世少將通武				威	角	樂	

寄道祝

智仁親王

君も臣も國おさめしる教とて

世にもてあそふしき嶋の道

又

四辻中納言季継

をさめしる道はいつれの跡をしむ

思へはふかき世のめくみかな

又

中御門大納言資胤

天下おさまる時と君か世に

まかひて絶ぬしきしまの道

又

中院中納言通村

おさまるは七のみちをはしめにて

外のすかまで國もうこかす

又

阿野中納言実頭

をさまれる世の声しれと聞おきて

たのしみふかきことのはの道

又

薩摩宰相家久

淳なる世にすむひとの心にも

たくへてそ見る敷嶋の道

又

西洞院宰相時慶

右 あつさ弓やしまの浪のおさまるも

たゞしき文の道にまかせて

又

西洞院新三位時直

左 ちかひてし神のこゝろの道よりも

豊あしわらの國そさかふる

又

五辻右兵衛尉元仲

右 なをき世の声をうつせる言の葉も

その國曲のミちあふくらむ

又

飛鳥井中將雅胤

左 弓筆のふたつの道をおさめ來て

心よせくる和歌のうら浪

又

藤右衛門尉永慶

右 言の葉は散うせぬ松を種として

世にさかへゆく敷嶋の道

又

綾小路少將高有

左 神代よりいまたたゞせぬ敷嶋の

道のつたへやなをあふくらむ

又

冷泉中將道頼

右 すたれしもまたあらたむる君が代に

わきてさかへよ敷しまの道

又 大弼忠定

左 しれくの道あるととも吾國の
よのことぶきや歌に見すらん

又 久世少將通武

右 なかくれと神や守らんなへて人の

誠の道にかなふてふよハ

又 昌琢

さかふるやにしの海よりあらはれし

神のまもりの敷嶋のみち

又 玄仲

つらぬへき數をもわかぬ歌にさへ

道すなをなる世をあふくかな

1593

去三日於八条殿御歌會之由、珎重存候、御満足之旨尤候、
其通具可申傳候、將又芭蕉布五端贈給之、毎度御懇志之
段、祝着不殘候、猶重而面之時万々可申入候条、不能多

筆候、かしこ、

〔朱カキ〕
〔元和五年〕 五月六日 (興意入道親王) (花押)

松平薩摩守殿

「家久公御譜中ニ在リ」

1594

相良殿ニ度々粉骨辛勞之覺

一 佐敷量石ニ而太刀始仕分捕高名粉骨之事、
嶋津殿江

一 高木嶋原しけ之馬場ニ而合戦太刀始之事、兄弟争ひ

申候事、

一 高木嶋原ニ而龍造寺隆信打死之時、大合戦ニ粉骨仕ワ

疵之事、

一 何暮之内堅志田之城乗之時、本丸ニ而合戦、太刀打分

捕仕候、三ヶ所疵を蒙り申候事、

一 美濃國関ヶ原合戦之時、組打分捕之事、

一 志波之城乗は々やふり之時、父子勝三郎合戦仕候、鐘

疵受粉骨申候事、

一 高麗國於平安道、大明之人衆數百騎取懸大合戦之時、

取口之城之口ニ而、太刀始仕粉骨之至候事、

鐘程之辛勞之事、

一 筑前國岩屋之城乗ニ而辛勞仕候事、

一 豊前之大敗軍之時、まんしう寺口之しつはらい之衆ニ

罷成辛勞仕候事、

其外鐘程之辛勞氣遣仕候事度々之儀ニ候得共、餘り六

ヶ敷存候而、書付不申候、

元和五年五月十七日 後醍院淡路入道

書之

「御文庫拾七番箱十九卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶宮原主計助早々可被罷下候へとも、從 御前御用ニ付被召留候、此等之旨各よりかち木へ可被仰上用、以上、

用幸便令啓入候、

一 公方様御上洛御打立之日限、今月五日と御座候つれとも未相定由候事、

一 五月三日於 八條様御歌會御座候、相公様御会席へ被成御出候、寄道祝と有通題ニ而、御詠歌被遊披講管絃御座候、其外終日之御会釈式正之御振舞、更不及言語儀候、早竟 相公様御馳走之御興行与聞得申候、六十年已來如此之御會御座候之由、其沙汰候、我々不承馴儀を聴聞仕候、御歌御座候躰、後日書記可令進入候事、一 福嶋大夫殿儀、七ヶ條之違目就中去年在國候て、城普請ニ付曲事被 思召候、就夫國替可被成候旨被 仰出候つれとも、依御申分無事ニ罷成候由、風聞候事、

一 諸大名衆次第ニ上洛にて候、近比加藤殿・細河殿・毛利伊勢守殿・長尾殿・寺澤殿・山名禪高上着候事、一 爰元之御入目之儀、日にまし無際限候、各可有御推量候、毎度申候銀子八木差上候様尤候、猶追而委細可申

入候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
「元和五年」

五月六日

町田圖書頭
久幸(花押)
下野守
久元(花押)

喜入攝津守殿

比志嶋紀伊守殿

三原諸右衛門尉殿

人々御中

「元和五年己未夏、家久公御上京、五月三日詣八條宮知仁親王有歌會

云々トアリ、照合スヘシ」

「古御文書廿四卷中」「家久公御譜中ニナシ」

〔本文書ハ一五二一号文書ト同文ニノキ省略ス〕

「御文庫拾七番箱十九卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶房之名事、衛門・左衛門とハ申ましきと存候、

承度存候、

御狀拜見申候、房之名事被仰聞候、左衛門又右衛門など申候哉、覚不申候、隣徳リントクなど申候かと存候、これも慥ニ覚不申候、大方右之様なる名を被成御付可然候へん哉、

又織原之御輿書事、猶可申上候、只今御病後之事候間、定急度者出來申間敷かと存候、旁罷越可申入候、御次ニ

ハ可然候様御取成所仰候、恐々謹言、

〔朱力キ〕
〔元和五年〕

五月七日

友枕齋

如(花押)

兵部少輔殿

御返報

1598

〔古御文書廿五卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

以上

其以來不能拜面、恐憚無極候、抑爲今月之御祈念、太元明王之護摩、抽懇誠、御卷數札令進覽候、目出度可有御頂戴候、尚參扣之節可申入候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕
〔元和五年〕

五月十五日

觀助

松平薩摩守殿

人々御中

1599

〔家久公御譜中〕

〔正文在嶋津左衛門久道〕

爲見廻到遠路被差上使者、殊爲音信帷子五到來、令祝着候、今度又八郎幼少之事候間、船中氣遣候処、海路別而

静ニ而、無吳儀上着、満足此事候、猶使者へ申聞候間、令省略候、恐々謹言、

〔朱力キ〕
〔元和五年〕 五月廿一日

家久(花押)

又五郎殿

1600

〔正文在文庫〕

一書申入候、然者 公方様漸程近可被成 御上与奉存候、此中者打續天氣惡御座候間、各別而御苦勞察存候、仍我等儀中途迄罷出、致 御目見得候而可然候へん哉、當年未御礼申上候間、先々ひかへ可申候哉、御指南次第可得其意候、本多上野殿へも此旨申入候条、被仰談御報奉待候、万々期面上入候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕
〔元和五年〕

五月廿一日

松平薩摩守

家久

上井大炊様

人々御中

1601

〔家久公御譜中ニ在リ〕

已上

一書令啓上候、公方様明後廿六日ニ、伏見 御着座之儀候間、追分迄御迎ニ罷出候様ニと、從板倉伊賀殿申來

候、貴様へも其分ニ而御座候哉、承度存候、猶期面上之
時候、恐惶謹言、

「朱カキ」五月廿四日 忠利(花押)

細川内記

「口裏ニ在リ」
松平薩摩様
人々御中

忠利

1602 「家久公御譜中」

同月二十六日、秀忠公入 御伏見城、時家久爲御迎參
山科、事及 上聞甚愜 怠意、既而歸于旅舎矣、

1603 「古御文書廿五卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」
以上

貴札辱致拜見候、然者虎屋弥九郎所せはく御座候間、近
所之妙顯寺ニ被成御座御内衆ハ今のことクニ可被召置旨
奉得其意候、指合申儀無之候ハ、右之所ニ可被成御坐
候、將又御帷子五ノ内单物式ツ被懸御意、忝存候、恐惶
謹言、

「朱カキ」五月廿六日 水野河内守 守信(花押)

渡邊筑後守

勝(花押)

目下部五郎 宗好(花押)

薩摩守様 尊報

1604 「三番箱宝鑑中」 「家久公御譜中ニ在リ」

已上

此薰物折節調合候間、二香合次諸白貳荷乍輕少進之候、
然者來月初比於當門池坊可致立花之由候条、於御障者必
々待存候、巨細之段宗順迄申聞候間、不詳候、かしこ、
「朱カキ」五月廿八日 (花押) 「良忍親王御判」
松平薩摩守殿

1605 「家久公御譜中」

元和五年六月朔日、家久登伏見 營、獻幣物奉拜謁 台
顔、奉祝當年之嘉慶且御上著、而下營矣、

1606 「御文庫拾七番箱十九卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

覺

一今度我等江戸より罷上刻、公方様御前被召出、被對

御家種々御懇之御詫不淺候、大形口上ニ申候事、付呉服・銀子致拜領候事、

一本多上野守殿・土井大炊助殿今度別而被仰合、御家之儀可被入御念由候事、

一 上野守殿へ我等被召寄御熟談之儀御座候ニ付、連々申達度儀とも不殘申入、上州老も一段御心中しみるゝと罷成、目出度候事、

一 福嶋大夫殿御身上之事、

一 公方様御行儀御法度弥た々しく御座候ニ付、諸大名衆御油断不罷成と、今度在江戸中見及申候事、

以上

〔朱カキ〕
〔元和五年〕六月三日

伊勢兵部少輔(花押)

三原諸右衛門尉殿

比志嶋紀伊守殿

喜入攝津守殿

〔古御文書廿四卷中〕

(本文書ハ一五二七号文書ト同文ニノキ省略)

〔家久公御譜中〕

同月四日又八郎忠平登營伏而獻幣物始奉拜謁 大樹、進退禮節之間如成人見人、皆稱美之、退去之後土井利勝

・本多正純其外贈幣而謝拜謁之忝矣、

〔御文庫拾七番箱十九卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

元和五年六月四日ニ
又八郎様御目見得之御祝言として、

一 御太刀

土井大炊助殿

一 馬代金子十枚

本多上野介殿

一 御太刀

一 馬代金子十枚

寺田与左衛門殿

一 太刀

一 馬代三百疋

一 しゆちん十端

大野二兵衛殿

一 太刀

一 馬代三百疋

一 銀子十枚

寺田將監殿

一 太刀

一 馬代三百疋

一 帷子十内單物五

酒井雅樂助殿

一 御太刀

一 金子一枚

山口駿河入道殿

一 太刀

一 銀子十枚

酒井雅樂殿衆
石川太郎兵衛尉殿

一 帷子五枚内單物二ツ

牧野豊前守殿

一 御太刀

一 銀子十枚

一 帽子十内單物五ツ

御幸八幡

一 銀子五枚

1610

「御文庫拾七番箱十九卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

尚々申上候、爰元方々御遣銀之事者右之外にて候、
爲御存候、

任幸便令啓上候、然者 公方様 御上着之刻、中途へ被
成 御參上、一段御仕合能御座候、又今月朔日、於伏見
御礼儀相濟候、昨日四日 御曹子様被成御目見得、御仕
合之儀寄特成様子にて候、御年より衆なと何茂御褒美之
通難盡筆紙候、爰元我々迄目出度奉存候、各御満足たる
へく候、仍 惟新様御氣合弥御快然之由、是又目出度奉
存候、隨而者此地御滞留ニ付、銀子過分ニ入申候、不入
儀ニ候へ共、一月分賦之日記差下申候、可有御一覽候、
猶期後音時可申上候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔元和五年〕

六月五日

高崎大炊助
能乘(花押)
本田伊賀守
親政(花押)

比紀州様

三諸右様

喜攝州様

參 人々御中

喜入攝津守殿

比志鳴紀伊守殿

親政

三原諸右衛門殿參

京都より 〆

本田伊賀守

高崎大炊助

1611 「家人公御譜中」

今月十八日池田右近事罷下、書狀并口上之趣具承本望之至候、先以 公方様被成 御上京、則 御目見得相濟候由、目出度存事ニ候、殊又八郎殿も同前ニ御目見得之由、誠年少之儀ニ候条、御前いかゝと從是心遣千萬存候処、いかにもおとなしく御礼被申上候哉、就夫奉始 上様御年寄衆其外御前ニ御座候人衆、いづれも御褒美之躰ニ御座候つる由承、扱々寄特成儀と老後之満足不過之存候、此等之御祝儀爲可申入、ふと企使札候、 上様御上京之儀ニ候間、不申及候得とも、公界可然様ニ彼是可被入御念事肝要ニ存候、將又我等煩も于今無相替儀候、老躰長々病床と申、弥平臥之躰御推量之前ニ候、併養生無油断条御心遣有間敷候、猶期後音不能詳候、恐々、

御使

六月廿四日

東郷長左衛門

薩摩守殿

1612 「正文御文庫三番箱四卷中」

□銀相重、國役依難成相改條々之事、

一諸士并諸寺社知行以上地蔵入定置、常ニ諸出物可差置候、若或於天下之大普請、或出陳などの時は國役ニかゝる出物可申付事、

一如斯諸士ニ依申付、此中屋形中ニ召仕候女房衆之内、過分ニ相除、其上衣裳等諸事入目迄かく相改候間、是を以諸士可得其意之事、

一萬斛より百石迄者二分半之土地、但百石ニ貳拾五石之土地たるへき事、

一雖爲買地、土地ニ付不可有口能事、

一諸國百石より下之知行取者無之處、當家之儀者數代小給人ニ少充知行遣置候故、今迄は依難捨雖不相改、藏入依不足、今度上地之儀申付候、就其百石より下者、三分二之上地たるへき事、

一借銀返弁大方相濟、世上心安き時分、本之知行可返遣候間、諸所衆中當時之知行三ヶ一、并居屋敷於其所可

遣置事、

一 寺社知行三分二を召上、立置候分者別紙ニ相記、其外ハ惣別無縁たるへき事、付於其所祈願所・菩提所ニケ寺者、當時之知行三分一殘置可立置事、

一 先祖之寺、一ヶ寺之外不可有之事、

一 三分二召上候ても知行多き寺ハ、應知行之高可相續程知行可付置候、其趣別紙ニ有之事、

一 右知行召上藏入之諸所相定、惣配當可有之候間、諸士之知行海邊之遠近高ニ付、無親疎可相賦事、付知行高之内斛より下者可相除事、

一 自今已後知行之賣買、堅可爲停止之事、

一 藏入ニ可成所、早々可相定事、付海邊たるへき事、

一 一所衆知行藏入ニ難成所計、於上地者其理可有之事、

一 道具衆・中間衆、惣別知行召上、切米たるへき事、

一 小者衆十石より上者三分二之上地、十石迄者惣別召上切米たるへき事、

一 諸職人知行惣別召上、召仕たる時は、世間有様之賃可遣事、

一切米取之諸職人も、知行取同前に召上、細工之時は賃雇たるへき事、

一 諸社再興此節者可相止事、

一 此中國遣之帳細ニ可相究事、

一 國遣之藏入可相分事、付上方調之藏入者、國遣之藏入ニ不可相僣事、

一 自然出陳之時者、一萬斛取之衆者馬乘十騎可召列覚悟、連々不可有油断事、

一 貳百石取迄者、可爲乘馬候之間、兼而馬鞍念を入可致用意事、

一 臺所諸入目改之事、

一 藏入暖衆之事、

一 諸御物數年取置候衆、以糺明早々可致返上事、付數年之利可相加事、

一 上知行有之由聞傳、當年之出物於未進者、當出物之以員數知行召上、永々不可遣事、

一 國中惣知行繰替ニ付、百姓當取納領主へ於致無沙汰者、稠可致其沙汰事、

右條々、察諸人之迷惑雖令痛歎、如斯於無之者國家依難相續申付候間、各銘心肝可相隨此旨、不寄僧俗若於令違犯輩者、可有不忠之沙汰者也、

元和五年七月三日

(家久)
(花押)

「正文御判迄ニテ家久ノ文字ナシ、御案文ナルヘシ」

「家久公御譜中ニ在リ」

1613

「在雜抄」 「此同案前ニアリ照合シテ誤ヲ知ルヘシ」

家久公御代

一家久以公務費用不足故、七月三日令諸士及寺社以條書曰、高之内各一旦獻二分半之地、爲公用府庫充足之後可還與之、如此諸人困苦雖察之、否則國家難支保、是以我内中之官女過半減除之、於衣食其外之事亦禁^{マ、レ}美殺多、諸士其宜得此意云々、

(以下ハ前号文書ト同文ニノキ省略ス)

1614

「義弘公御譜中」

一元和五年己未七月廿一日^{壬寅}丑時薨、享年八十五、有辭

世歌、

春秋のはなもみちもとまらす

人もむなしき閑地なりけり

法號松齡自貞庵主妙圓寺殿

又御辭世の歌ニ、

天地のひらけぬさきの我なれハ

いきるニもなし死るにもなし

「此一首ハ御譜中ニハナシ」

1615

「御文庫拾六番箱十二卷中」 「義弘公御譜中ニ在リ」

九拜

玄与

妙圓寺殿 松齡自貞庵主ハ五常の道を守り給ひ、佛神をうやまひまします御心淺からず、中にもたけきものゝふの道、こまもるこしまてもしたかへ給ひし事、筆かきりあればなり、然に八十年に五とせ餘り給ふ、元和五年ふん月のしもの十日比に、生者必滅のことハリをのかれ給はず、俗なる、禪師なる、其外おさめ見かハやうとにいたるまで惜ミ奉るかひもなし、予もせはき袂に餘る涙の露のあたる世を、六字の名号にたりつゝ、かざることの葉を手向奉るならし、

南 名にしおふ月の入さをしたひ行心はかりハをくれさ

りけり

無 むすほれありとミゆるも水の泡のうき世なりけり

消し行急ハ

阿 秋よたゝかけと頼みし紅葉はを一夜の夢に山風そふ

く

弥 みな人の今年の秋は藤はかま衣の色に染かふるかな
陀 たくひなきえにしありてやうかひくるむかへの雲に

法の場人

佛 吹はらふ嵐のかせに雲霧の消ぬる跡ハもとの大空

〔朱力中〕
〔元和五年七月廿一日〕

〔御文庫拾六番箱十二卷中〕

妙圓寺殿 松齡自貞庵主ハ仁儀の徳あきらかにして、

民を憐ミ國を治め、朝夕には神佛をうやまひ、或は御
と經つねにおこたり給ハす、中にもものゝふのいさみ
世にすくれ給けり、爰に元和五年の秋、御心ちれいな
らすして、ほとなくかくれさせ給しかハ、したしくつ
かうまつりしは、さらにもいはす、まことに心なきた
ミノくかハラまでおしミ、かなしミ奉る事限なし、さ
れは常ならぬ世の理りを身にしめ給ひ、なへを枯し得
給しかハ、いまハのきさミにいたりて、御詠歌有し事
淺からずかし、然に予かふひんなりといへとも、歎の
餘りにおろかなることの葉を弥随の名号によせて、六
首の歌を手向奉るならし、

九拜

忠俊

南 なミたのミ霧ふたかれる空ハたゞはかなき玉の行急
しられす

無 むらさきの雲にも月のかくろふか夕べの雨に影は見

えすて

阿 あたにちる一葉のうへをミてしより堪ぬ秋こそ世の

うらみなれ

弥 みとりなる空ゆく鷹も首に鳴や入日をあらふ浪の遠

かた

陀 たくひなきめくミの露のかゝりしハむなしき跡のな

ミたなりけり

佛 深き夜に法の心のよしあしもおもはぬ山の風そ身に

しむ

九拜沙弥紹嘉

妙圓寺殿 松齡自貞庵主ハ文を左武を右にし、あした
には神をうやまひ、夕にハ仏の御名を唱へ、理世撫民
の志淺からず、中にもたけき武士の道をもはらとし給
ひて、こまもろこしの戦に數十万のかたきをほろほし、
錦の袂をかさね、我朝に歸り給ふ、名の誉おハします
事たくひさらになし、今年元和第五の秋の比、御心ち

松齡自貞大庵主御追善

九拜

重種

超世の悲願をたのミ、夙に起夜はにいねす念佛をと

あつしく成まさり給ひて、八旬有餘の遐華を保ち、終焉の空となり給へは、天にあふき地にふしておしめとも甲斐なし、哀成哉、悲しき哉、誰か此時にもれむ、折節御詠歌有しかへ、御法名を句の上にして、七首のことのはをつらね、尊靈に手向たてまつるものならし、しする人もしらぬもおしむ法の場雲隠行月のひかりをうら枯に成野の花の跡とひて忍ふ草摘袖そひかたきれ例ならぬ朝の雲のうかひ出て夕ハ雨となるそ身にしむ
 い いなつまの影よりもたゝあたるハ時をまつまの命なりけり
 し しほれ行草の下葉の末までも露もらさしと恵しものを
 て 寺ちかき嶺のもみちハ風ならて鐘一こゑにさそへれにけり
 い 幾秋もかへらぬ色に松のはの陰たのめとやうつし植けむ

松齡様御追薦

國貞

なへ、尊靈即得往生をいのりたてまつる、次に弥陀の名号をかしらにきて、六首はかなき歌を綴り、尊前にそなへ侍るものなり、
 南 名ハかりハ残しをきつゝ露のミの消し跡とふなみたかなしき
 無 むすひつる夢かとみれはうつゝともさためなき世の習なりけり
 阿 あき霧のまかきの小萩風ふれてちりはてにたる名殘露けし
 弥 みな人のつねならぬ世と知らず春よ秋よとしたふはかなさ
 陀 たちよりてめてし紅葉の色をたにさそふ嵐そうらみ侘たる
 佛 ふくるまでもおもひの玉の緒をくりて手向そなふる月の入かた

すなをなるこの世を跡にみし夢やさめてもやすき行ゑなるらむ

忠政

なき玉も残るかとのみ秋草にきてかなしむけさの
しら露

妙圓寺殿松齡自貞様御在世の間、仏神をうやまひ給ひ、
國土の衆生をなてまします御心浅からさりし、中にも
拙子竹馬の比より御れんみむの事、筆につくしかたく
侍る、ある時ハ君につかふる道をおしへなされ、有時
は弓引道馬のるすへを仰せくたされ侍し、御情のかす
くおもひつゝけ、袖の涙せきあへす、せめてのこと
に經文を句の上にするへて、つゝかさることの葉を手向
奉るものならし、

九拜 貞豊

待 會者定離誰もわかれハ有なからかくなけかるゝ事ハ
稀なり

入 いたりたる心のうちもひたすらに嘆きの闇にくれま
とひぬる

無 むらさきの雲たなひきて秋のよに心をすます月そ殘
れる

上 うへもなき御法の聲に花もみな開けてかほる秋の草

く

道 みちしある君か言の葉玉とのミみかきはてる明ほ
のゝ空

速 すみやかに立や岡邊の夕煙見るもはかなき雲のわか
れち

成 なすわさハさとのうちのまよひなり心をとけは皆
仏かも

就 しゆしミてるたらにの聲ハ入あひの鐘よりつゝく暁
の空

佛 ふみならず駒のあしなミ今よりハ誰にかとハん玉鉾
の末

身 身に易て民を憐れむ情こそ海山よりも深く有けれ
元和五年八月廿四日

「御文庫拾六番箱十二卷中」

松齡自貞庵主 御追善

九拜 日説

いつの比おひやらん、御心ち例ならず侍りしより、昨日
と過今日と暮し給ひしかと、この文月はしめつかたより、
とみにあつしうおハしければ、皆人そこ所いかにそやと
見あつかひしに、いらへもつねならず、上下あへてゝ神

佛にも願たてけれど、定葉亦能轉のちかひもなく、扁鵲起號醫術をえし人の薬をすかせしも、身にもとゝめす、日々におもりにて、さゝやかにさらほひ、つるに同廿二日寅刻はかりになん八そち五のとせを世のかきりとさため、消入やうにむなしくうせ給ひ侍ぬ、人々よこそりあまにあふぎ、地にふし涙にむせひくれまとひつゝ愁傷のあまり、いにしへもかゝるためしをおもふに、大覚世尊は娑羅林の雲にかくれ、迦葉如來もけいそく山の洞にかくるゝと、有時は生者必滅の習、況人倫におひてをや、傳聞に尊靈の能徳文武世に秀勝たる事、かすまへんに暇あらず、しかし奉期得脱にハと法華妙文一念三千一心三免いとたうとく、廻向の次に世の嘲をも不顧、禿筆を染、經文を句の上にをきそめて、はかなき追善の歌を綴書たてまつる、佛前にそなへ侍るものなり、歌詠諸如來歌頌誦佛徳と有時はひたすら後世のミちひきにもならんか、妙めてしよのおしむかきりも有明の月とすむ身の雲かくれかな

うきことはいかにしてまし誰とてもわふハ別れのさ
ため有世を

法 佛とてよそにもとめしいつくしミふかきなさけの身

にあまるこそ
うつゝそと世をおもふこそはかなけれ夢のうちなる
まことならずや
經 二月の別れおもふも遠からずかミ中しもの袖のなみたに
やすからぬ命としてしも皆人のあはれミにこそ露もおしまね
うけつきし法の唱のしるしにや華のうてなの主ならなむ
力 りちにしもしらへあはせて天人の琴笛の音にいさなひやせむ
きくにこそ明れハやかて入相の鐘も常なき世のをしへなれ
即 そこはかとくらきやミちはあらしとそかゝけそへたる法のともし火
くり返しおもひの玉のをのつからみちひかれ行たよ
りならずや
身 したひてもかきりハあらぬ身のきえをおもひかへすもをろか成けり
むなしくもをくりし空のけしきよりけふりにむせふ

我なみたかな

成 しつかにも心おさむるさとりもやまことのミちのき

はめ成らん

やつこともつかへてこそハえし法を心やすきはすく

せなるらめ

うかひつゝ出る小舟に棹さしてほのかのきしにいた

りもやせむ

佛 ふたつなきをしへの道を一すちにおこたらぬ身の行

ゑたのもし

露霜と結ひし罪の跡かたもきえて朝けの日はさやか

なり

1622 「家久公御譜中」

同月二十七日、巡檢使大橋兵右衛門親正從肥之後州水俣、

投贈書於比志島國貞・三原重種、如左、

1623 「御文庫拾七番十九卷中」

以上

態使札を以申入候、仍其表相替様子無御座候哉、御留守

ニ候条、萬御苦勞推量仕候、意新様御煩弥々御本腹ニ

御座候哉、無御心元存候、先度者被入御念御使札、過分

此事候、聽而拙者共肥後國廻として、昨日水俣迄參着申

候間、爲御見舞一書如此候、頓而も以使可申入候ニ致

兎角、無音所存之外候、恐々謹言、

「朱カキ」

七月廿七日

比志嶋紀伊守様

三原所右衛門様

人ニ御中

大橋兵右衛門尉
親正(花押)

「維新公御煩之事アレハ元和五年ナルヘシ」

1624 元和五年己未

八月十六日或二十三日池田六左衛門貞秀松輪公に殉死、年六十一下同し・蘭

牟田縫殿助・入枝佐五右衛門長著年二十・新納式部少輔

久治年三十・折田和泉守・山路後藤兵衛・坂元番左衛門

・木脇刑部左衛門祐秀・原藏人・椎原與右衛門國林・

藤井久介・桐野治部左衛門利儀・色紙仲兵衛御食袋にて殉死、無姓

ニ仲兵衛と書たるもあり

1625 「家久公御譜中」

八月四日、相良勘解由頼豊・上井次郎左衛門里兼從江府

贈書於喜入忠政・比志島國貞・三原重種、告獻上材木積船著岸、家久之妹還國之暇、家久之姪女緣與等之事、具見于書矣、

1626 「右馬頭忠興譜中」

元和五年己未八月、秀忠公發東武遙至于京師、參内、時忠興供奉、

1627 「御文庫拾七番箱拾九卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

猶以參着之船數書付進上仕候、以上、

急度令啓上候、

一今度大迫ニ被仰付候御材木船之内、去月廿三日ヨリ今月三日迄ニ舟數廿壹艘、板合千八百八數并御見次舟貳艘、右何茂積荷無吳儀相届申候、然者御材木置所町近

所者火之用心心遣候間、町遠所ニ木屋作仕召置候、

御曹子様未御下向無之候、御老中此地へ無御座候間、

彼有馬千左衛門尉殿・赤崎彈兵衛殿京都へ指登せ、右材木置所彼是如何候間、公儀へ次第く御渡可被成致

与申上せ候、相殘船追々着船可仕候間、可易御心候、

右兩人直ニ歸國可被申候間、巨細可被申上候事、

一京都より早打一昨日二日ニ參着候、若殿様今月二日

・三日之間京都被成御打立、御下向之由候之条、近日可爲御光着候間、奉待候事、

一御妹様御事 惟新様御煩ニ付、今一度被成御對面度被思召候通、公方様被聞召、御暇御給之由候、誠寄特成御仕合無申事候事、

一御姫様河内守様へ御縁与、此等之儀も御年寄衆被入御念相定由候、目出度申事ニ候事、

一御妹様御事誠忝御暇御給候間、若殿様此地へ御下着候之者、則被成御打立御歸國可有由、薩州様より被仰下候、萬事其御用意被成候事、

一御姫様御祝儀之事、河内守様京都へ被成御供候間、時分不知候、御妹様思召候者御祝儀を御見立、被成御歸國度由、内々思召之由候へ共、薩州様御意御尤ニ候間、若殿様御下着次第、此地御打立之由候事、

一薩州様御仕合無殘所御座候由、上方より節々相聞得候、

誠目出度奉存候、各御満足奉察候、江戸表一段無事ニ候、御法度稠様子中く不及筆紙候、猶可得貴意候、

恐惶謹言、

「朱力キ」
「元和五年」八月四日

相良勘解由次官

1629

「古御文書廿五卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

爲惟新公御吊、以使者申入候、其地被成御下向、弥御愁傷之段奉察候、委曲伊勢兵部少輔殿迄申入候、恐惶謹言、

1628

「家久公御譜中」

家久在于京師之間、老家君惟新七月二十一日病俄漸、遂逝去之訃音八月上旬至、家久哀情難遙筆舌、乃聞 上而賜還國之暇速赴本邦、同月下旬入魔城、猶增悲歎 爰細川越中守之吊使香典銀五十枚・法華經一部齎來、且嫡子忠利亦有吊使、是吉凶共隣好之禮互以所不可無修也、情見于書、其外吊問之使書列左方矣、

「此書中維新様御煩云ミアリ、御逝去ノ事不相知内、出シタル書ならん、写置候得共、正文ニ依リ写置也、」

(三原重種)
諸右様
(比志島國貞)
紀州様
(善入忠統)
攝州様
參人ニ御中

上井次郎左衛門尉
里兼(花押)
頼豊(花押)

1630

「朱カキ」
「元和五年」

八月廿二日
細川内記
忠利(花押)

松平薩摩守様
人ニ御中

松平薩摩守様
參
細川内記

さて、今日者御暇乞申候事、二世之御縁欵と存候、然處爲御形見、御持扇花むすこ江匂袋被下候事、富士程辱存候、今世の様ニ有も能候ハ、來世ニ而者無別儀可奉存候、何事茂曾ニ而不及是非候、恐々謹言、

「元和五年」仲秋廿三日
久治

あさからん契ならずや君にしも後の世かけてつかへぬる身は
澄のほる月の跡をし慕ひ行心も西の空とこそみれ 久治

伊勢大隅守様
(貞忠)
參人ニ御中

猶々悴事御取立奉頼候、是者りんねの事と存候、不及是非候、已上、

新納式部少輔
久治

「義弘公御譜中在末」

「此本在清水岡寺」

粵島津十七代藤氏義弘尊公者武名馳三國、文道奮天下、

其德也燕金有價、其名也趙璧無瑕キヌ襄仁義裳、升吾堂兮入

吾室、續キキヤク箕裘業讀父書兮、有風梧桐閣上鶯翔鳳舞、藕絲

竅裡、鯢化鵬カケリ騫胸中、數万甲兵掃除熙寧元豊餘黨、扶起

文德清和末孫、匪啻藤家柱礎、矧亦有梵利之金陽双乎、

雖然何豈得免天地之榮衰人間無常之難、越コ、ニミテ元和五年從

文月十二日臥疾病、同到廿一日子刻、唱無生三昧、其計

音至處無貴賤、叫蒼天泣無渡兮哭無聲、木人吞氣兮名女

攢眉、山野亦在傍邊、老渡一頭カ濕却袈裟角之餘、雖招他嘲呀、

年來之御芳恩難忘一頭カ促至自初七日到七、日之光陰、賦小伽

陀七章并製弥陀宝号六字置上下、卑語六扁式、奉獻酬

前三州太守妙圓寺殿松齡自貞庵主真机下云尔

昭鑑

伏乞

初七明王猛火中

心身歷々旧家風

金剛正躰不凋相

月落西山日又東

二七积迦大道師

靈魂救尽涅槃岐

乾坤悉地無他物

千百化身不滅姿

三七文殊坐五臺

智光普照獄門開

一獅吼破中秋月

處々樓中見善財

四七普賢薩埵恩

峨岷銀界度亡魂

尊靈止眼滅何滅

一朵芙蓉笑不言

五七地藏菩薩緣

推開六道祐哀憐

宝殊携去作垂年

普濟衆生般若船

六七下生尊佛場

四千八万露堂々

逢三會曉高靈位

心月孤圓月將商

七、醫王除病難

瑠璃妙術九還丹

樂音樹下成正覺

寒暑由來總不干

六字之頌

南地日温生萬物

唯心淨土在斯イ、ヤ弗

塵々刹々本來顏

一葉一花一、佛佛

無門闕鑰既經過

當處則遭老釈迦

密々綿々傳法義

鷲峰流似屬頭陀陀

阿僧祇裡值初誰

聞尽曉鐘告別離

打破乾坤端的處

藕絲々上繫須弥弥

弥滿佛心無自他

松風蘿月唱摩訶

看々山水目前景

柳緑花紅畔与阿阿

陀羅文句現浮圖

毒海作橋那落チマタ衛

大地群生臻彼岸

尊靈正悟趙州無無

佛 佛縁熟処則禅庵 兜率王宮宜上參
地闊天高東北際 中存靈塔是湘南

于時元和五己未歲仲秋二十四日長善當住天室叟千拜

1632 「古御文書廿五卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

惟新御遠行上方ニ而も如申候、是非を可申様無之候、爲御吊以志水雅樂助申入、御香典銀子五十枚・法華經一部進之候、御寺へ納候様ニ頼申候、態書中不具候、恐々謹言、

「朱力キ」
「元和五年」

八月廿七日

細越中

忠興(花押)

伊勢兵部少輔殿

御宿所

1633 「家久公御譜中」

秀忠公爲御悔且御吊使、花房五郎左衛門元則遙下于薩摩、賜八月二十九日 台翰及香典銀千枚、實 御厚情奉謝有餘矣、

1634 意眞死去之旨、無是非仕合心底之程令察候、仍爲香典銀子千枚遣之、花房五郎左衛門尉委細可述候、謹言、

「朱力キ」
「元和五年」 八月廿九日 秀忠(花押)

松平薩摩守殿

「家久公御譜中ニ在リ」

「右正文、旧御番所御文書ニ番箱中國統新龜鑑中ニ在リ」

1635 「御文庫拾七番箱十九卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

山本大[]門前ま[]折紙致拜見候、[]重々被入御念之段忝候、我等事明日此地罷立、備中高松我等知行所ニ候彼地ニ五三日致支宅候て、それ方備中笠岡へ罷出、それ方船ニ而小倉まで可參候間、天氣次第ニ而候はんつれ、多分來廿・二三日[]至小倉ニ可參候、就其[]我等召連候者、馬乘人數之儀被成御尋候、此度俄ニ被仰出罷下儀ニ候間、四五人ならてハ左様之者召連中間敷候、併此者共も皆々路次乘懸ニて召連可[]旨、たとへ御領分へ入候共、乘馬之儀必々被仰付候儀、御無用[]被入御念候通、薩州様へ具ニ可申上候、恐惶謹言、

「朱力キ」
「元和五年」

花房五郎左衛門

九月朔日

元則(花押)

町田圖書様

人々御中

1636

「家久公御譜中」

「正文在文庫」

先日之御報并御領内之沖へ阿蘭陀船相見え候ニ付、御狀何茂致拜見候、去月廿八日阿蘭陀船老艘致入津候、被仰越候通相尋候得者、右之船之由申候、被入御念被仰越候趣委細奉得其意候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「元和五年」

九月五日

山崎權八郎

正次(花押)

松平薩摩守様

1637

「公御譜中」

「正文在文庫」

爲重陽嘉祝、小袖五被相送之、欣然此事候、猶本多上野

介可申候、謹言、

「朱カキ」
「元和五年」

九月六日 秀忠(花押)

薩摩

宰相殿

1638

「御文庫拾七番箱十九卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

返々芳慮忝存候、可然様御心得頼入候、かしこ、貴札拜見、殊更しゆちん一卷被送下、忝奉存候、内々御下國待存候處、公方様御在洛故從其元御歸國、御殘多次第候、就中御老父様御逝去之由、御愁傷察存候、將亦去五日於 八條様御歌会御懷紙之写、六月上旬到來、拜見仕候、御詠歌乍不及一段珍重之由、各申事にて一身大慶此事候き、萬々來年御下國を奉待候、此旨宜預御披露候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「元和五年」

九月七日

寸苗坊

紹之(花押)

「宛スリケル、」

1639

「家久公御譜中」

九月八日、酒井備後守忠利贈書於家久曰、獻上之林木令監司取収之云云、

1640

「古御文書廿五卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

御使札殊御太刀・馬代銀子廿枚・御小袖五被懸御意、誠以忝奉存候、將亦御子息様路次中御無事御着被成候而、

御心易可思召候、自然爰元御用之儀御座候ハ、何分ニ

も御無沙汰ニ存間敷候、萬事下野殿申談事ニ御座候、隨

而御進上之御材木も參着申候間、即請取候、奉行人ニ申

付請とらせ申候間、可被爲成其御心得候、將亦 御臺様

・若君様重陽之御小袖御進上被成候、召上ケ候て別紙申

上候、然者我等方へも二之内染熨斗目被懸御意、誠以忝

奉存候、猶期後慶候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔元和五年〕

九月八日

酒井備後守

忠利(花押)

松平薩摩様

御報

1641

〔古御文書廿五卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

別紙之御狀致拜見候、仍而御殿主あせり板三千枚御進上

之由、奉得其意候、則御材木奉行衆へ具申渡候、當地參

着次第追々請取可申由候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔元和五年〕

九月九日

青山伯耆守

忠俊(花押)

酒井備後守

忠利(花押)

松平薩厂守様

御報

1642

〔家久公御譜中〕

〔正文在琉球國司文庫〕

爲當年祝儀芳翰拜誦、珎重多幸、抑貴邦靜謐之由、欣然

之至也、予從去夏之頃令上洛近日歸國、諸事安堵之躰可

爲尊察、次爲祝物種々所贈賜、別楮之趣細々令披閱、怡

悦々、從此方茂杉原百帖・鉄三千斤進獻、聊表恒例祝

儀而已、猶池城讓演說令省略、恐懼不宣、

〔朱カキ〕
〔元和五年〕

九月廿日 宰相家久(花押)

進上 中山王

1643

〔家久公御譜中〕

〔正文在琉球國司〕

覚

一池城主御理被申候付、元和四年・五年兩年之出銀百貫

目充ニ相定候處ニ、薩州様今少可致用捨之由被 仰

出候間、當年之儀者、知行高老石付 老奴充之出銀被相

調尤之事、

一出物仕上せ之時、於海上損失之儀者、双方より半分充

談合可在之相定候事、

一豊美城主渡唐之刻、魔島・加治木方銀子卅貫目被遣候、

「家久公御譜中」

右銀子を以生糸被買せ、豊美城主歸帆之刻相調候而、其地迄届候而佐鋪被持上、樋ニ上納候事、

一 紅花胡^一種子池城主懇望ニ付、差下候事、

一 紹薫子氣任ニ致渡唐付、紹薫并那波役人之儀も此中被召失候哉、然者先く被召置由、御談合尤候、若紹薫子將亦□向其地へ歸朝申候者、いかやうにも稠可被仰付事、

一 先年被遣置候ほし釘之事、於其元若望來候者、いかやうにも可被相放事、

一 赤金之事者今度之唐船へ被相渡候而、御爲於可然者、御入魂尤候事、

一 其許へ罷居候壺焼、早く可有御上せ事、

一 其地より使者舟、又者米漕舟可上時、能く天氣被見合せ肝要候事、

元和五年未九月廿三日

伊兵部少輔(花押)

三諸右衛門尉(花押)

比紀伊守(花押)

「正文在琉球國司文庫」

芳翰披閱、珍重、々、且復所送之數品如目錄相達、懇意難伸謝詞者也、次池城乘船未歸帆否、令後使示曉可也、

餘到使者讓演說令省略、恐懼不宣、

〔朱力字〕
「元和五年」十月廿日

宰相家久(花押)

進献 中山王

「光久公御譜中」

— 光久

— 忠朗

— 久直

— 女子

— 女子

元和五年己未十月廿日誕生、母鎌田政重女、

寛永十一年甲戌八月十八日早世、歳十六、

「家久公御譜中」

同月下旬花房元則還東都、家久使川上式部大輔久國護送、

二十九日乗船、著岸肥前千栗、而久國自此歸、因元則贈

家久之書、如左、

「古御文書廿五卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶々今度ハ色々忝仕合、可申上様無御座候、以上、

乍恐致啓上候、我等義海上無事ニ、昨日廿九日ニ肥前至千栗ニ罷着候、此中打續天氣惡敷御坐候て、存外路次ニ逗留仕候、御船被入御念被仰付候故、船頭衆別而入精、海上心易罷越、忝奉存候、川上式部殿是迄付被下、路次中も極々御馳走共候、誠彼是以御懇之儀、過分忝存候、來春江戸被成御下候ハ、其節萬々可奉得尊意候、委曲式部太輔殿迄申入候間、不能巨細候、恐惶謹言、

「朱カキ」

「元和五年」

十月晦日

花房五郎左衛門尉

元則(花押)

進上

家久様

人々御中

「家久公御譜中」

「正文在飯隈山蓮光院」

(本文書ハ一四七二号文書ト向文ニノホ省略ス)

「家久公御譜中」

先是家久使伊勢貞昌如江都、貞昌出國後無信、因家久賜

書於貞昌、則至別府景親奉酬尊明于左矣、

「御文庫拾七番箱十九卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

去月三日之御書、今月十七日到來、謹而頂戴、先以忝奉存候、抑我等此地へ罷着候已後之左右、不被聞之由被仰聞候、定稅所弥右衛門尉先月早々罷下、委可申上候、當時此方相易儀無御座候、次加藤肥後守殿被成歸國、内衆成敗共候由、最前彼年寄衆口事御座候而、公方様聞召、加藤丹後曲事ニ被仰付、如奥州被遣、加藤右馬允事者如本々肥後守殿爲家老歸國候、右之口事ニ付、過分之牢人共御座候、其黨類成敗之由候、定委其元へ相知可申候間、細々不及申上候、將又雲氣之事、先日以本田伊豆守細々申上候間、可被聞召達候、於様子者平山藏人口上ニ申含候、次此比自對馬注進被申上候、大明國へ自胡國弓箭取懸、及迷惑之由候、雲氣星などもケ様成事ニ而も、可有之候哉与取沙汰候、何度口上ニ申上候間、不能書載候、此由可然様御披露所仰候、恐々謹言、

「朱カキ」

「元和五年」

十一月廿七日

伊勢兵部少輔

貞昌(花押)

別府信濃守殿

「家久公御譜中」

「正文在日高與市左衛門」

尚々ゆわひの日とりもきこえ不申候間、せんもしへ
「元和五年十月廿日御生ノ御女子ノコトナルヘク、十六才御早世也」
 も文ニても不申候、又々あとの廿日一たんのむすめ

をもち候、天下一にて候、やかてめもしにிர候と

て候、く、かしこ、

たひくの御せうそこ、まつくくハなへの事もととの
 へ申候よし、まことにたねんのあらまし、こゝろのまゝ
 と兩山めて度思ひ候へく候、さためてそもし事も、この
 比はくたり候らんと思ひ候、風あらしき時分にて候まゝ、
 ゆるくとせん中御下向候やうにと、おもひ候へく候、
 くハしく口上に申候、ふねハあくね・きやうとまりにて
 候まいり候すると、むかいの事申まいらせ候、さためて
 さぎにたうらいまぢいり候、かしこ、

「朱カキ」
 「元和五年」十二月七日

いもと
 まゝ
 家ひさ

「此妹トアルハ御下君ノコトナルヘシ」

「義弘公御女御下君譜中」

元和五年辭質、同年之冬發江府下着薩府、於是 公賞多
 年之勲勞、賜加増之地併領三千石、

同七年五月三日嫁島津下野久元、

慶安二年八月十七日死云、

1653

「家久公御譜中」

「正文在三原次右衛門」

遠路使者、殊其國之硫黄三千斤・燒物色々并あわもり・慰
 斗蛇等被相贈之、欽悦之事候、猶土井大炊頭可述候也、

謹言、

「朱カキ」
 「元和五年」十二月七日 秀忠(花押)

薩摩

宰相殿

1654

「古御文書廿五卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

從 將軍様毎年御嘉例之ことく、八木式千表又八郎殿被
 遣候、御内之年寄衆手形を以早々御請取可被成候、恐惶

謹言、

「朱カキ」
 「元和五年」極月廿三日

「宛欠ナン」

忠利(花押)

「酒井備後」
 忠利判也」

「古御文書廿五卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

貴札致拜見候、仍 公方様如例年御國元之蜜柑十籠御進上被成候、致披露候之處ニ、遠路被入御念候儀共、御機嫌共ニ御座候、委曲期後音之時候、不能審候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔元和五年〕

十二月十六日

本多上野介

正純(花押)

松平薩摩守様

貴報

「雜抄」

條々

一人をかどハかし賣候もの死罪事、

一人を買取それより先江賣候もの、百日之籠捨、其上過料其分限に越て可申懸之、若於不出者死罪事、

一人賣買御制禁之上者、或譜代或家子たりといふとも、

買候あたひ程賣人買人、從双方可出之、則賣れ候ものは取はなし、可任其身覚悟事、

一かとハされ賣れ候ものは、其本主江返すへし、若主人なきものは、是も其身存分次第事、

一人商買宿之儀、久敷仕候ものハ可被行死罪、但一夜之

宿者糺明之上、依其過可爲曲事、

一人之賣買・口入人之儀、かとハかし賣候時之口入ハ可爲死罪、若又譜代・家子以下之口入者、その品をわかち籠舎又者可爲過錢事、

一長年季御停止之上、自然猥之輩者其人之分限ニ隨而、双方より可出過料事、

一暇を不乞して欠落仕候ものは、當主人江届可召返之、但御陳御上洛・御普請之時者、令堪忍罷歸候上可召返之、併曲事いたし令欠落ものハ、爲各別之条、其旨を主人江相断、若於無承引者奉行所迄可申届、又ハ在所々に引込、在之ものをは其所之地頭代官江相届可召返事、

一欠落之もの、請人者、右申立候切米之一倍請人方より主人江可出之、但於不出者可爲籠舎、其上者主人次第事、

一御陳御上洛御普請之砌、令欠落もの別而曲事也、然上者請人より尋出し、主人之方江可相渡之、若於不叶者請人より爲過料右約束之切米一倍主人方江可出之、於不出者籠舎之上主人次第事、

一欠落ものに他所にて取替金出すにおゐては、其仁之損

たるへし、請人なくして人を拘候事、越度たる上如斯也、但請人有之におめては、請人之方より取替程宛、

先後之主人江可出之事、

一公儀御法度を相背、令欠落者重科之者之事、請人より本人を尋出し、主人江可相渡之、於不叶者請人可爲死罪事、

右条々堅可相守者也、仍如件、

元和五年未十二月廿二日

「正文在文庫」 「家久公御譜中ニ在リ」

1657

爲歳暮佳儀、小袖五重被相贈之、欣然此事候、猶本多上

野介可述候、謹言、

「朱カキ」
「元和五年」十二月廿五日 秀忠(花押)

薩摩

宰相殿

1658

「家久公御譜中」

爲奉謝 秀忠公使花房元則遣麿陽吊惟新逝去、家久先是

使市来家貞赴江府、家貞齎幣物、十二月至于武都、進獻

贈投逐一通家久之言、因各有回答之書翰、載于左及後卷、

1659

「古御文書廿五卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

以上

尊書拜見、殊琉球酒一壺被懸御意、誠以辱奉存候、隨而爲上使花房五郎左衛門被遣候付て、御満足ト被思召、以使者被仰上、一段御機嫌共候計ニ候、尚來春御下向之節、以拜顔可得尊意候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「元和五年」

極月廿九日

水野監物

忠元(花押)

松平薩摩守様

尊報

1662

「薩州家備前守忠清譜中」

祝之、拜禮獻品同于先、
代奉見 將軍家、自茲歲至寬永二年、每年頭登 玉城奉
元和六年正月、以質登 玉城、仲年頭賀儀獻御大刀・馬

1661

「兵庫忠朗譜中」

營之石垣、
元和六年庚申、將軍家經營攝州大坂城、時命忠興築本

1660

「右馬頭忠興譜中」

<p>後 編 舊記雜錄 卷七十五</p>	<p>家久公 元和六年</p>
--------------------------	---------------------

(表紙)

1665

「正文在文庫」

爲年頭之慶駕、太刀一腰・馬代黃金式杖被相贈之、欣悅
候、猶酒井阿波守可述候也、謹言、

723

1664

「家久公御譜中」

慶長五庚子年誕生于肥後、母皆吉久右衛門續能小西攝津守
行長之臣
之女、

1663

忠清子

女子

太守家久公御簾中

息男忠影以 太守之命相續于新納家、故忠清佐忠影、而
在忠影之宅矣、元和六年庚申正月五日、忠清病頻漸、達
于 家久公聽、公辱與 君夫人同枉 尊駕乎忠影之宅、
祝東首諸牀褥歎永訣籍甚也、島津又五郎久慶下總守常
久之男、島津
大膳忠榮・澁谷石見重國等供奉來矣、而還 尊駕、少焉
示屬續、享年五十、號恕岳院殿節翁玄忠大禪定門、葬興
國寺、

「朱力キ」
「元和六年」正月七日 秀忠 ○「墨印」

薩
宰相殿

1666 「御文庫二番箱家久公二卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

尊墨致拜見候、仍去比惟新様御遠行被成候付而、爲御上使花房五郎左衛門方被爲進之義忝思召之由、奉得其意候、御紙面之趣懇可申上候間、御心安可思召候、然者爲御音信ひちりめん拾端被送下候、遠路被思召寄忝奉存候、何も令期來音之時不能一二候、恐惶謹言、

「朱力キ」
「元和六年」

正月十八日

本多上野介

正純(花押)

(家久)
松平薩摩守様

貴報

1667 「御文庫二番箱家久公二卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶々八左衛門殿被成御下、御懇之御狀忝致拜上候、我等之儀ニ候へハ、此地ニ而御用ニ立申義も無御坐致迷惑候、誠去年ハ様々御懇意義共可申上様無御座候、委細之段ハ、伊勢兵部少輔殿まで申入候、以上、

市來八左衛門尉殿此地被明御隙御歸之間、乍恐致啓上候、旧冬ハ八左衛門殿此地被指下候ニ付而、尊札并口上ニ被仰聞候通承届、奉得其意候、御懇之段過分忝奉存候、仍其地御無事之由被仰下大慶ニ奉存候、此地相替儀無御坐候、公方様一段御機嫌能被成御座候、御心易可被思召候、隨而我等義旧冬此地罷下、則御前罷出候處、其許之様子なと少々被成御尋、早罷歸候との御説ニ而、一段仕合能御坐候つる、乍憚御心安可被思召候、就中御請并御口上之通、懇ニ本上州・土大炊殿へ申渡、即御兩人右之旨御披露候て、可然様ニ萬事被仰上之由、御兩所我等迄被仰聞候、然者其元にて我等式へ様々御馳走御懇之様子共、具御兩所申上候、一旧冬者市八左衛門殿早々此地御下ニ付而町田圖書殿申談、何も御年寄衆中へ御案内者仕条被仰越候、御礼之通具申入、八左衛門殿も懇ニ其通被仰入候、何も御返事御座候て仕合能御歸之儀ニ候間、被成得其意尤候、萬事御前向之様子、上州・大炊殿方被仰入之由候間、是又可然奉存候、來る夏中ニ此地可被成御下向之間、其節諸事可奉得御意候、自然御用之儀も候へ、可被仰下候、先可申上せ、此地ニ而又八郎様方切々御使者な

と被下、御懇之義ニ御坐候、誠忝存候、一段御成人之御事ニ御坐候、御心易可被思召候、委曲八左衛門尉殿可被仰上之間不能詳候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔元和六年〕

二月十六日

花房五郎左衛門尉
元則(花押)

家久様
尊報

1668

〔家久公御譜中〕

二月二十七日、土井利勝以書傳 秀忠公之高命於留主之家老町田久幸曰、明日於 營中有猿樂工之舞曲、久平登營可見之、雖然幼少之身思如長座何、不登亦可也、是幼幼之愛實以天下太平之本根、於是可見矣、

1669

〔古御文書廿六卷中〕 〔家久公御譜中ニ在リ〕

明廿八日御能被 仰付候、又八郎殿御見物候之様ニ与上意候、然共御幼少之事候間長座如何与思召候者、御登城候へても不苦候、恐々謹言、

〔朱カキ〕
〔元和六年〕

二月廿七日

利勝(花押)

土井大炊頭

町田圖書頭殿 利勝

1670

〔家久公御譜中〕

島津備前守忠清者雖爲家臣、氏族而且光久母堂慶安大姉之父也、是以家久哀死別之情見詠歌、惜詠艸不全篇矣、

1671

〔正文在文庫〕

ことし元和第六の春のころ、彼前備前守世をはやうせしかハ、老少不定の習ひとはしるくも、おしミかなしむ思ひのあまり、四時にたより八首のことはをつらね手向となすものになん、

追膳

たれもうき世には残らぬ道をしも
けふりかすむる野へのあはれさ

春

きのふ見しけふはなきさの天つかり

秋をもまたぬわかれうらめし

泪のミ袖に残りてあり明の

更さら行影はおしまさらめや

〔朱カキ〕
〔元和六年〕

「案ルニ、忠清ハ元和六年正月五日卒ス、年五十トアリ、考ニ供ス」

「古御文書廿六卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶々御事繁内御懇書過分之至存候、自然爰元御用之儀御座候者可被仰下候、疎意存間敷候、萬々奉期後音之時候、以上、

改年之御慶雖事旧候珍重奉存候、抑旧冬者江戸へ御使者御進上之砌預御懇書候、忝次第共存候、如御書中惟新様數年得御意、御懇意今以難忘存候事申も疎御座候、御心底乍恐奉察存候、將又上方弥御靜謐ニ御座候、江戸之儀者御使者可被仰上候条不及申候、隨而拙者事、伏見中御法度御仕置等申付、伏見ニ可有之由被 仰付候、誠忝儀共奉存候、雖然老耄之儀ニ御座候条御免被成候様ニと御訴訟申上候候、上方相應之御用等被仰付候者可忝候、猶後音之節得御意可申候条不能細筆候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「元和六年」

三月三日

山口駿河入道

惠倫(花押)

松平薩摩守様

□尊報

「正文在文庫」

慶長十五年八月八日、於駿河中山王登城之時 相國様
江進上物、

一段子 百卷

代銀拾三貫目、但一卷ニ付百三十目つゝ、

一羅紗 拾式尋

代銀三貫目、但一間ニ付三百目つゝ、

一太平布 貳百疋

右者有合申候、

一白銀 一萬兩

銀子四十三貫目

一太刀 一腰

同八月廿八日、於江戸登城之時進上、

一段子 百卷

代銀拾三貫目、但一卷ニ付百三十目つゝ、

一虎皮 拾枚

代銀六貫目、但一枚ニ付六百目充、

一白銀 一萬両

銀子四十三貫目

一太刀 一腰長光

「家久公御譜中」

右尋候而も御座有ましくと存候、

六〇
合銀子百貳拾壹貫目

右之表、大方算用仕候、大分之儀ニ御座候、我々とし
て俄ニ銀子相調候儀可難成与存候、於京大坂ニ御下
知を以借銀可相調候哉、左様ニ候ハ、返弁方琉球ノ
年を重次第ニ可致首尾儀可罷成哉与琉球ノ罷登候而、
爰元へ罷居候者共へ談合申候へは、年々ニ被仰付候出
銀皆濟之儀さへ漸相調申儀候由申候、右 御條書之内
被引殘被仰付候ハ、可成程之儀者此節之事情間、隨分
談合申相調可申候、可然様ニ御披露奉頼候、以上、

〔朱カキ〕申
〔元和六年〕三月十日

宜湾(花押)

國頭(花押)

金武(花押)

1674
「本田助之丞藏」

知行目録

高五拾八石三斗五舛九合三夕五才
帖佐餅田村 柏木之門

高四拾三石六斗五合八夕八才
帖佐鍋倉村 下羽迫門
浮免

同拾五石壹斗壹舛六合

同七拾三石九斗壹舛八合一才

合百九拾壹石

右知行之儀、今度高百石ノ上者四分一之上地ニ被改易、
相殘持留之爲返地令支配者也、以上、

元和六年三月十二日

本田助丞殿

〔印〕 帖佐 支配所

1675

知行目録

隅州桑原郡之内

高七佰拾四石

右知行、今度御分國中被相改配分候、全可有御領地者也、

元和六年三月廿七日

三鉢堂村

三原諸右衛門尉
重種判

伊勢兵部少輔
貞昌判

町田圖書頭
久幸

喜入攝津守
忠政判

下野守

久元

竹子村 木場屋敷
吉松般若寺村 中原屋敷

源七郎殿

1676 「家久公御譜中」

比志島前紀伊守國貞者事義弘・家久、居家老之職懷忠貞、
事上先仁慈施國政、可謂忠臣者乎、家久自弱齡昔至國貞
古稀夏親近也、時時納渠教諫、故及死没日哀惜異于他、
餘哀猶聯六首和歌吊靈魂吟之、則悲愁之情溢五首之外矣、

1677 「正文在文庫」 「三番箱四卷中ニ在リ」

ことし元和第六首夏之比、前比志嶋紀伊守身まかりし
悲しみをいへはさら也、朝夕のいとまなくつかふるに
無二心、道を専として、古來稀の年に餘まで馴くし
思ひを種として、五首をつらね手向る物ならし、
かきりなき袖の涙やたらちねの
わかれもけふにかへらざりけり
七十のなれしは夢とうち覚し
うつゝにかへるあかつきもかな
忘れしな道しある世のこのの葉の
露に袂はくちハつるとも
なき人をなれもわすれしほとゝぎす

こゝろくらへの啼音かなしき
ありかたき弥陀のおしへに六の道の
四のちまたをのかれぬるかな

「朱カキ」
「二元和六年四月」

宰相家久

1678 『諏訪氏家藏』

知行目録

薩州阿多郡之内

中津野村

高八百五拾四石四斗七舛七合

隅州始羅郡帖佐之内

餅田村之内

高六拾七石七斗六舛三合

日州諸縣郡小林之内

北之西方村之内

高廿五石七斗六舛

合千四拾八斛

右知行、今度御分國中、被相改御配分候、全可有領地者也、

元和六年卯月十二日

三原諸右衛門尉
重種判

伊勢兵部少輔
貞昌判

町田圖書頭
久幸

喜入攝津守

忠政判

下野守

久元

諏方治部少輔殿

「御文庫拾七番箱二十卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶々定ふせ物ハあまた所ニ可有之と申候、奥作有之時被成御寢候下などへふせられ候ハんと皆々申事候へ共、ミせらるへきやう無之候、伊集院藏人殿被參候ハ、さやうの方へ御祈念をも可被仰付候、加治木之様子内くにて可被聞召合候、以上、

御上洛前從阿久根以兩使加治木へ被 仰理候一儀、弥世上其沙汰候処、於爰元も御母分別ニても候つる哉、旧冬節分之夜鎌田幡^(マ)守側ニ被召置候山伏ニ、御書院之庭之角ニ封し物をふせられ候つるを、帖佐長右衛門など不審をたて候て喜攝州へ致内談堀出候て召置、今度 薩州様此地へ御付候而言上候ニ付、則幡^(マ)夫婦へ可被 仰出由候つれとも、左様候ハ、被指置科にて無之候間、死罪ニ被 仰付候へてハ、世上之法度ニ罷成ましく候間、先其段者不被 仰出候而、惣別 又三郎様へ悪心有之由被

聞召及候、必定之儀被 聞召付候ハ、則其御暖可有之旨被 仰出、靈社へ起請深々与被 仰付候而、次第ニ様

子被御覽合可爲尤由御内談にて、起請之前書等被入御念、ふか〜敷誓紙御させ候、就其 又三郎様之御袋様も如此出合共候時ハ、此方よりも御悪心有之と加治木被思召候ハ、心おににて必定悪儀共可有之候間、此方ニハ少も御悪心無之由候、向後弥其分たるへきとの御誓紙被遊、薩州様へ御進上候を、今度鮫大藏殿にて加治木へ御もたせ候、定加治木も誓紙可有之候、よく被入念ふか〜と被遊候へてハにて候間、大かたに無之やう御助言被仰入尤候、委ハ書中ニ難申達候、喜攝州可被仰達候間不能詳候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「元和六年」五月朔日 貞昌(花押)

伊勢兵部少輔

野州様

貞昌

比宮内様人々御中

「家久公御長男兵庫頭ノ御母鎌田攝摩守政重女トアリ、此書中ノ播ノ守ノコトナルヘシ」

「御文庫廿三番箱十八卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

写

敬白 罰靈社起請文前書之事

一奉對 家久様 忠元様、向後毛頭無別儀御奉公可申上事、付おはへも此分可申聞事、

一奉對 忠元様於江戸幡摩夫婦毛頭惡心之企不申事、

一世上野心不忠之儀雖有之、向後同心申間敷候、縱親子兄弟縁者惡心之企候共、許容仕間敷候、付我々身上之儀若致讒言被聞召付儀候へ、則被遂御糺明愚意被聞召届候而可被下事、

右之旨条々於偽申上者、

右者鎌田幡摩守殿親子神文之前書写也、

「家久公御譜中」

家久四月上旬發廳府赴于江都、家老伊勢貞昌從駕、五月下旬到于大坂矣、

「正文在文庫」

爲端午祝儀、帷子單物數十被相贈之、悦入候、猶本多上野介可申候、謹言、

「朱力寺」

「元和六年」

五月二日 秀忠(花押)

松平薩摩守殿
(家久)

「家久公御譜中」

「正文在琉球國司文庫」

當年之爲祝詞、預使札珍重々々、殊上布百端・焼酒三壺・唐折敷拾枚、遠來之懇志不淺、愚也近日有上洛之企、每年之旅行氣努力衰者憐察々々、猶雖欲謂者多不遑、管子束閣之者也、恐懼不宣、
「朱力寺」
「元和六年」 炎夏初三日 宰相家久(花押)

進献 中山王

「家久公御譜中」

「正文在鳥津勘解由久當」

返々又五郎とのそくさいのよしめて度候、くわなも一たんそくさいにてやかてはんしやう待の候事候
く、かしこ、

下野守ところまで人を御くたし、兵部かたへのせうそくハしくうけ給候、いよ／＼その御ころへ尤候、やかてくたり可申候間くハしからず候、此たひハ一しほ御い

1685

とまをそく御さ候て待入申事候、やかてせつく過候ハ、
きこえ可申候まゝ、くたりのちうしんこれより申候へく
候、又々、かしこ、

「朱カキ」
「元和六年」五月五日

しはより

いもし

まいる

い久久

「此御書ヲ按スルニ、家久公御妹御下君ニ進セラレシ御書ニテ、下野
守久元ニ御再縁ニテ、又五郎久近一人御子アリシ故、又五郎トアルハ
久近ナルヘシ、久近ハ元和八年六月生ナレハ、六年ノ朱カキハ誤ナラ
シ、九年比ニモ當ルカ、正文勸解由久當トアルモ久近ノ孫養子ニ當レ
リ、考ニ備フ」

「雜抄中」

覺

一御留守中諸事可被仰付儀、少も難澁被申間敷事、付所
者駿衆鹿兒嶋々御用付可被召寄時者早々可被參上事、
一御留守中鹿兒嶋御番、其外方々番所無闕候様可被勤事、
一芳輩中爰かしこに寄合、徒成事共申輩於有之者、被及
聞召次第曲事之沙汰可被仰出事、

一御留守中別而酒女の嗜いたすへき事、付不可致喧嘩口

1686

「御文庫拾七番箱廿卷中」

知行目錄

隅州肝付郡之内

高千斛

高熊村之内

論事、

一夜行かたく可爲停止事、

一御留守中鹿兒嶋辻ぎり被差出候間、可致其心得候事、

一火燭かたく被申付可致火用心候事、

一兼而如被仰出、侍衆のあたりにて辻歌かたく法度候事、

一如御内者程之人、若下女を傾城なとたてさせ候半輩者、

其科可被仰付事、

一御爲可惡儀取沙汰於有之者、早々鹿兒嶋へ可被申上事、

一連々被仰出候御法度、弥可被相守事、

一耕作之事無油断可被申付事、但井手溝被入念誘へき事、

一從他方之走者來らん時へ、曾以許容いたすまじき事、

但御分國中ハ互ニ申通本々へ可返付事、付諸寺へ堅く

右之様子可被申付置事、

元和六年庚申五月十三日

「朱カキ加治木仰渡条書、以野村織部介眞筆写置とアリ」

右知行之儀、今度玆敷硯御進上ニ付爲褒美御給候間、全可有御領地者也、

元和六年五月十三日

伊勢兵部少輔 貞昌判ナシ

三原備中守 重種(花押)

町田圖書頭 久幸判ナシ

喜入攝津守 忠政(花押)

下野守 久元判ナシ

相模守殿 御袋

「参考」

「忠將」 以久——彰久——相模守久倍
右馬頭 右馬頭 守右衛門尉 母義久公二女

義久公二女彰久ノ室ハ、寛永十八年八月十五日卒於隅州新城トアリ

知行目錄

隅州曾於郡之内

高佰斛

松永村之内

右知行之儀、布袋繪讀御進上ニ付爲褒美御給候間、全可有御領地者也、

元和六年五月十三日

三原備中守 重種(花押)

伊勢兵部少輔 貞昌

町田圖書頭 久幸

喜入攝津守 忠政(花押)

下野守 久元

源七郎殿

1688

名寄目錄

上小河院之内

川添一反六ノ内
下田一反一畝七分

糶七表一斗八升四合 与三右衛門

川成 四升二合二夕

合糶七表二斗式升六合二夕

高ニノ式石六斗三升五合才

元和六年五月十三日

川上伊与守印(久晴)

喜入大炊助(久正)

蒲地四郎左衛門殿

1689

「家人公御譜中」

「光久公御譜中」

其表迄御上着之由承候、暑天之刻 御大儀存候、先爲御見廻以使者申入候、定而近日可爲御上洛候間、其節以貴面可得貴意候、爰元御用等之儀於被仰付者可爲過分候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「元和六年」五月廿八日 雅胤

松平薩摩守様
人々御中

「古御文書廿六卷」 「家久公御譜中ニ在リ」

「正文在喜入安房久亮」
以上

至遠路爲御見廻使被差上令祝着候、此表無相易儀靜謐之躰候、可心安候、仍爲音信銀子三枚懇志之至候、猶口上可申達候、謹言、

「朱カキ」
「元和六年」五月廿六日 家久(花押)

喜入攝津守殿

「家久公御譜中」

「正文在文庫」

尚々新敷鹿被下置候、誠每度御心付之段、過分至極ニ奉存候、以上、

昨日者尊書忝奉存候、隨而天氣能御坐候て御能相濟、目出度思召旨奉得其意候、將亦少御虫氣之由無御心元存候、不及申上ニ候へ共、無御油断御養生專一ニ御坐候、然者御能之爲御禮各於御出ニハ、貴様も可被成御登城かと承候、定而左様之御方も可有御坐候間、本上野介へも被成御尋明日わたり可然奉存候、猶期拜顔節候間不能詳候、

光久
忠朗
久直
女子二人
女子

元和六年庚申六月十八日誕生、母光久一腹、
家臣島津大和久章室、
正保二年乙酉五月十日早世、歳二十六、法號桃岳英仙、

恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔元和六年〕

八月六日

土井大炊助

利勝(花押)

家久様

御報

1693

〔北郷翁久譜中〕

元和六年庚申二月、長千代丸歳十一再爲質赴江戸、旅家老北

郷善兵衛久榮・林六郎兵衛重康從、久榮病死、故北郷仲左衛門久永代焉。家

久公賜御書於長千代丸、有正文左記之、

此方爲見廻使者被差越云々、

〔此御書、家久公御譜中ニアリ、略ス〕

1694

〔全上〕

同九年癸亥十二月、長千代丸歸國矣、

1695

〔家久公御譜中〕

〔正文在嶋津筑後忠置〕

以上

此方爲見廻使者被差越、殊爲音信南都諸白一荷令祝着候、仍其方爲替又四郎雖上洛候、從大炊頭殿之引付狀未出候

故、其地下向遅引候、大炊殿へ可申達候間、定廳而可相

調候、猶使者可申達候間不能詳候、謹言、

〔朱カキ〕
〔元和六年〕 八月八日

家久(花押)

北郷長千代殿

1696

〔家久公御譜中〕

〔正文在琉球國司文庫〕

余來無音之処芳墨落手披聞切重々、抑舊冬渡唐船雖出

掛候、依無順風令延引、去春〔本ノマ、〕二月出船候哉、其節日和能候

間早速可爲着船之由祝着申候、定頃者可爲歸帆之旨、是

又満足之至候、將又中央卓竹一箇・焼酒三壺贈給、芳意

難申盡候、猶此使讓演説不能詳候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔元和六年〕 八月廿五日

宰相家久(花押)

進獻 中山王

1697

〔古御文書廿六卷中〕〔家久公御譜中ニ在リ〕

昨日者乍御報被仰聞候通越前宰相殿へ申入候處、弥明曉

御出候様ニと申來候間必々御供可申候、左様御座候へハ

餘誰も無御座候間、寺沢志广守殿・竹田法印御同道候様

ニと之儀候、然者寺志广守殿へ者、其元より被仰達可有

1698

御同心候、竹田法印へ此方も可申達候、如何可御座候哉、御報ニ被仰越候ハ、可得其意候、何茂明曉者時分自是可得御意候間、可被成其御心得候、猶期拜顔之時候、

恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔元和六年〕 九月二日 秀就(花押)

松平長門守

松平薩ノ守様

人ノ御中

秀就

〔古御文書廿六卷中〕〔家久公御譜中ニ在リ〕

尚以被仰下候趣一々奉得其意候、聊不奉疎意存候、

昨日夜ニ入罷歸候間、唯今御報如此ニ候、以上、

尊書拜見忝奉存候、隨而昨日西丸へ傳奏衆御上ニ付而、

内々貴様も可被成御登城処、本上州致相談御無用之由申

上候故、御延引旨得其意尤ニ奉存候、然者 若君様・御

國様御官位ニ付而、御祝儀被仰上度候由被仰下候、御書

面之通具ニ承届候間、上州と致相談様子急度可申上候、

恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔元和六年〕

九月八日

土井大炊助

利勝(花押)

1699

家久

〔御文庫四拾九番箱中〕〔家久公御譜中ニ在リ〕

紅葉山より歸宅仕候てより少く虫氣候て、御使者ニ

ハ不懸御目候、以上、

只今者御使者候賜候、明日之義天氣も見届不申候条、十

九日へ被相延候事可然存候、明日西丸へ御登 城無御坐

候共兎角十九日ニ可被成候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔元和六年〕 九月十七日 政宗(花押)

松陸奥守

政宗

松陸摩様人ノ御中

1700

〔家久公御譜中〕

〔正文在宮之原越右衛門〕

勿勞尊酬候以上、爲使者申処、直々返答被成由、殊更珍

敷白蘭預候、詠入所申候、爲御礼如此候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔元和六年〕 菊月十八日 政宗(花押)

松陸奥守

松薩州様人々御中
「此一書、本書之儘写真置也」

政宗

1701

「家久公御譜中」

「正文在大乘院」

已上

遠路爲見廻被差越使僧令祝着候、殊卷物三致來、懇勸之至候、弥祈念之儀憑存候、猶期後音不能一二候、恐々謹

言、

「朱カキ」
「元和六年」九月廿日

家久(花押)

大乘院

1702

「御文庫十七番箱廿卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

猶以中書様此中其許御着之通不存不申入候、以上、

急度致注進候、此中細鳴へ付置候此方之者、只今已ノ刻

罷歸候、昨日十九虎屋長門守殿細鳴へ被成下着候、至拙

子狀被下候、 上使之御舟下之関被成御着候、西目御下

向然与相極候由被仰聞候、先々此由申上候、猶期後喜候、

恐惶謹言、

「朱カキ」
「元和六年」已ノ刻

九月廿日

種有(花押)

三原左衛門様
敷祢中務少輔様
人々御中

「在包紙」

三原左衛門様

敷祢中務少輔様參

種有

秋月藏人佑

1703

「家久公御譜中」

「正文在御炊太夫」

已上

到遠路預使、殊御被太麻并長蛇千本・鯉百節、又八郎へも右同前ニ槌相達候、別而懇志令祝着候、何様上洛之節

可申述候、恐々謹言、

「朱カキ」
「元和六年」

十月二日

御炊太夫殿

松平薩摩守
家久(花押)

1704

「古御文書廿六卷」 「家久公御譜中ニ在リ」

以上

先刻者 將軍様へきんちく之火繩廿五筋御進上被成候、

具披露仕候處、不成大方御機嫌ニ被思召、從拙者方相心得可申入之旨 御意ニ御座候、尚以貴面可得尊意候間不能一二候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔元和六年〕 十月十一日 忠世(花押)

〔在口裏〕
松平薩摩守様人ニ御中

酒井雅樂頭

忠世

1705

先刻者將軍様ニきんちく之火繩式拾五筋御進上被成候、具ニ披露仕候處、不成大形御機嫌ニ被思召候段、拙者方相心得可申入之處御意御座候、尚以貴面可得御意候間不能一二候、恐惶謹言、

元和六年 十月十一日 忠世

松平薩摩守様
人ニ御中

酒井雅樂頭

忠世

土井大炊頭

薩摩 中納言殿 利勝

貴報

〔寛永三年八月、權中納言ニ任せラル、元和六年ハ誤ナレハ除クヘシ〕

1706 〔古御文書廿六卷中〕 〔家久公御譜中ニ在リ〕

以上

一書致啓上候、御馬之儀被仰下候、昨日披露仕候處、將軍様不成大形御機嫌ニ被思召被入御念候通、拙者方相心得可申入之旨 上意ニ御座候、尚期後音之時不能詳候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔元和六年〕 霜月十三日 忠世(花押)

〔在口裏〕
松平薩摩守様
人ニ御中

酒井雅樂頭

忠世

1707 〔家久公御譜中〕

十二月七日、秀忠公以倉鷹所擊之鶴一羽賜家久、因以使者獻果子、且贈書於井上主計頭正就、奉謝拜賜之忝情備正就之返簡矣、

「古御文書廿六卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶々御菓子被成御進上候、御使者ヲハ先 還御迄留

置申候、御前之様子重而可申上候、以上、

尊書致拜見候、仍自 上様御鷹之鷲被成御拜領、忝思召
之由奉得其意候、即御紙面之趣可申上候へ共、今朝御鷹

野ニ被成 出御候、今日を夜ニ入可被成 還御与奉存候

間、先御使者ヲ返シ申候、 還御次第御禮之通具ニ可申

上候、最前本上野・土大炊被任指圖ニ、輕き御使者被下

候由尤ニ奉存候、恐惶謹言、

「朱力キ」
「元和六年」

極月七日

井上主計頭

正就(花押)

薩摩様

尊報

「光久公御譜中」

光久

男二人「忠朝・久直也」

女三人

忠廣

初忠弘 寶壽 東市正 入道名萬山

元和六年庚申十二月十八日誕生、母忠朗一腹、

初忠廣得義弘之長女御屋地家臣島津豊後朝久之後室之所領、而雖

爲朝久二男、延寶五年丁巳三月十四日太守光久令忠

廣去豊州家、而準爲忠朗次弟、

1710 「市正忠廣一流系圖」

忠廣

忠弘 市熊 大隅 主計 慶忠坊 寶壽院 市正

齋名萬山

十八代 太守家久公之四男也、忠廣爲御屋地御屋地者前太守義弘公

之長女、爲島津 養子、樹家於島津豊後朝久之二男、

寛永九年含 命爲役小角徒、號慶忠坊、

同十六年還俗稱市正、

1711 「家久公御譜中」
「正文在大乘院」

已上

其以來令無音候、仍爰許 公儀仕合無殘所候間可御心安
候、留守中之儀も皆々息災之由令満足候、節々御祈禱之
札相達候、懇祈之故此地國元何も無爲令祝着候、將又諸

白大樽一進入之候、書中之驗計候、恐々謹言、
〔朱カキ〕
〔元和六年〕 極月十九日 家久(花押)

談儀所僭正
玉案下

1712 「御文庫四拾八番箱中」

覺

- 一 穎娃主水・白七・ぬく弥成敗之事、
- 一 七嶋へ被遣候理心女房曲事於必定者、男女共ニ死罪之事、
- 一 高聞孫市有所可被糺究事、

以上

十二月十九日

家久(花押)

〔元和六年歟、ト張札アリ〕

1713 「家久公御譜中」

〔正文在島津左衛門久通〕

已上

此方爲見廻至遠路使者、殊折樽、芳染至候、將又 公方
様御機嫌能御使ニ而、節々種々拜領共候、於仕合者可心

安候、來春者早々可令歸國候間期其節候、恐々謹言、
〔朱カキ〕
〔元和六年〕 閏十二月十日 家久(花押)

又五郎殿

1714 「家久公御譜中」

〔正文在入來院主馬重矩〕

已上

此方爲見廻到遠路使者、殊折樽、芳染之至候、將又 公
方様御機嫌能御使ニ而、節々種々拜領共候、於仕合者可
安心候、來春者早々可令歸國候間期其節候、謹言、
〔朱カキ〕
〔元和六年〕 閏十二月十日 家久(花押)

入來院石見守殿

1715 「御文庫十七番箱廿卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

追而 御曹子様 御姫様其外所中何茂無爲ニ御座候由
目出度候、

一 先書ニも被仰越候御藏入物成弥無然々由、咲止之至候、
然者出水長嶋百姓廿人餘遊參之由、何方へ參候哉、定
肥後などへ可參與存候、御外聞不可然儀ニ候、有所被
聞召立被召返尤候、其元之儀者各御在國之事ニ候間能

被聞召合、風損水損之上ニ收納餘額數被仰付候而、

後年御藏入之煩ニ不罷成様ニ御故実尤候、よき所悪所

之沙汰能く可被聞召合候、一所一名之内ニ而も善慮悪

處有之物ニ而候、其段者不及申候事、

一琉球舟餘多破損候由、當年御藏入水損風損之上散之

御仕合不及是非候事、

一南蛮舟之儀ニ付、北条土佐守殿・矢野主膳正殿長崎へ

被相越、未被罷歸候哉無心元候、様子相聞得次第追而

可被仰越候、

一片浦へ着岸之唐船ばへん之由、長崎之唐人共達而申出、

此方へも參候而薩州様へ御沙汰候而被下候様ニ与申候

間、唐人共前より直ニ致公儀候へ、ばゝんいたしたる

儀於證據分明者、公儀之御沙汰次第如何様ニも可被仰

付由、唐人共へ被仰聞候、其後兎角不申出候、於京都

誰哉覽板倉殿へ自薩「ばゝん仕之由爲申様ニ取沙汰候

へ共、指而御氣遣無之候、先書ニ如申候、唐人共種々

申事ニ候間、若及御沙汰儀もや可有之候間、今一往可

相聞間、他出無之様ニ被仰付尤候、猶口上ニ申合候間

不能詳候、恐惶謹言、

閏十二月廿九日

貞昌(花押)

喜入攝津守
忠政(花押)

三原備中守殿

町田圖書頭殿

下野守殿
御報

(上書)

下野守殿

町田圖書頭殿

貞昌

三原備中守殿參

伊勢兵部少輔

1716 「北郷忠能譜中」

元和六年庚申、三个國諸士采地有御配分、忠能領高爲三

萬、二百三十餘石也、

1717 (表紙)
元和六年

薩隅日三州一所衆

并廳府衆中
高極之帳

二月二十七日

「朱力幸」
「元和六年」

伊勢兵部少輔

高孝萬四千四拾九石

相模守殿

高三十石

大興寺

高七千五百六石

又五郎殿

高三百八十石

南林寺

高八千六百拾九石

下野守殿

高四百石

淨光明寺

高貳千貳百五拾三石

豊後守殿

高五十石

稻荷領

外貳千貳百六拾七石一斗九升二匁出銀ノ未進分上地(マ)

佐多伯嚙守殿

高三百八十石

妙谷寺

外役分二千斛

喜入攝津守殿

高百斛

大龍寺

高二千二百五十石

中務太輔殿

高十石

春日大明神

高千五百三十七石

根占七郎殿

高五百石

霧嶋領

高四千五百八十九石

入來院石見守殿

高十石

若宮八幡領

高五千六百二十五石

種子嶋殿

合高四千石

高二千六百五十五石

肝付長三郎殿

外役分二千石

比志嶋紀伊守殿

高七百十四石

源七郎殿

高二千六百六十九石

鎌田出雲守殿

高三萬三百三十七石

北郷讚岐守殿

高二千七百三石

町田圖書頭殿

高九百四拾三石

新納近江守殿

高一千二十二石

伊勢兵部少輔殿

庚申三月廿一日高直少内千石加増

北郷加賀守殿

高千九百四十四石

三原諸右衛門尉殿

外三千七百七石三斗五合七夕ニ知

樺山美濃守殿

高千五百八十二石

敷根中務少輔殿

出銀未進分上地

福昌寺

高千八百三十四石

伊集院右馬助殿

高千二百斛

談儀所

高二千百八十石

新納刑部大輔殿

高八百斛

諏訪座主

高千五百九石

北郷休次郎殿

高二百斛

諏訪座主

高五百五十石

北郷休次郎殿

『此間白紙三枚本書ニ入而有之也』

當所

高千八百五十四石

御使衆無上地

山田民部少輔殿

高九百十二石

御使衆無上地

別府信濃守殿

高九百四十六石

助七殿

川上左京亮殿

高六百八石

野村千代松殿

高千八百四十六石

右衛門佑殿

新納五郎右入道殿

高七百四十三石

額娃長左衛門尉殿

高千六百十二石

御使衆無上地

川上式部太輔殿

高七百九十三石

鎌田加賀守殿

高千三百三拾二石

御使衆無上地

本田伊豫守殿

高七百十二石

市來八左衛門尉殿

高千二百一斛

御使衆無上地

吉利左右衛門殿

高七百二十四石

有馬久藏殿

高六百五石

山城守殿

桂民部少輔殿

高三百七十六石

平田新左衛門殿

高四百六十三石

吉田長四郎殿

高五百四十五石

本田伊賀守殿

高千三百三拾二石

御使衆無上地

村田刑部少輔殿

高五百一石

北条土佐守殿

高千石

御使衆無上地

澁谷周防介殿

高千十七石

鎌田左京亮殿

高八百三十五石

無上地

大膳亮殿

高四百五十三石

本田美作守殿

高七百廿石

相良丹後守殿

高五百六十五石

蒲地備中守殿

高七百九十石

鎌田源左衛門殿

高四百七十八石

土持豊前守殿

高七百八十八石

川上上野守殿

高四百廿八石

伊東肥後守殿

高千四十八石

諏訪治部少輔殿

高三百九十二石

新納尾張守殿

高八百二十石

本田甚兵衛尉殿

高三百八十一石

山口内藏助殿

高七百五十四石

市來助左衛門尉殿

高四百六十二石

伊地知与兵衛尉殿

高六百八十五石

野村市右衛門尉殿

高五百二十五石

鹿嶋郷兵衛尉殿

高五百九十九石

毛利内膳正殿

高四百十二石

本田甲斐守殿

高四百十二石

平田民部左衛門尉殿

高四百十二石

平田民部左衛門尉殿

高三百六十三石

寺山出羽守殿

高三百九十二石

伊勢右京亮殿

高四百六十三石

重存坊

高三百六十九石

鮫嶋筑右衛門尉殿

高三百九十二石

岩切雅樂助殿

高三百七十四石

平田藤七兵衛尉殿

高三百九十五石

吉田六郎右入道殿

高三百四十一石

阿多甚左衛門尉殿

高二百八十五石

野村但馬守殿

高二百五十三石

田代宗五郎殿

高五百十石

福崎新三郎殿

高三百七十三石

東郷十左衛門殿

高五百十九石

伊勢大内記殿

高三百石

比志嶋彦太郎殿

高三百七十九石

弟子丸越後守殿

高五百六十七石

桂外記殿

高四百十八石

菱刈大膳正殿

高六百九十石

佐多越後守殿

高三百二十石

米良縫殿助殿

高五百九十七石

御醫師無上地
理心

高二百二十三石

丹生新三郎殿

高五百二十五石

諏方主税助殿

高四百六十一石

高崎大炊助殿

高四百三十石

土持平右衛門尉殿

高百二十六石

平野弥九郎殿

高四百一石

曾木甚右衛門尉殿

高三百十六石

税所次郎右衛門尉殿

高三百九十石

鎌田播磨守殿

高三百七十五石

猿渡新介殿

高二百四十九石

高陽仲三郎殿

高四百八十二石

上原右衛門入道殿

高四百四十九石

相良勘解由次官殿

高三百六石

伊集院九郎殿

高三百斛

堀弥右衛門尉殿

高百六十八石

川上十郎左衛門尉殿

高二百七十七石

鬼塚少右衛門尉殿

高三百六石

伊地知肥前入道殿

高五百石

山鹿越右衛門尉殿

高二百六十五石

園田清左衛門尉殿

高二百八十四石

相良五左衛門尉殿

高二百九十五石

平山内匠允殿

高二百一石

達長坊

高二百一十一石

岩本源六殿

高二百十七石

是介殿
森喜右衛門尉殿

高百三十九石

岩切彦兵衛尉殿

高千石

無上地七百石、加増
小幡長門守殿

高百三十九石

米良弥吉殿

高百五十石

無上地五十石、加増
奥山左近將監殿

高二百四十三石

町田甚兵衛尉殿

高百五十八石

大田筑前守殿

高二百五十八石

高城主馬首殿

高百九十三石

兵右衛門殿
長谷場十郎兵衛殿

高百七十二石

小野左京亮殿

庚申三月廿日高直少
高百八十一石

伊地知勘解由左衛門尉殿

高五百五十石

花田備後守殿

高二百二十石

五十七石
一和、十右衛門殿

高二百二十八石

大山六右衛門尉殿

高三百二十六石

國府左京亮殿

高百五十石

吐師七左衛門尉殿

高二百十七石

卷岐少三郎殿

高百七十二石

八木丹後守殿

高三百石

肥後藤八郎殿

高百七十一石

町田弥兵衛尉殿

高三百六十八石

川上彦左衛門尉殿

高三百十八石

川上又左衛門尉殿

高三百五十九石

喜兵衛殿
後醍院内藏助殿

高四百五十石

三原次郎左衛門尉殿

高二百六十石

伊東源四郎殿

高三百二十四石

東郷越前守殿

高八百六十七石

無上地
村田三郎右衛門尉殿

高百二十六石

伊地知丹波守殿

高三百石

自徳院

高三百四十八石

二階堂城介殿

高

平山藏人殿

高七十九斛

伊集院弥六左衛門尉殿

高百二十七石

三原七左衛門尉殿

高二百二十五石

野添安千代殿

高百二十九石

伊地知三河守殿

高二百二十五石

寶泉坊

高百九十二石

有川仲右衛門尉殿

- 高百十七石 \ 大鳴孫次郎殿
- 高二百三十六石 川上与三郎殿
- 高二百三十四石 \ 白坂式部少輔殿
- 高三百一十一石 八木民部左衛門尉殿
- 高二百六石 和田乘介殿
- 高八十二石 米良權介殿
- 高二百八十三石 御醫者無上地
瑞仙
- 高百六十八石 山田土佐守殿
- 高百九十七石 土橋城介殿
- 高二百十八石 國分但馬守殿
- 高二百三石 相良仙吉殿
- 高百八十六石 門司安右衛門尉殿
- 高二百八十二石 \ 別府主殿助殿
長二郎殿
- 高三百石 \ 黒田友右衛門尉殿
- 高五百六石 \ 大寺主計助殿
- 高二百五十五石 川越右近將監殿
- 高二百四十六石 肥後長次郎殿
- 高二百二十七石 本田隼人佑殿
- 高百二十四石 \ 伊地知老岐守殿
- 高十三石 肝付甚作殿

- 高百六十五石 川上喜左衛門尉殿
- 高二百三十石 \ 肥後内膳正殿
- 高百七十五石 \ 猿渡嘉左衛門殿
- 高二百二十七石 \ 勝部志广介殿
- 高百五十七石 肥後与次兵衛尉殿
- 高百六十四石 有川七左衛門尉殿
- 高百九十六石 上村弥左衛門尉殿
- 高二百三十石 \ 海江田十兵衛尉殿
- 高二百石 \ 関主殿助殿
- 高百八十五石 \ 右松安右衛門尉殿
加兵衛殿
- 高二百三十一石 \ 黒葛原筑後守殿
- 高二百十九石 有川源左衛門尉殿
- 高二百三十一石 三嶋林右衛門尉殿
- 高百五十五石 \ 入佐郷左衛門尉殿
- 高二百一石 上井筑後守殿
- 高二百七十七石 \ 折田勘解由次官殿
- 高百四十九石 長井弥二郎殿
- 高三百石 \ 宅方与左衛門尉殿
- 高百七十五石 田中平次郎殿
- 高百六十五石 遠矢金兵衛尉殿

高二百四十石

町田駿河守殿

高百四十六石

德永助右衛門尉殿

高百八十五石

兒玉筑後守殿

高百七十石

大野大學助殿

高百十八石

大寺李兵衛尉殿

高百六十五石

相良織部佑殿

高二百三十五石

伊地知采女正殿

『此間白紙式本書ニ入候而有之也』

猪俣爲右衛門尉殿

高三百三十石

大迫平左衛門尉殿

高二百四十九石

市來和泉守殿

高三百九十九石

野村才右衛門尉殿

高百二十九石

大野少外記殿

高三百三十七石

税所弥右衛門尉殿

高百三十五石

平田吉左衛門尉殿

高百五十石

北条主水佑殿

高百六十七石

永吉伴兵衛尉殿

高百六十石

鮫嶋大藏丞殿

高百五十七石

野間孫兵衛尉殿

高百三十五石

岩切縫殿助殿

高九十二石

市來五兵衛尉殿

高百五十石

帖佐弥左衛門尉殿

高百六十三石

阿多周坊入道殿(阿多)

高十四石

伊集院長右衛門尉殿

高百四十一石

指宿主稅助殿

高二百六十二石

重久佐左衛門尉殿

高百二十七石

日高吉右衛門尉殿

高二百六十三石

川崎主計助殿

高百六十五石

藤井助四郎殿

高

不笠孫左衛門尉殿

高百三十七石

福永休兵衛尉殿

高八十九石

伊地知平右衛門殿跡

高百三十八石

鳥原對馬守殿

高二百十五石

大久坊

高百四十二石

江川休右衛門尉殿

高百二十九石

有馬弥三郎殿

高百十八石

鎌田權右衛門尉殿

高百五十一石

小川長次郎殿

高十二石

川野主稅助殿

高百五十三石

勝目加兵衛尉殿

- 高百二十二石 日置吉兵衛尉殿
- 高百八十五石 中野甚左衛門尉殿
- 高百八十七石 三原飛彈守殿
- 高百八十七石 町田勘解由次官殿
- 高百二十石 阿多源左衛門尉殿
- 高百二十六石 東郷三左衛門尉殿
- 高二百三十八石 有馬二右衛門尉殿
- 高百三十三石 鈴木宇左衛門尉殿
- 高三百一石 中嶋右近將監殿
- 高 肥後宮内少輔殿
- 高百五十石 伊集院藏人殿
- 高百五十石 新納加賀守殿
- 高百六十石 荒武覺右衛門尉殿
- 高百十七石 市來小四郎殿
- 高百五十石 神戸二左衛門尉殿
- 高百十四石 阿多對馬守殿
- 高九十七石 宮原助太郎殿
- 高百十六石 橋口勘左衛門尉殿
- 高百六十石 久留伴五左衛門尉殿
- 高七十六石 土持若狹守殿
- 高二百三十一石 伊集院宮内左衛門尉殿
- 高九十九石 澁谷牛之介殿
- 高二百石 西俣彦右衛門尉殿
- 高百六十六石 野元源右衛門尉殿
- 高百五十石 平田狩野介殿
- 高百三十七石 德尾藤兵衛尉殿
- 高九十石 野村織部助殿
- 高百五十石 上原源右入道殿
- 高八十九石 木原七郎左衛門尉殿
- 高九十一石 妹尾勘右衛門尉殿
- 高百八十二石 德永對馬守殿
- 高百九十八石 福屋七介殿
- 高百二十八石 湯地左近將監殿
- 高百九十石 木佐木四郎右衛門尉殿
- 高百五十七石 湯地五右衛門尉殿
- 高百五十石 奈須助五郎殿
- 高百二十石 葛西茂右衛門尉殿
- 高八十五石 伊集院新五郎殿
- 高百二十一石 古後平七郎殿
- 高八十五石 奈良原狩野介殿

高百四十石

津留今兵衛殿

高

岩切仲右衛門尉殿

高八十七石

折田六左衛門尉殿

高百五十一石

友野左近將監殿

高二百五十六石

中村喜兵衛尉殿

高百十石

澁谷如兵衛殿

高九十石

平田大炊兵衛尉殿

高百五十八石

肥後備中守殿

高七十五石

川上左衛門佐殿

高七十七石

桑波田刑部少輔殿

高百一十石

郷田源介殿

高百十二石

黒葛原吉左衛門尉殿

高二十九石

美代主殿助殿

高八十六石

谷山平左衛門尉殿

高二十石

林藤七兵衛尉殿

高二百四十五石

福嶋新兵衛尉殿

高十九石

平田与九郎殿

高二百二十五斛

城井三郎兵衛尉殿

高八十四石

川野不知右衛門尉殿

高七十八石

井尻少右衛門尉殿

高七十五石

長濱与一兵衛尉殿

高九十石

津留六郎右衛門尉殿

高百三十石

山口早左衛門尉殿

高百十斛

大膳坊

高八十一石

中江主水佑殿

高七十五石

久永吉左衛門尉殿

高百二十九石

家村采女正殿

高百九石

田尻伸左衛門尉殿

高七十七石

黒田才丞殿

高七十七石

武与七兵衛尉殿

高九十五石

村田源左衛門尉殿

高七十五石

中村弥左衛門尉殿

高九十三石

河野分右衛門尉殿

高九十石

本田治部左衛門殿

高二百六十二石

藤井助左衛門尉殿

高十斛

野村奎助殿

高四石

相良彦八郎殿

高七十五石

吉田伊右衛門尉殿

高二百三十石

貴嶋采女正殿

『此間ニ白紙式枚入候而本書ニ有之候也』

高七十八石	平田九郎右衛門尉殿	高二百六十三石	野崎吉左衛門尉殿
高三百石	＼甲斐掃部助殿	高九十石	河野少監物殿
高百六十二石	市來伴右衛門尉殿	高百老石	郷田源七左衛門殿
高七十九石	谷山觀兵衛尉殿	高二十七石	賈阿弥跡
高百十八石	＼宇都与左衛門尉殿	高二百四十三石	伊集院小右衛門尉殿
高八十四石	＼日高与一左衛門尉殿	高七十五石	山田伴介殿
高百三石	＼常圓坊	高百四十一石	日高大左衛門尉殿
高十石	可梅跡	高七十九石	＼池上平右衛門尉殿
高七十八石	＼鈴木種兵衛尉殿	高八十四石	家村造右衛門尉殿
高百二十石	有川助丞殿	高七十五石	＼伊集院五兵衛入道殿
高百一石	＼市來善兵衛尉殿	高八十六石	弓削大膳正殿
高八十六石	＼越後坊	高百十二石	久保七兵衛尉殿
高九十四石	＼鳥丸長右衛門尉殿	高二十三石	御客
高百三十六石	＼密乘坊	高七十五石	＼竹下新四郎殿
高八十三石	＼鎌田右兵衛尉殿	高七十五石	＼吉利三九郎殿
高二十六石	伊地知新次郎殿	高三百三十五石	＼汾陽清兵衛尉殿
高七十八石	宮原長次郎殿	高八十六石	加世田土佐守殿
高二百二十七石	＼佐久間勘右衛門尉殿跡	高二百二十二石	＼川上右京亮殿
高七十九石	萩原与右衛門尉殿	高百十石	四本伴九郎殿
高百六十三石	中村主水佐殿	高七十五石	紹嘉

高四百九十一石	伊勢美濃守殿	高九十石	檢見崎記兵衛尉殿
高三百五十三石	川崎駿河守殿	高七十九石	調所少内記殿
高二百一十一石	大田四郎三郎殿	高七十五石	阿多才兵衛尉殿
高五百石	今并能登守殿	高七十五石	新納助右衛門尉殿跡
高十二石	大田丹後守殿	高八十一石	高崎民部少輔殿
高十二石	爲阿弥	高二十六石	田代甚介殿
高三十石	谷山早右衛門尉殿	高八十七石	別府金右衛門尉殿
高九十四石	税所柰之丞殿	高十石	長江休右衛門尉殿
高七十八石	西之原孫右衛門尉殿	高七十五石	諸留船兵衛尉殿
高八十四石	佐々木稻介殿	高七十五石	上原休藏殿
高七十八石	澁谷次郎兵衛尉殿	高百二石	谷山孫右衛門尉殿
高二十六石	伊地知助五郎殿	高七十五石	川村帶刀長殿
高三石	築瀬兵右衛門尉殿	高百五十石	松田万右衛門尉殿
高百二十一石	梶原七左衛門尉殿	高七十五石	長濱十郎兵衛尉殿
高百六石	青山久左衛門尉殿	高七十五石	伊地知清右衛門尉殿
高八十一石	奈良原喜左衛門尉殿	高七十九石	山田弥兵衛尉殿
高八十八石	白濱分右衛門尉殿	高二十一石	築瀬二左衛門尉殿
高八十石	相良淡路守殿	高九石	宮之原權兵衛尉殿
高十九石	堀之内愛千代殿	高百二十五石	清水三右衛門尉殿
高九十一石	本田柰助殿	高七十七石	日高主税助殿

無上地

高百石 大迫掃部助殿 高九十二石 黒田百左衛門尉殿

高二十二石 辨官助八郎殿 高百一石 丸田伊豆守殿

高二十石 重田彦右衛門尉殿 高二百十石 野津覺左衛門尉殿

高二十三石 川上九郎右衛門尉殿 高八十三石 藥九大炊兵衛尉殿

高九十一石 新太夫殿 高七十五石 本田彦左衛門尉殿

高二十一石 石神源兵衛尉殿 高十二石 慶阿弥

高百五石 川野大炊助殿 高二十三石 染川源之丞殿

高二十石 宮内銀八殿 高百二十石 福崎小左衛門尉殿

高二十四石 丹生慶次郎殿 高二十一石 松山覺兵衛尉殿

高百石 長崎休右衛門尉殿 高二十石 肥後因幡守殿

高七十五石 浦川^金左衛門尉殿 高七十五石 芋生与八郎殿

高七石 寺田利左衛門尉殿 高二十石 向勘解由次官殿

高八十一石 新納大藏丞殿 高二十六石 川崎新左衛門尉殿

高二十石 椎原舍人佐殿 高七十五石 佐羅良善介殿

庚申三月二十日高直ル 國府民部左衛門尉殿 高十七石 重信丹波守殿

高^{百斛内七十七石加増}三十三石 松崎左右衛門尉入道殿 高十六石 鎌田筑後守殿

高七十五石 否笠吉次殿 高十七石 倉野主水佑殿

高十一石 肝付大右衛門尉殿 高百二石 竹下主膳正殿

高十三石 岡本茂右衛門尉殿 高二十二石 津留藤右衛門尉殿

高九石 別府甚六殿 高七十五石 高野勘左衛門尉殿

高七十六石

楠本傳兵衛尉殿

高五十五石

惣大工無上地
柴山与五郎殿

高七十七石

井尻薰丞殿

高十六石

大迫万左衛門尉殿

高七十五石

竹迫大藏丞殿

高七十五石

井尻利左衛門尉殿

高二十石

川上彦十郎殿

高七石

宮下勘六左衛門尉殿

高七十六石

泉昌坊

高七十五石

衆中觸
鍛冶屋六之丞殿

高二十七石

谷山宮内左衛門尉殿

高五石

神宮司銀右衛門尉殿

高百三石

松田亀介殿

高十九石

染郷新兵衛尉殿跡

高二十一石

染郷勘左衛門尉殿

高百十四石

橋元助右衛門尉殿

高百二十三石

勝目助左衛門尉殿

高八十二石

老岐千代殿

高七石

川上治部右衛門尉殿

高十七石

有馬鶴千代殿

高八石

井尻覺兵衛尉殿

高十六石

重信四郎右衛門尉殿

高二十石

関伊豆守殿

高七十九石

鬼塚六左衛門尉殿

高二十二石

蓮光坊

高二百六十三石

深野少吉殿

高七十五石

海老原主計助殿

高九十八石

松田貞右衛門尉殿

高十六石

木村源右衛門尉殿

高十九石

有馬才右衛門尉殿

高七十九石

山路駿河守殿

高百二石

肥後勘八殿

高五石

宮原右兵衛尉殿

高百十八石

中嶋對馬守殿

高十一石

井尻八兵衛尉殿

高七十八石

宮之原傳左衛門尉殿

高二十八石

長谷場主膳正殿

高十石

押川郷兵衛尉殿

高七十六石

野村玄蕃助殿

高十四石

平田次左衛門尉殿

高十石 平田二兵衛尉殿

高十石

向弥右衛門尉殿

高六石

三原新五郎殿

高六石

純賀

高七十五石

園田源太左衛門尉殿

高六石

有田清丞殿

高十石

江月跡

高七十五石

河野利兵衛尉殿

高四石

竹崎四郎右衛門尉殿

高六十二石

御醫者無上地
一卜

高四石

肝付金右衛門尉殿

高六石

森乘介殿跡

高

木村平太夫殿跡

高

吉阿弥

高九石

長田朱左衛門尉殿

高七十五石

貴嶋傳左衛門尉殿

高十七石

武三右衛門尉殿

高二百四十五石

塩津甚右衛門尉殿

高九石

園田助十郎殿跡

高三石

愛甲次兵衛尉殿

高

長山新兵衛尉殿

高八十二石

池上源六左衛門尉殿

高五石

田中玄蕃助殿

高十五石

黒葛原大覺左衛門尉殿

高十七石

鎌田弥右衛門尉殿

高八石

否笠彦左衛門尉殿

高百六石

大馬場市兵衛尉殿

高十五石

東郷覺左衛門尉殿

高六石

坂元孫左衛門尉殿

高七十五石

梶原主水佐殿

高十七石

塚田表右衛門尉殿

高八十二石

御道具之者
四本金右衛門尉殿

『此間白紙管校本書二入而有之也』

奈良木市右衛門尉殿

高七十五石

森源内殿

高十石

敷根十郎左衛門尉殿

高五石

奈良原源十郎殿

高十石

德田大兵衛尉殿

高九十一石

丸田弥左衛門尉殿

高三石

長倉藤五兵衛殿

高十七石

長倉藤五兵衛殿

衆中觸

高二石

丸田宗左衛門尉殿

高三石

宮之原十郎左衛門尉殿

高十石

坂元清藏殿

高十三石

徳永内藏丞殿

高十石

西郷八郎左衛門尉殿

高五石

中嶋善左衛門尉殿

高五石

二木十左衛門尉殿

高七十五石

岩切堅右衛門尉殿

高七十七石

大泉坊

高二十一石

大乘坊

高十五石

宮内六兵衛尉殿

高

大玄坊(張紙)
(河野助左)

高七十五石

田中源八左衛門尉殿

高九石

山崎休左衛門尉殿

高八十石

吉井郷右衛門尉殿

高十七石

河野堅右衛門尉殿

高七十五石

岩城与次右衛門尉殿

高八石

池上善介殿跡

高三石

竹之下与左衛門尉殿

高六石

兒玉主水佑殿

高七十五石

伊地知吉右衛門尉殿

高二十六石

竹井傳右衛門尉殿

高十四石

和田孫左衛門尉殿

高五石

宇多小左衛門尉殿

高七石

萩野伴右衛門尉殿

高十六石

別府市左衛門尉殿

高十石

益満大藏丞殿

高九石

染川平兵衛尉殿

高三石

染川彦兵衛尉殿

高十二石

稻津伊豆守殿

高七石

肥後永右衛門尉殿

高五石

入田作右衛門尉殿

高十石

赤松内藏介殿

高十石

御臺之屋

高七十七石

山本六左衛門尉殿

高八十六石

押川權兵衛尉殿

高十三石

御乳持

高十石

寺師孫右衛門尉殿

高二石

神宮司李左衛門尉殿

高老石三斗	廻玄蕃助殿	高十石	田畑李兵衛尉殿
高七十五石	四本覺左衛門尉殿	高七十五石	宮里弥平次殿
高五石	柳主馬丞殿	高九石	竹下彦右衛門尉殿
高七十五石	市來宗兵衛尉殿	高三石	木場吉兵衛尉殿
高八石	木佐木新右衛門尉殿	高十二石	岩本弥右衛門尉殿
高十石	本田宮内少輔殿	高四石	梶原善左衛門尉殿
高二十四石	加治木松右衛門尉殿	高七十五石	村田吉右衛門尉殿
高二十石	川上泰介殿	高十石	石原甚五郎殿
高六石	渡邊安房殿	高一石九斗	大山五兵衛尉殿
高七十五石	丸尾善五郎殿	高十二石	木藤平右衛門尉殿
高五石	野元種右衛門尉殿	高十一石	根占喜兵衛尉殿
高八石	大内田休右衛門尉殿	高二斗	相良彈兵衛尉殿
高三石	澗村甚兵衛尉殿	高六石	岩元彦右衛門尉殿
高十三石	藺牟田利介殿	高七十七石	尾上二左衛門尉殿
高百三十五石	竹下八兵衛尉殿	高三石	萩原民部左衛門尉殿
高十石	谷本佐助殿	高十九石	貴嶋和泉介殿
高八十石	中村助作殿	高七石	上村主税助殿
高一石二斗	兒玉喜藏殿	高十石	田中与三右衛門尉殿
高七十五石	川内織部佐殿	高五斗	小倉源右衛門尉殿
高五十石	木藤帶刀長殿	高九石	大浦休内殿

高百四十二石

高十石

高老石一斗

高十三石

高三石

高八石

高

高二石六斗

高十四石

高十二石

高十二石

高十三石

高六石

高十石

高

高

高二石四斗

高

高

高五石

掘切休右衛門尉殿

有河藤七郎殿

枝次九郎左衛門尉殿

江嶋五郎左衛門尉殿

染川甚右衛門尉殿

玉利竹兵衛尉殿

黒川新十郎殿

津曲甚九郎殿

岩下与右衛門尉殿

山田内藏丞殿

田尻小左衛門尉殿

萩原慶左衛門尉殿

別府大藏助殿

東郷五右衛門尉殿

武元九左衛門尉殿

川野四郎左衛門尉殿

伊地知助左衛門尉殿

津曲太郎兵衛尉殿

津曲新兵衛尉殿

川畑加兵衛尉殿

高二斗

高

高一石七斗

高二石五斗

高

高七十五石

高

高十石

高八石

高二石八斗

高十八石

高

高四石

高七石

高五石

高三石

高

高九石

高六石

高三石

臼井乘介殿

高山清左衛門尉殿

横山長右衛門尉殿

有馬千左衛門尉殿

市成七右衛門尉殿

春成長右衛門尉殿

山下兵右衛門尉殿

山下兵右衛門尉殿

二渡筑後守殿

有川仲次郎殿

武松權右衛門尉殿

椎原權右衛門尉殿

門松与一兵衛尉殿

橋口七郎左衛門尉殿

竹下弥六殿

大迫清太左衛門尉殿

色紙主水左衛門尉殿

芝清右衛門尉殿

松方助兵衛尉殿

村岡嘉右衛門尉殿

檜物師

高

山元新四郎殿

高一石七斗

御道具衆

築瀬内藏介殿

高八石

永吉嘉左衛門尉殿

高五石

山口与一左衛門尉殿

高三石

長井兵部左衛門尉殿

高十石

兒玉左近兵衛尉殿

高五石

篠崎孫右衛門尉殿

高五石

木原喜七殿

高九石

根占少左衛門尉殿

高

四本太兵衛尉殿

高

郡山茂左衛門尉殿

高

二階堂利右衛門尉殿

高一石

木場市右衛門尉殿

高三石

木佐木萬兵衛尉殿

高

池田新四郎殿

高

山本奎左衛門尉殿

高

松元六次郎殿

高七石

竹内学右衛門尉殿

高三石

始良新次郎殿

高

木脇卜也

高一石

精松千代太郎殿

高五石

愛甲源左衛門尉殿

高

竹内主殿助殿

高三石

稻富休兵衛尉殿

高三石

小倉隱岐守殿

高七十五石

吉井次郎兵衛尉殿

高四石

吉井藤兵衛尉殿

高十石

梅北大覺助殿

高

大山筑後守殿

高

山波十右衛門尉殿

高十三石

眞如坊

高一石

本村彦八郎殿

高六石

有馬源兵衛尉殿

高三石

鶴丸弥右衛門尉殿

高四石

益滿少外記殿

高

赤塚与八左衛門尉殿

高

竹内伊豆守殿

高

河邊覺右衛門尉殿

高

梅北助右衛門尉殿

高三石

野間勘丞殿

高五石	長田主水左衛門尉殿	高六斗	宮之原五右衛門尉殿
高八十三石	<small>御警者無上地</small> 藤崎助右衛門尉殿	高一石	長田內藏丞殿
高	四本五郎左衛門尉殿	高一石九斗	森田長介殿
高	上野吉左衛門尉殿	高一石六斗	坂元次部兵衛尉殿
高四石	吉嶋二右衛門尉殿	高七斗	日高李助殿
高九石	高木九郎右衛門尉殿	高	尾上新右衛門尉殿
高九石	赤崎平兵衛尉殿	高	面高主馬允殿
高	橋口万吉殿	高十二石	崎本惣右衛門尉殿
高	成尾大右衛門尉殿	高二石六斗	高城主馬首殿
高	鯖坂助作殿	高六石	自圓
高	園田覺右衛門尉殿	高七十五石	山本勘左衛門尉殿
高	小倉源太殿	高	順慶
高	河原彦右衛門殿	高	野村源右衛門尉殿
高七斗	永闔	高一石	添田善十郎殿
高	湯田淡路守殿	高五斗	小倉孫三郎殿
高一斗	中馬飛彈守殿	高一石二斗	黒木兵部左衛門尉殿
高	田中助次郎殿	高三石	大山加次右衛門尉殿
高	肝付九兵衛尉殿	高七斛	大山平五殿
高	川畑主計助殿	高三石	大山善次郎殿
高六石	高崎甚左衛門尉殿	高	美坂源五郎殿

高八石	大新殿跡	高	同	松本半左衛門尉殿
高一石	須田勝左衛門尉殿	高	同	長田納右衛門尉殿
高一石六斗	大迫權右衛門尉殿	高	吉野行司	河原爲右衛門尉殿
高一石	長瀬加右衛門尉殿	高四石三斗	吉野行司	椿松主水佐殿
高四斗	佐伯吉介殿	高四石三斗	右同	藤田助左衛門尉殿
高六石	長谷場弥左衛門尉殿	高五石	吉野牧見	兒玉才藏殿
高	大鏡坊	高二石六斗	右同	野間金兵衛尉殿
高三石	三坂仲右衛門尉殿	高四石三斗	右同	長井勘十郎殿
高六石	藥丸宗兵衛尉殿	高四石六斗	右同	熊崎紀伊介殿
高九石	久保内藏丞殿	高三石	吉野	助右衛門尉
高	黒田主殿助殿	高	御中間	野崎拾兵衛尉殿
高	田尻十之丞殿	高三石	右同	折田武左衛門尉殿
高六石	兵部卿	高	船大工	岩本新六殿
高三石	肝付孫三郎殿	高		星原新左衛門尉殿
高六石	竹内殿跡	高		田中十郎兵衛尉殿
高三石	田中甚内殿	高		松本宗兵衛尉殿
高八石	野村源五殿	高		石切弥六殿
高二石三斗	加藤源七殿	高六石		有馬勘右衛門尉殿
高一石	壽宅	高		別府市右衛門尉殿
高一石	長田太右衛門尉殿	高一石三斗		竹迫藤右衛門尉殿
	大工			

高三十三石

安藤次郎右衛門尉殿

高一十一石

牧瀬清右衛門尉殿

高七石

四本清吉殿

高六石

横山大藏助殿

高十石

黒木彦右衛門尉殿

高七石

園田岩介殿

高五石

長田彦十郎殿

高三石

清心

高三石

曾木源四郎殿

高六石

醫師無上地

松崎善兵衛尉殿

高三拾五石

爲足

高百九十石

阿蘇新九郎殿

庚申ノ二月二十日衆中帳ニ加ル
高三百三十五石

柳本尅岐守殿

一書物之事、
 一先年以使者申入候刻、上儀相濟申上、急度たしか成者
 可進之と申候處ニ、唯今までの延引御理在之事、

1719

「古御文書御軸物十番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

覚

西郡大炊助殿
 正源院

1718

「家久公御譜中」

先是家久與細川越中守忠興約交易神裁、以故正月十五日
 由其事、忠興使家臣正源院・西郡大炊助告家久事明干左
 簡矣、

1721

「古御文書御軸物十番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

覚

一此方へ御使御延引之由被仰分候、御慇懃之至候、就其
 御理之段承達、御尤ニ存候事、
 一書物之事、
 一何方へも起請にて被仰合たる儀無御坐由承届候事、

以上

於是 將軍家以寢衣十・道服三賜于久朗、
 元和七年正月廿四日、家久公江府亭權池魚災、公往
 以主日州佐土原城主島津右馬頭忠興家、忠朗亦奉從之、

1720

「兵庫忠助譜中」

一傍輩中起請にて申含候儀、今までハ一所モ無之事、
 已上
 正月十五日 (細川忠興)
 (花押)
 正源院
 西郡大炊助殿

(表紙)

家 久 公

自 元 和 七 年
至 同 九 年

後 編
舊 記 雜 錄
卷 七 十 六

〔從三齋先年

正源院・西郡方薩へ御使ニ被參候時、黃門様御神文之御案書

并御案書之下書也〕

1722

〔光久公御譜中〕

光久

男二人

女三人

忠廣

忠尚

初忠共 梅千代丸 出羽

元和七年辛酉二月二日誕生於武城、母家臣宮原吉兵

衛景辰女、

家臣町田圖書久幸之養子、

延宝四年丙辰九月三日死、法號提印忠携大禪伯、

1723

〔家久公御譜中〕

二月四日、秀忠公使本多正純・土井利勝賜告於家久、

乃登 營奉拜謝如舊蹤矣、

伊勢貞昌・喜入忠政從家久、今茲在于江府、故投書於

本邦同職、言家久賜告之事如左書中、由今般之火事、

述拜領銀五百貫目、斯年家久宅地燒失之事不傳、雖然

兩老書中炳焉、則定是歲有火災、奚疑思、既元和元年

櫻田宅遇類燒、至于此再火、因賜銀居多者乎哉、家久

發江都赴本邦之日不傳、稽當月中旬發駕、而三月下旬

入鷹城乎、時供奉家老獨伊勢貞昌而已、抑喜入忠政者

姑留江府、替島津久元・町田久幸而后還薩摩者乎、

1724

〔家久公御譜中ニ在リ〕

已上

急度令啓候、

一昨日四日本多上野守殿・土井大炊助殿爲 御使被成御

出、御暇御給候、

一今度之火事ニ付銀子五百貫目御拜領候、誠々をひた々

數儀目出度仕合不過之候、御外聞与申、御國之うるを

ひ各御満足御同前候、將又御下向路筋之儀、時分海上

靜候間、西表御下たるへき由候条、其御心得尤候、

一内々被仰遣候つる御懐人之方、今月二日 御男子御誕

生候、尤以目出度候、何も近日罷下可申談候間、不能

詳候、恐惶謹言、

「朱力半」
「元和七年」
二月五日

伊勢兵部少輔
貞昌(花押)

喜入攝津守
忠政(花押)

(倉津久元)
下野守殿

(久老)
町田圖書頭殿

(重種)
三原備中守殿
人々御中

「此正文、御文庫十七番箱廿卷中ニアリ、季通糺合ス」

1725 「家久公御譜中」

細川内記忠利贈盟書、如左矣、

1726 「古御文書廿六卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

敬白天罰起請文前書事

一奉對 公方様ニ無ニ忠儀可奉存事、

一向後不混自余深重ニ万事可申談事、

一義久公・兵庫頭殿・貴公對幽齋宗立數代別而被懸御目候、不相替拙者ニも如此御懇意大慶此事候、然上ハ諸

事御用於被仰越者、毛頭疎意存間敷事、

右小も於僞申者、

日本國中大小神祇、殊氏神 八幡大菩薩 春日大明神
諏方上下 天滿大自在天神 愛宕山大權現蒙御對弓矢冥
加永尽可申者也、仍起請文如件、

元和七年 二月六日

細川内記 忠利(花押)

松平薩摩守殿

參

1727 「家久公御譜中」

「正文在御炊大夫」

以上

今度江戸仕合能令上洛候、然者追付歸國候之間、海路爲
祈禱大神樂三座分之銀子申付進之候、懇祈憑入候、猶伊
勢兵部少輔所可相達候、恐々謹言、

「朱力半」
「元和七年」

二月廿六日

松平薩摩守
家久(花押)

御炊大夫殿

机下

1728 「御文庫拾七番箱廿卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶々自然相替儀共候ハ、追々可申下候、以上、

急度令啓入候、仍昨日十一從上州老下野守被召寄候而被

「御文座拾七番箱廿卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

追而申候、御曹子様一段御息災ニ御座候而、目出度奉
存候、此旨可然之様可被仰上候、次上州老より節々御看
之類被成御音候、後便之刻御禮被仰候而可然存候、將

仰聞候様子者、薩州様三月可爲御上洛之由、今度被仰

上候へ共、海あらしき時分ニ候間、五月必其元被成御打立
御上洛可然之由、堅可申下之段被仰候条、態以飛脚申下

候、被成其御心得候而可目出候、次女御様御入内之

儀、爰元五月被成御打立、六月八日可爲御入内之由、

從河内守殿承候間、爲御心得申入候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔元和六年〕

三月十二日

町田圖書頭

久幸(花押)

下野守

久元(花押)

喜入攝津守殿

(忠政)

比志嶋紀伊守殿

(國貞)

伊勢兵部少輔殿

(貞昌)

三原諸右衛門尉殿

(重徳)

人々御中

又此御道具衆早く被差上候而尤候、爰元無人之儀候間申

事候、爲御存知候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔元和七年〕

三月十二日

町田圖書頭

久幸(花押)

下野守

久元(花押)

伊勢兵部少輔殿

三原諸右衛門尉殿

比志嶋紀伊守殿

喜入攝津守殿

人々御中

「家久公御譜中」

「正文在文庫」

御使札忝致拜見候、然者今度井上筑州・馬場三郎左爰元
へ被遣候付、去五日至大坂着、同日之晚日和次第可致出
船之由今日申來候、先以貴様今度者東目筋御下之由、奉
得其意候、將又此表相替儀無御座候間、御心安可被思召
候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔元和七年〕

三月十三日

山崎權八郎

正信(花押)

松平薩摩守様

「御文庫十七番箱廿卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

猶々、女御様 御入内之儀、弥以相替儀無御座、由候、

爲御心得候、次此飛脚へ被成御持せ候 御書之御返

事、三日中鎌田傳左衛門尉殿可被持下候、以上、

急度令啓候、唯今酉之刻從上州老爲御使寺田將監殿來儀

候、様子者 薩州様御上洛之儀緩々、与可被成御打立之由

雖被仰越候、早々、御參上候而可然被思召之由候、五月

其元被成御打立候而可爲肝要之通、先日被仰下候へ共、

爰元之儀被聞召合候へハ、急々、御參上候而可然様子候

間、追々可申下之段承候付而如此候、節々替かましき事

候へ共、上州老任御下知申下候、聊無御延引様可被仰上

候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「元和七年」

三月十九日

町田圖書頭

久幸(花押)

下野守

久元(花押)

喜入攝津守殿

比志嶋紀伊守殿

伊勢兵部少輔殿

三原諸右衛門尉殿

人々御中

「末紙ニ江戸より三月十九日酉之刻トアリ」

「家久公御譜中」

「正文琉球國中城王子」

當年之爲祝詞預使札、近日從江戸致歸國令披見候、然者

於江戸 公方様御機嫌能播外聞、満足之至可有推察候、

仍上布・蕉布・燒酒如目錄相達、是又芳意欣悅之至候、

猶使可有演說候間、不能詳、恐々謹言、

卯月六日

家久(花押)

中城王子

「家久公御譜中」

「正文在琉球國司」

先年如被定置、其地王位被成相續由、千喜萬悅珍重々々、

抑當時爲後見、中城王子國政在之由尤存候、弥中城被任

吳見、向後國民安泰之政道不可有疎意者乎、此等之爲祝

物御太刀一腰・御馬代銀子五十枚、其外錄別楮、猶使者

謝舌頭而已、恐惶不宣、

「朱カキ」

「元和七年」 卯月十一日

宰相家久(花押)

進獻 中山王

「御文庫拾七番箱廿卷中」

起請文

一御荷内役之儀被 仰付候、誠以忝奉存候、向後無別心可遂御奉公事、

一於 御前如何様之御隱密之儀雖承候、曾以他言仕間敷事、

一雖不新申事候、縱雖親子兄弟縁者、企不忠輩於有之者、不致同心即可達 上聞候、付御物方取仕申儀ニ候、少も無疎意可相勤事、

右之旨若於僞申上者、

▽奉始上(牛王)梵天帝釋四大天王、下堅牢地神冥官冥衆、惣日本

六十餘州大小神祇、別當國鎮守新田八幡大菩薩并開闢正

一位、殊鷹嶋擁護諏方上下大明神 稻荷 戸柱 春日

若宮觀請諸神、取分愛宕大權現 大天狗 小天狗 山々

峯々所有天狗 天滿大自在天神御部類眷屬等、神罰冥罰

各身上可罷蒙者也、仍起請如件、△

元和七年辛卯月吉日

諏方主税助

兼安(花押)

進上
町田駿河守殿

「正文在文庫」家久公御譜中ニ在リ

爲重五之禮節、帷子單物數十被相贈之、玆重候、猶酒井

雅樂頭可述候也、謹言、

「朱カキ」
「元和七年」 五月五日 家光(花押)

薩广宰相殿

熊嶽勤之儀、御家中何方も毎年二度宛出家衆被相廻候處

ニ、其元未勤無之候間、自今以後惣并ニ勤可在之候間、

下々此由可被仰渡候、爲後日如件、

元和七年西

八月廿五日

伊兵部少輔判

「本マ、」
三備中尉判

町圖書判

下野守判

大根占

小根占

川内「北郷又次郎殿領内」

高城

出水

清敷

祇答院

右諸所
役人中

1737 (本文書ハ一七七八号文書ト同文ニノキ省略ス)

1738 諸所衆中近年堪忍就難成、方々江被行散之由、地頭ニ無
届其所江不被罷居衆ヲ知行被召上、御内可被相離候、若
又私ニ御内相離、誰人江茂奉公なといたすニおひてハ、
重罪之御曖可被仰付候、此旨を以諸所地頭并曖衆可被念
入者也、仍御法度如件、

元和八年
六月廿四日

伊兵部少
貞昌判

比宮内少
國隆在判

三備中守
重種判

町田圖書頭
久幸

喜攝津守
忠政判

本田源右衛門尉殿
御宿所

1739 (本文書ハ一七八一号文書ト同文ニノキ省略ス)

1740 「安養院文書」

未之年男十六歳

願文

御諏方大明神

馬一疋 生替

同 指刀一ツ 祈進

右御祈念被成候て奉頼候、以上、

元和八年八月九日

有川助兵衛尉

御座主様
參

1741 已上

大神宮之爲御領知行百石致寄附之由、從先年書物可在之
候、然者從遠國每年使被差越所務有之儀、殊外造作還而
失墜ニ成候間、右百石分之爲納、毎年銀子拾枚宛奉納可
有之候間、可被得其意候、恐々謹言、

元和九
二月廿七日

伊勢兵部少輔
貞昌判

鳴津下野守
久元判

御炊太夫殿

「家久公御譜中」

「正文在高崎甚五左衛門」

春歌十五首

家久

山もとはいづく成らん見わたせは

雲の八重たつ朝かすミ哉

あはれ也花には惜き名残さへ

歸るこし路や天津かりかね

永き日もいつかやよひの夕暮と

おしむハかりに春を過らん

思ひやるみさ^{「本マ」}りハすたき色なから

外山のさくらさかり成らむ

春雨のたえ／＼つたふ忍ぶ草

しのひかねたる軒の玉水

たつね入花にしおりのとを山ハ

こゝろつくしの春の日くらし

明残る月よりきなくうくひすの

こゑもたへなる木のま也けり

いとひても暮る物から山ふきの

花こそ春のかこミなりけれ

うすくこく色にある岩つし^{「本マ」}

いわぬハかりの花のかけ哉

おしからぬ旅のやつれもけふといへは

衣かへうき花の春かな

春ふかき木すゑにかゝる藤浪の

はなにこゑしてにほふ山かせ

たくひやハ咲ぬる桃の花も実も

時めく春のかさしなり南

旅宿春雨

春雨にものうかりねのたひ枕

軒もる露に夢も結はず

日光黒神山

むかし思ふくろ神山の白雪は

消ても残る名のミならまし

右十五首日光

みちすからの歌也、

元和九年三月十一日

1743

『末吉住吉三所大明神棟札』

奉再興造立住吉三所大明神宝殿一字云々、

大檀那藤原家久朝臣云々、

元和九年癸亥五月吉日

當地頭 經景

造宮奉行平時盛

1744

「家久公御譜中」

六月十八日、秀忠公之御姫君源和子、入内立 皇后、故家

久爲奉述壽、是月上旬發鷹府赴上國、伊勢貞昌從駕、同十

三日經過筑之後州小倉、則使山田民部有榮齋書及方物、

而問城主細川越中守忠興安否、忠興回翰審左方矣、

1745

「古御文書廿六卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

尚々是へ無御立寄儀尤存候、我等も罷出申度候へ共、

態ひかへ申候、其上此比散々ニ相煩申候間、旁無其

儀候、以上、

就此表御通、爲御使山田民部殿被下御狀令拜見候、炎

天之時分御上一入御苦勞と存候、

一女御様去八日入内ニ候、御供ニ者酒井雅樂殿・土井大

炊殿・松平右衛門殿被罷上之由候、七日之御祝儀過て

右之衆大坂御普請爲見舞被參之由候、貴様上方へ御

着船之時分者大略隙明、右之衆江戸へ可被罷下かと存

候事、

一女御入内ニ付進物何茂無用之由被仰出候、定而貴様へ

も其可爲御觸候、乍去幸御上洛之事ニ候間、板倉父子

へ御進物之儀御相談も可然候へん哉之事、

一上方江戸別ニ相替儀も不承候事、

一爲御音信琉球酒一壺被懸御意候、遠來と申霍乱ニ藥之

由、一入賞翫可仕候事、

一内々正源院を以伊勢兵部殿迄申候、塩硝是迄着被下候、

御造作之至御礼難申尽候事、

一宗春被罷上候刻、寄竹持被下候、則ニツ切申候を今曉

持進之候つる、我等花筒切申儀事笑敷御座候へ共、何

角与申候へハ隔心之様ニ御座候条、無是非任御意申候、

何も利休切申候を本ニ仕候事、

一内記江戸ニ罷在事候間、何ニても御用御心安可被仰付

候、拙者儀大坂御普請濟次第可罷下候間、於江戸可得

御意候、恐惶謹言、

「朱力キ」
「二元和七年」

細越中

六月十三日

忠興

松薩州□
御報

「手ふるひ申ニ付用印判候、非慮外候」

1746 「家久公御譜中」

同月十四日者當家臣比志島國貞一周忌、因家久爲薦渠冥福、冠六字名號而詠六首和歌、而授其靈臣、雖盡忠沒則君不思其忠、是古今所多也、如家久者諒可謂稀世之君也、國貞亦奉仕如是君何幸乎哉、生前盡忠、死後爲榮、爲人臣者其能可不思之乎、

1747 「正文在比志島壽八」

林鐘十四日一周忌にめくる事如夢、光り有玉の言の葉も露ときえ、思ひハ森のくちはに積るといへと、つたなき六首を靈前に手向、哀をのふるものならし、

鳴泪うき折くのかたミそと

南 しほるはかりの我袂かな

むなしきをおもへはかなし水無月の

無 離ほとなく廻り來にけり

明ほのゝ月の名残も散花の

阿

梢を忍ふ面影そうき

みせはやの色香にめてし月霜の

弥 こころの花をあやなたむけん

立かゑる離ならねへまほろしの

施 夢の浮世をしたふはかなき

吹はろふ嵐の雲も紫の

仏 八重たつ空やうてな成らん

宰相家久

むかひみてみればかなしや面影の

去年の昨日にかはるうつしゑ

「朱カキ」
「元和七年」

1748 「家久公御譜中」

同月二十七日、家久著岸于大坂、隨 大樹公命、翌二十九日之味爽發大坂赴于江都、時 公命關西諸侯修築大坂城、唯我薩國不預其事、又幸乎哉、

1749 「御文庫拾七番箱廿卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

薩州様昨日十七日大坂へ被成御着船候、先以目出度候、

一 弥江戸へ御急候様ニと追々就御注進、即此曉御上洛之儀候、爰元之御ふためき可有御推量候、

一 御入 内今月十八日ニ日出度相調申候、酒井雅樂頭殿・土井大炊助殿、其外東之御大名不殘御供ニて御座候、

御入 内之様子近年其例無之由、世上風聞候、

一 爰元御普請爲承及様成儀ニて無之候、其子細者池田宮内殿長さ七間、横三間之石、此比被引候ニ付、加藤肥後守殿九間半之石被引由候、ケ様成石世上ニ有之物ニ

て候哉と申事候、何も太鞆・鼓笛、女人などはやし候

由候、右之石一ツニ付銀子百五十貫目程入申之由候、

如此各御大儀を被成候處、御家之儀者御心安仕合、

餘々世上之物沙汰御氣遣之事候、

一 御進上之材木責而大方之御用ニも罷立候様御座候へて

ハの儀候間、被入御念無吳儀早々上着候様御談合肝要

候、

一 當年上方以外之洪水ニて方々之堤され、和泉・河内

之知行當年者荒可申由候、就其斛之直以外上候、來

年も一段高直ニ可有之由候間、御藏入之米早々上候様

ニ御談合肝要ニ候、

一 此比者西之丸可爲 御繁昌与存候間、早々御吉左右可

被仰上候事、

一 去廿六日幡州於家嶋大風ニ雖被成御逢候、湊能候而御

氣遣無之候つる、其元之儀如何候哉と存事候、委細猶

後便ニ可申入候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕

六月廿八日

伊勢兵部少輔

貞昌(花押)

喜入攝津守殿

三原備中守殿

人ニ御中

1750

〔正文在文庫〕「家久公御譜中ニ在リ」

爲重陽之佳儀、小袖五被相贈之、欣然候、猶酒井阿波守

可申候也、謹言、

九月五日 秀忠

○〔墨印〕

薩

宰相殿

1751

「家久公御譜中」

夫公帖者將軍家之禮也、國主而行之世所無也、雖然如當

家鎌倉右幕府之世裔、而以有屋形之號故、於領内者行公

方家之禮式者是多、非全以僭如之謂、自古所行來也、見

者思之矣、

1752 「正文在宮内正興寺」

日向國大慈寺住持職事、任先例可被執務之狀如件、

元和七年十月十二日 宰相家久(花押)

明彩西堂

1753 「家久公御譜中」

十月中旬 秀忠公賜告於家久、既而黃金二百枚・絹百端

・脇刀一柄自 秀忠公、白銀千枚・御時服百領・駿馬三

匹自 家光公拜領之、日及上使 姓名不傳拜謝同先範、供奉而歸本

邦家老島津久元・伊勢貞昌也、

家久發江府又入麿城之日、共不傳、稽十月下旬出江都、

十一月下旬入麿府乎、

1754 「正文在肝付甚兵衛」

猶くすこし此方見あはせ可申候間、やかてくたり可

申候、かしこ、

わざと申候、おもひよらざる御いとまくたされ、ことに

大御所様よりきんす二百まい・おり物百たん・御わきさ

しはいりやう申候、まことにありかたき事ともにて

候、又しやうくん様よりぎんすせんまい・御小袖百・御

こま三ひきはいりやう申候、しあはせのこる所なく、や

かてくたり可申候、めてたく／＼かしこ、

「朱カキ」

「元和七年」

十月十七日

より

菊もし

まいる

いゑ久

1755

「家久公御譜中」

爲當家之嫡子者及六七歳、則必張行犬追物、而使之射、

是自祖先所講來之佳例也、今茲虎壽丸後光久是也已六歳、故家

久爲行犬追物自務檢見、使之初爲騎射之手組、如左、

1756 「正文在市來八左衛門」

四日二番

犬追物手組之事

十二月四日

岩松殿三疋

鳴津豊後守一疋

1757

伊勢美濃守二疋
 土岐中務少輔七疋
 嶋津刑部大輔三疋
 澁谷又六一疋
 三原彦千代丸三疋
 山田弥九郎一疋
 上原大藏大輔三疋
 市來
 八文字掃部助
 虎壽殿二疋
 佐多
 嶋津又太郎一疋

宰相殿
 檢見

喜入
 嶋津大炊助
 喚次

「正文在市來八左衛門」
 三日三番 矢鬮次第
 下手論犬追物手組之事元和七年十二月五日
 市來
 八文字掃部助一疋
 山田弥九郎二疋
 新納
 嶋津近江守
 北郷
 嶋津又次郎

1758

嶋津中務大輔
 仁礼信濃守三疋
 嶋津又十郎五疋
 本田長七郎
 相良丹後守一疋
 穎娃
 嶋津長十郎二疋
 伊勢美濃守
 澁谷周防守

川上
 嶋津十郎左衛門尉
 蒲池左八郎
 喚次

檢見

「正文在市來八左衛門」
 五日二番 矢鬮次第
 次手論犬追物手組之事元和七年十二月七日
 穎娃
 嶋津長十郎四疋
 新納
 嶋津近江守一疋
 仁礼小吉四疋
 諏方治部少輔
 伊勢大隅守二疋
 土岐中務少輔四疋

相良丹後守

鳴津下野守二疋

鳴津又五郎二疋

鳴津中務大輔

山田弥九郎一疋

市來
八文字掃部介

檢見

川上
嶋津十郎左衛門尉

蒲池左八郎

喚次

1759 「下野守久元譜中」

久元自少時事君上而行有餘力、則以學弓馬之法術矣、夫射先師於本郷伊豫守義則、學內志正外體直則必能中其鵠、而時々習之之際義則卒矣、後師於東郷長左衛門尉重尚、問所未學之奧儀、而後傳鳴弦之秘術矣、夫犬追物師於川上十郎左衛門尉久慶、法師 芳庵極一流之蘊奧、以元和七年辛酉十二月六日有犬追物、久元勤第四番之檢見、喚次本田源六也、翌年壬戌正月廿四日不殘細事受九箇條已下之免狀者也、夫御始也、師於兵庫頭義弘主學、而時習之、其際賜馬書六册矣、終也、或從太守之參覲、或任宅地之警衛、屢在于武州江戶城、當此之時 大樹之御者有荒

木十左衛門尉元滿者、日域不二也、天與其幸得師元滿、

而傳習者有年矣、漸迄不惑、則粗有其術於得心動體鳶魚之如飛躍、元滿見知之乎、元和六年庚申五月授一流之馬書、同年六月授一軸之免狀、同年六月及八月授兩軸之手綱秘奧、同年八月授印可一軸矣、其授受之際丁寧告戒至矣盡矣、捕譬無物矣乎、

久元嗜盧仝之風、故師於兵庫頭義弘禪室・惟新尊君、學自烹活火而經魚目連珠騰波鼓浪、以至老湯之法、有官暇則招都鄙之佳客於茶室、正衣冠虛其心、而比陽羨之名茶進宇治之無上、忘浮世之事、六碗之後主客與俱將通仙靈、不亦樂乎、

1760 家久壽歲晚而獻上使幣、則乃賜台書矣、

1761 「正文在文庫」 「三番箱中ニ在リ」

爲歲暮之嘉祥、小袖十被相贈之、恹意之至欣然此事候、委曲酒井雅樂頭可申候、謹言、

「朱力斗」
「元和七年」十二月廿五日 家光(花押)

薩

宰相殿

1762

「家久公御譜中」

家久爲奉祝入 内於 中宮、且賀新年於 將軍家、正月
上旬發廳府而赴上國、發日至日 共不傳二月十一日已在京師、先月
二十八日使喜入忠政・比志島國隆先齎賀新之幣物如江都
獻 大樹公、老中亦各贈時服及嘉書、家久留洛之間、老
中傳 台命之奉書、開緘則曰、如今年在國而可安間、故
仲春二十九日辭華洛而赴故國矣、供奉家 老不傳

1763

「古御文書廿六卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

已上

御狀拜見仕候、先日も被仰下候通、 中宮様ニ被成御立
候御祝儀可被仰上之旨、御尤御座候、御進上者御樽代銀
子卅枚可然御坐候、何も右之通之御樽代ニ而御座候、各
御使者にて被仰上候間、其御心得可被成候、猶重而可申
上候間、不能詳候、

「朱力半」
「元和八年」

二月十一日

板倉周防守

重宗(花押)

松薩广守様

尊報

松薩广守様

尊報

重宗

1764

「光久公御譜中」

—光久

—男女七人

—忠紀

萬千代丸 越後 玄蕃頭

元和八年壬戌二月十九日誕生、「備前忠曹女ナリ」母光久一腹、

寬永八年辛未四月一日、光久加冠之時、與久直同

任玄蕃頭叙從五位下、且 大樹家光公賜長光之寶

刀、相國公亦賜元重之寶劍、於是爲奉謝厚恩、

呈太刀並白銀百枚・吳服等者也、

家臣島津又四郎久敏早世、故連續彼家、

正保四年丁亥八月二十二日死於武城、法號玉峯英

關、

—重永

七郎 右近

元和八年壬戌七月二十日誕生、母忠朗一腹、

家臣彌寝七郎重政猶子、

貞享五年戊辰八月二十三日死、法名洞覺英仙大居

板倉周防守

士、
久雄

福壽丸 安藝

元和八年壬戌八月十一日誕生、母家臣相良日向長辰

女、

家臣島津中務忠榮之養子、

寛文七年丁未七月十二日死、法號松屋日山大居士、

1765

「御文庫三番箱玉鑑中」「家久公御譜中ニ在リ」

委曲之段使者可申達候、以上、

御上洛之由唯今承、珍重存候、尤以參申度候へ共、御隙

不存候間、先一書如斯候、仍此杉原三十帖・諸白兩樽進

之候、何様御逗留之中以面可申伸候、かしこ、

〔朱カキ〕
〔元和八年〕 和氣廿一日
〔良姫親王御判〕
〔花押〕

松平薩摩守殿

1766

「古御文廿六卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶申候、御事繁内御懇書過當之至奉存候、以上、

尊書拜見忝奉存候、如御意之、先日者致伺公得貴意、本

望之至奉存候、然者内々明廿八日ニ御歸國可被成之由候

処、女御様へ御祝言被仰上付而、廿九日迄御延日之由、

御尤奉存候、先度者伊兵少迄様子申入候処、此度者御歸

國御急被成付而、御茶相延可申由、伊兵少被申越候處、

被入御念御書中之旨忝次第共存候、猶爰元御通之刻得御

意可申候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔元和八年〕

二月廿七日

松平薩摩守様

参 貴報

山口駿河入道

惠倫(花押)

1767

「家久公御譜中」

今春使島津久元如江府務留守、因奉拜調 台顔矣、

1768

「下野守久元譜中」

元和八年壬戌二月進發、翌年癸亥五月歸國、

1769

「家久公御譜中」

「正文在琉球國司文庫」

其國爲相續之祝儀、所示曉之芳墨披閱、珍重多幸、且渡

使久米中城王子所傳之御太刀一腰・馬一疋^{銀子}二百枚、并花入

一箇^{青磁}・唐盤十枚・蕉布五十端・燒酒五壺、到遠境芳

意不淺者也、將亦前陽明殿下尊筆之歌在之屏風一双并鞍

二口・同鏡・唐織二端令進入之、聊以表書信之驗而已、

恐惶不宣、

〔朱力キ〕三月五日

宰相家久(花押)

進獻中山王

1770 「古御文書廿六卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

正月廿八日之御書拜見申候、仍爲年頭之御祝儀、御太刀

一腰・御馬代銀子拾枚被下候、別而忝奉存候、次ニ晴母

かたへもひさや五端被下候、是又忝存候、然者唐津へも

爲御見廻御使者被遣候由、重疊忝次第ニ御座候、就中又

八郎殿一段御息災被成御成人候、折々御見廻申上、得御

意申候事候、將又當地珍儀無御座候、御本丸御作事ニ付、

來十一日西丸へ可被爲移由、御取沙汰ニ御座候、當年者

被成御在國候様ニと御錠之旨、御年寄衆より被仰入之

由、目出度奉存候、何も爰許之様子嶋津下野守殿へ可申

談候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕

卯月廿二日

寺澤志广守

廣高(花押)

松薩

人々御中

1771 「家久公御譜中」

「正文在文庫」

爲端午之祝儀、帷子五内單物三被贈之、喜悅候、猶酒井

備後守・青山伯耆守可申候、恐々謹言、

〔朱力キ〕五月二日 家光(花押)

薩广宰相殿

1772 「古御文書廿六卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶々於御前嶋津下野殿仕合能被致御目見候間、

御心安可被思召候、以上、

正月廿八日之尊書拜見、忝奉存候、然者早々此地へ可被

成御下向と被思召候処、當年者緩々与被成御在國候様ニ

与上意之趣、從年寄中被申入付而、被任其旨之由尤ニ

奉存候、隨而御太刀一腰・御馬代銀子式拾枚被送下候、

被思召出御懇情之至、忝奉存候、此表相替儀無御座、又

八郎殿一段御無事ニ御座候間、御心安可被思食候、委曲

喜入攝津守殿・比志嶋宮内殿可被申上候条、不能詳候、

恐惶謹言、

〔朱力キ〕

五月三日

井上主計頭

正就(花押)

薩摩守様
貴報

1773

「家久公御譜中」

「正文在伊地知藏之丞」

元和八年五月廿五日

賦山何連歌

橘のにはひハこすの袂哉

五月雨そよく軒の夕風

すゝしやと池にうかへる舟さして

波にうつろふ月さやかなり

うき草やいろも残らず流るらん

秋の田面にあさる鴈かね

霧こむるさとのかたハラ静かにて

なひきあひたる露のむら竹

分やらぬ岩ねのみちのたとゝし

はけしかりけるやま風の音

柴ふきのうちハねられぬまゝにして

たえゝになるふる里のゆめ

寒る夜の月の下かけたちわかれ

家久

重長

重種

宗可

喜庵

貞守

紹嘉

家久

重長

重種

宗可

喜庵

貞守

はらひつくせる衣手の霜

馬草かる野もせはるかに分入て

暮そむるよりきりゝすなく

秋やはたなかは過行比ならん

ひやゝかにしも風そふき来る

おもふかたのつてまちふかす愼の戸に

つかひもさらいとけなき袖

ちらすなよ見せはやとおくるはなの枝

砌にちかきとりのさえつり

野邊へまた春ふる雪のあさからて

それかとはかりかすむやまゝ

けふことにあととをさかる旅の空

鐘よりさきにいつるとも人

難波江の月にまかする舟のうへ

芦の葉分の露しろきかけ

暮ぬれハあぎの螢やミたるらん

身にしめつゝものおもふころ

待よへる盟りハあたしうかれ妻

つほねあまたをゆきすくる袖

いかはかり焼やかほりの深からし

家久

紹嘉

重種

宗可

喜庵

重長

宗繁

貞守

紹嘉

家久

宗可

重種

重長

喜庵

貞守

宗繁

家久

紹嘉

重種

おこなひなせる岩屋戸のうち

重長

なくさめつゝもうたふ一ふし

家久

敷ほともあらず起るこけ庭

喜庵

とふ人にあるしまふけハしるかれや

忠通

うきかりまくらさためかねつゝ

宗可

はらひわたせる庭の塵ひち

喜庵

俄にも雲ハ雨をやさそふらん

宗繁

神かきのあたり流るゝ水の音

重種

鳩なきいつるおくのやま涯

家久

つねにさひしきともし火のかけ

祐昌

かたへらは人氣まれなる住家にて

紹嘉

かしこきやひたすら文を學ふらん

宗可

くちてかけ樋の水かすかなり

貞守

かたるにつきぬいにしへの道

宗繁

爰かしこ作りすてたる小田の原

重長

あたゝむるなさけのすゑの酔こゝち

重長

なひきあひぬるすゝきいくむら

喜庵

やすらふ袖にかよふ秋風

貞守

虫の音をゑらふる野路や遠からん

宗可

半天の月ハ見るゝかたむきて

祐昌

さよふけかたの月ハすさまし

宗繁

又おちかへりなけ郭公

忠通

旅ねするふはの関屋の秋の空

家久

晴やらぬあめの名残のゆふ間暮

家久

板まをかせのふきとをすをと

紹嘉

いく重かすミのたちまよふらん

重種

あさなゝゝふりミたれぬる玉あられ

貞守

沖津舟あたとをゝなる春の海

貞守

袖さむけにも見ゆる山かつ

重種

なかめのとけき住よしのうら

宗可

木のもとにやすめハ花のおちかゝり

喜庵

かけたかき松にハ風のたえやらて

宗繁

おりゝことにはふくうくひす

宗可

とひ來ぬ袖をうらむやま里

家久

かすむ野のこてふハいつちきえぬらん

宗繁

幾度かうき身のほとをおもひわひ

貞守

暮るまにゝすさむ春風

重長

ひとりの床の露よなミたよ

重長

舟ハたゝ汀をちかみこきとめて

祐昌

つれなさやたゝ有明にならふらん

忠通

盟りをきても秋となる中

祐昌

さかしらにまかするこそハはかなけれ

重種

あかれくのみちのともなひ

喜庵

いろくのはなの下風とめ入て

家久

梅の立枝はわきてしるしも

宗繁

かきほとも見えし霞のきえつくし

宗可

野となりはつるあとのあはれさ

忠通

澄月になき出けりなきりくす

重種

をきそふ露になひく草く

貞守

やまかけて里の朝霧たち渡り

祐昌

あしろをこゆるうちの河なみ

喜庵

枝ひちてなひく柳の陰すし

家久

夕たちすくるあとのしつけさ

重長

窓をしもひらけは空ハみとりなり

忠通

雲のはやしのたちまよふころ

宗繁

袖つれていて入すし寺の門

家久

學ひさすより道を遂ぬる

宗可

親にたゝしたかふころあさからて

重長

わひつゝもすむ蓬生のおく

重種

ひとりたゝはしるにならす露しけ

重種

夜なかきほとをつけもやらはや

宗可

ともすれはとりいてつゝもうつきぬた

忠通

旅たつ秋のころそしらるゝ

家久

あらましくすぎみこそすれ風の音

貞守

見のこすはなのあとしたふ袖

重長

葉かくれにかつ咲そむるつほすみれ

喜庵

霞にまじる野へのゆきかひ

重商

御句十四 宗繁十 重長十二 忠通六

重種十一 祐昌五 宗可十二 重商一

喜庵十二 貞守十一 紹嘉六△

1774

「久四郎忠清一流系圖」

久四郎忠清

久近

武千代 又五郎

元和八年壬戌六月十日誕生、母 義弘公第七之御女、

父者島津下野久元也、

寛永十三年丙子十一月二十六日病死、享年十五、法名

機逸休外大禪定門、

「此御書ノ参照」

下野守久元

圖書頭久通 母新納忠増女

下野守殿

家久

「在右包紙」

延宝七年三月十一日 太守光久公降命、使久近繫母堂之令兄忠清之後嗣、

「左ニ六月十一日ノ御書アリ、参照スヘシ」

「家久公御譜中」

「正文在烏津圖書久見」

以上

其已來無音候、仍妹今月十日晚軼産候、男子之儀候、一段目出度存候、爰元之儀諸事申付入念候間、可心安候、將又其表爲何玆儀茂無之候哉、雖不及申候、新儀於在之者、何時茂早打可被差下事不可有油断候、謹言、

「朱」 元和八年 六月十一日 家久(花押)

下野守殿

中務久茂 子孫嶋津内記

女子 嶋津美作守久盛室

又五郎久近 久四郎忠清後嗣

元和八年六月十日生、母義弘公御女称御下、

「古御文書廿六卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

爲先王之吊御使僧遙被凌海雲渡楫、殊更爲御香奠銀子三十枚拜受、御至情不淺奉存候、細粹正龍寺讓舌頭、不能祥、誠恐誠惶頓額、

「朱カキ」 元和八年

季夏十七日

中山王

尚豊(花押)

進上諫議家久公

「家久公御譜中」

「正文在佐多豊前久達」

以上

諸所衆中近年堪忍難成ニ付而、方々へ被行散之由候、地頭ニ無届其所へ不罷居衆者、知行被召上 御内可被相離候、若又私ニ 御内相離、誰人へも奉公いたすニおゐてハ、重罪之御陵可被仰付候、此旨を以諸所地頭并陵衆可

被人念者也、仍御法度如件、

元和八年

六月廿四日

比志嶋宮内少輔
國隆(花押)

伊勢兵部少輔
貞昌(花押)

三原備中守
重種(花押)

町田圖書頭
久幸

喜入攝津守
忠政(花押)

佐多伯耆守殿
參

1779

「家久公御譜中」

「正文在島津圖書久見」

以上

喜入攝津守・比志嶋宮内少輔近日下着候而、関東上方之様子委聞届候、仍越前宰相殿之儀ニ付、頃從京都到來共候間、無心元候而細川内記殿へ以書狀申候間、早々被相届返書可被差下儀不可有油断候、將又爰元何茂無事候、其方宿元無何事候間、可心安候、我等も九月者此元可打立覚悟候、自然本多上州なと御尋も候へ、其分可被相

心得候、謹言、

「朱力半」
「元和八年」六月廿五日

家久(花押)

下野守殿

「在包紙」

下野守殿

家久

1780

「家久公御譜中」

公主龜壽以虎壽丸準子、故所頒領之高一萬斛及財寶等後盡以讓與之、端緒見于茲矣、

1781

「正文在島津圖書久見」

一書申遣候、然者虎壽丸之儀、爲國分之御子當家於相續者、龍伯様御一筋弥無別儀候間、於御納得者大慶ニ存候處、別而被成満足之由候条、如右落着候、因茲來月吉日次第虎壽丸國分へ相越、祝儀可在之ニ相究候、連々我等内存ニ候つれ共、國分之儀相兼候処、御同懐ニ而祝着不過之候、猶喜入攝津守・伊勢兵部少輔方可申達候、謹言、

「朱力半」
「元和八年」七月十二日

家久(花押)

下野守殿

〔在包紙〕

下野守殿

家久

1782

〔古御文書廿六卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

猶々此鞠一顆、心能御座候間、致進覽候、將又調合薰

二包進入候、以上、

其後以書中不申入、無音所存之至ニ御座候、去春者御心

靜ニ不得御意、御殘多奉存候、定而御在國候而緩々可

爲御遊興候、御鞠被遊候哉、來春者必御上洛之刻切々申

入、蹴鞠興行可申候、此邊相替儀無御座候、猶期後音入

候、恐惶謹言、

〔休力半〕

〔元和八年〕 九月五日

雅胤

松平薩摩守様

1783

〔家久公御譜中〕

九月、家久發鷹城、發之日與至之日不傳矣而赴于江都、是由紀伊中

納言光宣・越前宰相忠直後號一伯、矯病止出仕、且賜自殺於本

多正純等事有巷説也、而於江府越年、供奉家老伊勢貞昌

此外從駕之
士姓名不傳、矣、

大樹秀忠公日光參詣之歸途止宿本多正純所守之上州宇都

宮城、時正純於洛室構不臣之謀、觀察之官見知之蜜告

公、因 公纜引小隊夜中出城、總軍從後追隨、 公還江

都、賜自殺之誅於正純、收公領土而頒賜功臣、故久元書

中言其事矣、

1784

〔御文庫拾七番箱廿卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

以上

其後者御左右無御座ニ付、態用飛札令申候、爰元無相替

儀御靜謐候、仍 御城へ昨日十日ニ被成 御移徙候、別

ニ新儀茂無之候、乍去下々種々私言など先日より申候、

于今も不相止其分候、又者町にて兵具之類相誘之由傳承

候間、立聞申候へは、御奉行衆兩人其外歴々兼日之爲御

用意候哉、被相調候由候、別紙書記令進入候、然者爰元

へ早々 御光臨奉待申候、此比者順風無之時分にて候条、

御上着御延引雖令推察候、餘々相延申候てへ、御仕合せ

之儀心遣ニ奉存候、乍不申中途御急可目出度候、兼又上

州老本知行宇都宮之城者、奥平千福殿御給にて御移之由

候、永井右近殿も御加増式万石被成拜領候、最上へ逗留

にて候へ、自御方如被仰通候、御音信可仕覚悟候へと

も、十月末歸宅候間不及申候、次越前宰相殿御煩氣之由候へとも、無其儀御氣任ニ御座候て無御差出候、紀伊國中納言様御煩氣者必定にて候、御藥なと不參之由、金池院・寺澤殿御物語候、右御煩ニ付 公方様之御使板倉内膳正殿、自 大納言殿様御使井上清兵衛尉殿是に被成

御對面候、不紛御不例之躰にて、小性へ手をひかれ御差出之由、即宗院之物語承候、乍不入事令申候、爲御存候、猶相替事共候者、追而可申入候、恐々謹言、

霜月十一日
下野守
久元(花押)

伊勢兵部少輔殿
人々御中

1785 「家久公御譜中」
「正文在文庫」

昨日者使者給、殊ニ小袖五満足申候、其刻令 院參不能即答候、誠今度者早々御下故、不能對面殘念此事ニ候、何様近日下向可申候間、其剋可申承候、かしこ、

三月十九日
〔宋カキ〕
〔元和九年〕
〔長純法親王〕
〔花押〕

嶋津薩摩守とのへ

1786 「家久公御譜中」

止先年所寄附于太神宮之神田百斛納米、爲其代自今茲奉納白銀百兩、是秋収及海陸運送等、以失墜多故如此云云、

1787 「正文在御炊太夫」
已上

太神宮之爲御領知行百石致寄附之由、從先年書物可在之候、然者從遠國每年使被差越、所務有之儀殊外造作、還而失墜ニ成候間、右百石分之爲納、毎年銀子拾枚宛奉納可在之候間、可被得其意候、恐々謹言、

元和九
二月廿七日
伊勢兵部少輔
貞昌(花押)

嶋津下野守
久元(花押)

御炊太夫殿

1788 「家久公御譜中」

家久爲歳暮壽、以使節獻衣服、因 將軍家賜 台書、如左矣、

1789 「正文在文庫」

爲歳暮祝儀、小袖五被贈之、欣悦候、猶酒井備後守・青

山伯爵守可申候、恐々謹言、

〔朱力半〕
「九和八年」十二月廿四日 家光(花押)

薩摩

宰相殿

1790 「家久公御譜中」

家久膝下有宦女、其名曰松、伊集院伊集院氏之女、馴柔女事而頗有容色、

従家久來江都、不意受病死於是、家久哀惜餘冠六字名號、

而詠六首和歌、薦渠生善處情見歌矣、

1791 「正文在伊集院友右衛門」

追善

それ世のありさま思ひうこかすにかきりなし、見るに忍

かたし、此女いとけなきより相馴、東のかたに三とせと

もなひ、心さまあしかきのまちかき人に越たりし、これ

を思ふにのへつくしかたし、春は霞をあへれミ、花のも

とにまとひ、秋はもみちの陰に露をかなしひ、夕には窓

の月にむかひ、かきならずことの音をあへせ、夜もすか

らあかなくひとしかりし、かりそめに立いて海山を越、

東の露と消し、古郷の空なつかしミ、さそおもふらん、

たらちねの年十九の春、心ちれいならざりし、程もなく

散つくす花の木すゑとなむ、二月の佛の別を惜む思ひ、

いかてかこれにしかん、女の身としたひくの上落忘へ

からす、ねかへくはうき世になからへむすふ縁にし、我

に先たちしうらミ、かけるふの有かなきかの世、あすか

川の湧瀬定めなきかな、きのふ見し面影、水のあへもと

の平の世中とうれふるならひ、かこつ泪ハ床の海、かハ

せし夢の枕、和歌のうら浪に心をよせ、弥陀のミやうか

うを句上に置、六首のうたをつらね侍り、人もそしりを

みゆるしなんと、むなしき心をくゆらかし侍りぬるとそ、

名残今かきりなるてふわかれての

袖の泪やかたみならまし

むつましく朝夕馴し世を夢と

枕わかるゝ身をいかにせむ

あちきなやこゝろつくしをかり初に

いてゝ東の露と消ぬる

みしことのおりく花に月の秋

むかしにめぐりあふよしもかな

たのミ有心の情人しれぬ

契りもあたしことの葉のすゑ

ふたつなく三もあらしな妙法の

花の蓮や臺なるらむ

元和九年卯月廿一日

宰相家久

「家久公御譜中」

「正文在伊集院友右衛門」

さそくうらミ事つきせざる心中めいわくにて候、
なにをいひ候てもかへらぬ事、名残さても申へきや
うなく候、くすりをいろくわか身心中つくしく
候つるか、きゝ候へぬ事ふしんに候つる、せひなく
候、く、かしこ、

一筆申候、さても松事いくたひ申候て申つくしかたく候、
朝夕かた時はなれすふうくうねんをいれ、一しほぎに
いり候つる、たしかになに事もゆるかせなく候とをり、
なきあとまでも思ひいて、かの心中少もみたりなく候つ
る事、こゝろやすく思ひまいらせ候、あはれをつくしか
たく候、されはうけ給事とも、中くさたのかきりなる
事共可申やうなく候、人のおやの心はやみにあらねとも
のうたの心、たかき下きによらぬ事候、ことにかちきハ

あまた子とももち、かやうの心中ゆくすゑたのもしから
ぬ事候、さためてわか身しり候つるとそ思ひ候らん、す
こしもしらす候、八まんくこの事しらす候、とかくわ
か身ゆへとおもひ、うらミ事つきすましく候、思ひやり
候、さてなにのとかもなきものに、かくのことくなる事
ためしもなく候、ことにあね事なをくにくこそ候へ、
かやうの心中にてはわか身へもこのことをりたるへく候、
まことにふたゝひけさんに入ましき事候へともいかゝ候
はん哉、かくのことくなる儀をきゝたる事もなく候、き
ゝ候てよりむねにはなれす、たゞく人のなんをいひ候
する事、ひとへにくかちきのためあしき事雨山にて候、
まことにきとくにゑんにつき、子ともあまたもち人めら
しき身にて、かくしもあしき事を思ひいてゝ、なにのは
ちにて候や、そなたふたりの事ハ中く世上の人くく
ちにのり、まことにひとゝは思ひ候ましき事めいわく申
候、ことに久々ちゝをのませ、千人まん人の中にもたゝ
ひとりにて候、さて此おんをこそ思ひしり候ハすとも、
せめてかくのことき事は有ましき事候、上となり下とな
るもゑんにて候、上ハ人のおやと申候間、人をたすけい
ゑくのためにを思ふ事にて、いかにかすならぬものも、

上をおやとたのミ候てこそめ候事候、かやうのふんへつ子どものゆくすゑまでも、かのあしきものにひかれ候ハん事はいなく候、わか身事みちを思ひ、朝夕そののミき候事候ところに、これほとみちちかい候事、ゆめく思ひしらす候、さりとはそなたふうふにめんほくをうしなひ申候、たゞ御いゑのはちをふかしくかくむり候らんと、あさましくこそ候へ、我等へ松かたり候ハぬ事こゝろををき候つる事候、うらミにて候、さてそもし事くたり候するよしうけ給候、なにの御をんにこゝもとへる候はん、さうくくたり候へく候、かこしまへそる候はん、せめて松かなきあとなりとも、なに事にてや此儀をほうし候する、きやうたいとも心に心をそへ、松と思ひ、わか身心中にてすこしなりとも此事をうらミすて候やうにおもひ候事候、此儀少もく偽になく候、く、かしこ、

「朱カキ」
「元和九年」五月八日

ちゝ
まいる

いゑ久

1793 「家久公御譜中」

元和九年、家光公將參内、因預降 鈞命、使五畿七道之侯伯赴京師、於是家久五月上旬先 公發江府而赴洛、同月下旬入木之下第、時供奉家老島津久元・伊勢貞昌、此外從駕士姓名不傳矣、

1794 「古御文書廿六卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

返々香きかれ候人の事、此度我に何共不承候、先日御使も老父被參候由候、昨日も此方へハ不被參候、少取紛事共候、御書中むさと申入候、芳免く、

貴翰拜見候、仍而香きかれ候仁之事、我等方へハ此度何共不承候、昨日も此方へ御使不參候、但老父へ被仰候哉、今程罷出候間、可申聞候、先年申入候香き仁之事、色々あやとも御座候、以直談申候へてハ、書中ニ者申入かたき様子共御座候、其仁うれれ者存候ましく候、猶口上ニ申入候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「元和九年」六月三日
西右衛門督
時直(花押)

松薩广守様

貴報

時直

「家久公御譜中」

「正文在勘定所」

定

一御糺明衆朝者日出前ニ被罷出、晩には日入候て可被歸事、

一代官衆算用帳如賦之日限可被差出事、

一諸役人被遂御糺明、押物上納分請狀被仕候而之後、縦申分雖有之、曾被聞召入問敷事、

一御算用相究若請狀不被申人於有之者、其御暖一途可被仰付事、

一御糺明衆一汁一菜、引菜一にて被振舞へき事、付濁酒一へんたるへき事、

以上

元和九年六月十日

宮内少輔○「墨印」

攝津守□「墨印」

下野守□「墨印」

「家久公御譜中」

「正文在川上左京」

猶々此よし中へもころへ候へく候、かしこ、

五月廿五日の御文、きのふ十二日詠めいり候、みなくそくさいのよし、めて度思ひまいらせ候、ことに虎もし

より二色をくり給候、おりふし上様にしん上申候、一たんとめつらしく候、御さんたい候へ、やかてくたり可申候、さてつゞみけいこのよし、ゆたん有ましく候、くたり候者こゝかしこなにかとよするまゝ、よきひまにて候、けいこの時はつと書を申候間、これをけいこのところにしつけ候て、このこと可然候、つゞみやかていてき候するまゝしんしまいらせ候、かたなもこしらへ候、もたせまいらせ候、くたりまいらせ候、又舟ともまいら候よし候、なかさきのことく參候すると思ひ候、さりながらゆふの事はいかやうにもとゝのへ候間、人をつかハし候へと申付候、めつらしき物見あへせ候へと申度候、さためてひせんなどまいら候へはにて候、きんちやく、おとめとうふくに成候する物、やかて上落のゆふる候間、いろくにあハしき物見あへせ候へと申度候、いつもゆふほとハとゝのへ候事候、ひせん參候て可然候、又々、かしこ、

「元和九年」

六月 十三日

京より

とら はもし様

まいる

い 多久

1797

「家久公御譜中」

家久先 公在于京華之時、平素有餘力則嗜學文、是事達

今上皇後水尾帝

天聽、甚有 叡感而賜大名寄之官本、珍戴珍

戴奉謝有餘、可謂家珍也、或於 院御所立花、或詣八條宮蹴鞠、或招近衛第聞十種之香、又隨師習彈瑤琴等之事、美哉、風流乎哉矣、

1798

「正文在肝付五郎兵衛」

猶々やかて御さんたいのよし申候、いつれも江戸方御のほり候てこそきこえ申へく候、かしこ、

御さううけ給度おりふし、一筆うれしく思ひまいらせ候、みなくふしのよし、めてたく候、此方もとうせん的事候、はやこれよりもたひく申候つる、さためてこの比はまいり候らんと思ひやり候、江戸より參候て三十日はかりに候、なにたるめつらしき事も候ハす候、さりなか

らきん中にてのがく、この比十しゆ香をこのえ殿にてあそはし候、はしめて見申候、大かたけいこ可申候、さてくきん中様より大なよせの御ほんのはいりやう申候、まことにいゑのめんほくたからにて候、れんくがくもんなとこゝろに付候よし、御かんのよし候、ありかたき共申計なき事候、ことをけいこ申候へとも、然々ならさる事候、さりなからほんくの事候間、のちく残る儀にて候、これもまんそく申候、又おそうと申候女はう衆御さ候よしうけ給候、この人は世上にまれなるかたりことなどひかれ候人にて候、うけ給度ま申候へとも、いまたその儀なく候、そのかゝれ候歌にて一首ハぬしのうた、一首はむすめこのうたのよし候、なにそかゝせ候てくたし可申候、此方ことの外やミはやり候てめいわくに候、あまたしに申候事候、されはさかミ人をせいはいのよし、くハしくうけ給候、かやうの事ものをおほえ候てはしめてにて候、この者ともはとしころとも中くふたりともなきものにて、ことにぬしからたしなミたるものゝ事候、めつらしき事にて候、さためてさそくよきなきとかたるへく候、雨山くこゝろ元なく候、よくく身にしミたる事共候ての儀と存候、やかてしれ候する事

候、まいのふんこ此方にしけくまいり候、ことの外や

せかほともはれ候て見かへ申候事候、さてこりん事此比

はしり候、やうくたつねいたし候申候、いまたかへり

は不申候、おとこにさそへられて候へんと申候、たゞく

戀のこゝろにて候、かやうに候へ、なかつひの留すの女

はうともは、みなハしり申へく候、おかしくこそ候へ、

いまたいつとなく候、さりながら八月中にはくたり可申

候、はしめにて候ハす共、後の八月はひまもあき可申候、

かへる事候ハ、これより申へく候、此方しあへせ一たん

とよく御前にて候、こゝろやすくおほし候へく候、御し

よかたへこの比めしよせられ、花をたて候よしきこしめ

し候間、我々たて申候へと仰られ、花をたて申候、花共

あまた御さ候事候、花入はきん中よりめしよせられ候、

たいはゐんの御しよ様あそはし候よし申候、花をさし候

事も御きくなされ候て申御うけのよし候、やかて又八ろ

う様へ参候てまりを進可申候、かうきゝ一たんとおもし

るき事候、むつかしき事にて候、よろつめて度くかし

こ、

「朱カキ」
「元和九年」六〇二日

京方

虎はもし様

まいる

いゑ久

1799 「家久公御譜中」

家久先是在于 帝都之間、師飛鳥井雅庸學蹴鞠之法、頗

得其伎、因雅庸稱美其鞠足合規矩見于書矣、

1800 「古御文書廿六卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

御懇札拜誦、喜悅之至候、昨日者得御意、難忘次第候、

御鞠足猶以見事ニ罷成候、御上洛之折節者必晴鞠可致張

行候、猶以拜顔可申入候、恐く謹言、

「朱カキ」
「元和九年」夷則十日

雅庸

1801 「家久公御譜中」

同年七月十三日、兩御所上著而入二條城矣、

1802 「古御文書廿六卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

以上

如仰明日御参 内付而、拙者も夕部爰元へ罷越候處、早

く御懇書忝致拜見候、若天氣悪敷御座候者御参内も相延

可申候間、可被成其御心得候、隨而唐之御菓子一折被懸

御意候、誠以御懇慮之義、一入忝賞翫仕候、 公方様へ

も珎敷物御座候間、御上候而も尤之義御座候、猶御使者

へ申入候条、不能具候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔元和九年〕七月廿四日

勝重(花押)

松平薩摩守様

貴報

板倉伊賀守

勝重

1803
〔家久公御譜中〕

同年七月二十五日 家光公參 内、時家久騎馬勤供奉、
自餘供奉之面々交名見左矣、

1804
〔古御文書廿六卷中〕 〔家久公御譜中ニ在リ〕

尚以御念之入候段、御前へ具可申上候、以上、
尊書拜見忝奉存候、如御意昨日者天氣迄能御參 内相調、
乍恐御同意目出度奉存候、炎天御座候而御供一入御苦勞
程奉察候、猶期拜願之節候間、不能詳候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔元和九年〕

七月廿六日

土井大炊助

利勝(花押)

家久様

尊報

1805
〔家久公御譜中〕

〔正文在山田市郎兵衛有英〕

以上

當時 公方様就被成御上洛候、日本之大小名不殘在洛之
儀候、世上爲何子細も無之、靜謐之體候、今度依人國替
之御沙汰も可有之やう之物音共候へ共、勿論正儀不相知
候、必定左様於有之者、急度令注進候へん間、無其儀内
世上之物音ニ付、さへかしく無之様ニ相心得尤候、隣方
へ様子入念聞合、若談合可入子細共候へ、五三日之逗留
留ニ不寄、何時鹿鳴へ相越肝要候、若從他方めつらしき
ふり共いたし、それえうつらせあしきさまニ可取成たく
みも可有之候間、左様之用心も不可有油断候、爲其如
此候、謹言、

〔朱カキ〕
〔元和九年〕七月廿八日

家久(花押)

山田民部少輔殿

1806
〔児玉氏筑後利昌譜中〕

元和九年癸亥七月、公從 大猷廟復朝京師、利昌從之、
先是 廟誅本多正純、上州宇都宮城主也 國陰由是諸侯多移封者、
流言謹巷、時御家老島津彈正少弼久慶・川上左近監久國

等留守、乃贈利昌及伊東仁右衛門尉祐昌書、以告蜜事、

乃公使時所隨御家老島津下野守久元・伊勢兵部少輔貞昌亦陰報之、八月皆從、公至自京師、

1807
『写兒玉氏藏』

(本文書ハ一八〇八号文書ト同文ニノキ省略ス)

1808
「御文庫拾七番箱廿卷中」
「家久公御譜中ニ在リ」

猶く從其元之御書中にも、三人より外ニハ誰ニも無御知候よし相見候間、如此申までも無之候へ共、弥

念之ため可申遣よし、御意候間、如此候、以上、

伊東二右衛門尉殿・兒玉筑後守殿へ被遣候御狀備、上覽候、世上取沙汰ニ付被入念事候之様躰被承合注進被爲申候、被成御祝着候、然者隣國人數へ催共候由申來候哉、就其俄ニハ可難調候間、先人數二三千程可被指上内用意候由尤ニ思召候、乍去兵糧等之儀者何となく内々用意候て、人數之賦等之儀ハ必々可爲無用由早々可申遣由、御意候間、即はや使申付候、當時、公方様御在京候間、いづくよりも諸國へ目付可有之候間、其用心不有油断候、今度色々御置目可有之やう候、於江戸者取沙汰候へ共、

此方にてハいまたさやうの物音無之候、雲州あき候て有之儀候、堀尾山城殿跡たち候ハす候間、定此等之御沙汰も可被、仰出かとの下々沙汰ニ候、筑前之儀も黒右衛門佐殿へ自御知音中御意見にて、國を御替候而被下候やうにと、被申上可然候由候との儀候、とかく筑州之儀ハ此度被、仰出やう可有之候かと申事候、自然國かへの御沙汰共候とも、從此方無御注進内ハ自何方いかやうの儀を申來候共、被任其旨ましく候、又從隣方色々めつらしきふりを仕それニうつらせ、あしきさまに取成候はんとのたくミも可有之候間、其用心も可入よし、山民少・仁藏人へ被成御直書候、細々肥州へハ様躰ミせに人を被遣尤候、越州へハ、公方様御直ニ御内談共細々有之よし候間、彼國へ新やうす共候ハ、定よしある儀たるへく候条、其御心得有へく候、當年ハ自他國ふるき馬を買候つるよし、定當用のためたるへく候、是ハ不審之儀候、自然國替なと々被、仰出難澁の人も於有之者、可被仰付候間、其用心ニ人數をもめしよせ候様にと被仰聞、其内用意させられ候衆も可有之候、越中守殿ハいつもより人數過分ニ被召寄候、大形物かし被致候ほとん衆ハ被上候と相見得候、弥隣國へめつらしき儀候ハ、注進被申尤候、猶期

亥八月六日 〔朱カキ〕
〔元和七年〕

嶋津宰相様
人々御中

飛鳥井中將
雅胤

1811

〔古御文書廿七卷〕 「家久公御譜中ニ在リ」

猶々先日之御礼ニ早々以書狀成とも可申旨、兩日御能ニ伏見可有御越と令遠慮申後候、

此間者預使者、殊色々贈給之懇意之段、満足不淺候、將

1809

〔此一書重復なれとも正文を以寫置、參考之為也〕

川左將様
人々御中

彈正様

下野守

久元(花押)

七月廿八日
〔元和九年〕

伊勢兵部少輔
貞昌(花押)

後首候、恐惶謹言、

御參内御供衆之次第

尾張中納言殿

紀伊中納言殿

水戸宰相殿

宰相
松平筑前守殿

松平薩摩守殿

松平伊豫守殿

松平宮内太輔殿

松平下野守殿

毛利美作守殿

佐竹右京亮殿

細川越中守殿

毛利長門守殿

京極若狹守殿

松平美作守殿

宰相
上杉彈正少弼殿

宰相
毛利甲斐守殿

丹羽五郎左衛門尉殿

立花飛彈守殿

京極采女正殿

宗對馬守殿

稻葉彦六殿

宰相
織田兵部少輔殿

伊井兵部少輔殿

合廿三人

〔此正文、在御文庫十七番箱廿卷中、家久公御譜中ニ在リ〕

〔古御文書廿七卷中〕 「家久公御譜中ニ在リ」
昨日者爲何風情無御座候處、御機嫌能緩々御座候而、別而忝候、殊更御鞫出來候、驚目申候、今朝以參御禮可申入候へ共、禁中御番候間、不能其儀候、何様以參可申伸候、恐惶謹言、
〔朱カキ〕
〔元和九年〕 八月四日
雅胤

又外題之事被申越候、不調法候へ共書申候而進之候、猶

兵部少輔迄申入候而不能詳候、かしこ、

〔朱力キ〕
〔元和九年〕 八月七日 〔興意入道親王〕
〔花押〕

松平薩摩守殿

1812 「家久公御譜中」

同年八月家久賜告辭京師、且不_知矣、

1813 「家久公御譜中」

「正文在勘定所」

他國へ通馬手形錢定之事

一上々乗馬 尅疋ニ付鳥目八貫文

一上之乗馬 尅疋ニ付 同六貫八百文

一中之上乗馬尅疋ニ付 同五貫五百文

一中之乗馬 尅疋ニ付 同四貫三百文

一下之乗馬 尅疋ニ付 同三貫文

一上之駒 尅疋ニ付 同六貫八百文

一中之駒 尅疋ニ付 同五貫五百文

一下之駒 尅疋ニ付 同四貫三百文

一下々之駒 尅疋ニ付 同尅貫文

一上小荷駄 尅疋ニ付 同尅貫七百文

一中小荷駄 尅疋ニ付 同尅貫五百文

一下小荷駄 尅疋ニ付 同尅貫三百文

一上之牛 尅疋ニ付 同尅貫文

一中之牛 尅疋ニ付 同八百文

一下之牛 尅疋ニ付 同五百文

如右手形錢分量從今日被相改者也、

元和九年八月廿三日

〔喜入〕
攝津守
〔島津〕
下野守

1814 「御文庫拾七番箱式拾卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

尚以何篇之儀可奉頼之由申候之間、早々奉行衆御越

候様御校量被成へく候、使者兩人・かひたん兩人之

由申候、已上、

急度令啓入候、仍爰元へ南蠻黒船參候引船之儀申來候、

彼黒船大船之事候間、舟數少々ニ而者罷成問敷由申候間、

穎娃・指宿寄々ノ浦、伊座敷迄役人へ引舟之儀地下來へ

以談合申渡候、當分山川湊口方五里程沖へ罷居候、右之

様子南蠻仁蠻人・日本仁四人小船方此元へ夜前四ツ時分

ニ參候て被申候、然者彼黒船之事南蠻方江戸へ使者舟之由申候、直ニ江戸へ可參覚悟候つれ共、順風無之候て此表へ參候、長崎へハ參間敷候之間、此津方船仕立候て可罷登由申候、積荷進物之儀者不知候、糸・巻物・白黒砂糖有之由候、人數式百七八十人内日本衆三十人程乗候由申候、可然様御披露奉頼候、恐惶謹言、

〔朱力半〕
〔元和九年〕

閏八月拾日

伊地知四郎兵衛尉

重堅(花押)

寺山出羽守

久豊(花押)

河上式部太輔殿

仁禮信濃守殿

山田民部少輔殿

參人、御中

〔家久公御譜中〕

同月中旬家久入鷹城、日不伊勢貞昌供奉、島津久元者先下國乎、其外不可知乎、

〔家久公御譜中〕

〔正文在琉球國司文庫〕

猶以自作之薰鈴・香箱二令進献之、於達芳意者可爲本望者也、

余來不能音問積鬱如山、去年冬以來令在江戸、當年夏公方様致供奉上洛之故、漸頃隙明歸國快然々、然者其邊之嶋々爲法度、此使依差渡呈一封、貴邦無恙否、日本得堯天舜日之時也、將又微少之方物進献録于別楮、猶使者可爲演說之条不詳者也、恐惶不宣、

〔朱力半〕
〔元和九年〕 潤八月廿四日

宰相家久(花押)

進献 中山王

〔御文庫三番箱四卷中〕「家久御譜中ニ在リ」

猶々雖輕薄之至候、襦子三端令進入候、聊書中之驗計候、以上、

今度者 兩御所様被成御在京、諸事被任 上意目出度、還御、各御満足察入候、我等式茂早々御暇被下致歸國、緩々与在國仕候、京都打立候時分者取紛申候而、心靜御暇乞不申、御殘多存候、來年者早々其御地へ可致抵候候之間、其節相積儀可申談候、若々新儀共御座候者可預御注進候、尚期後音候、恐惶謹言、

〔朱力半〕
〔元和九年〕

松平薩摩守

九月「本マ、」

井上主計頭様

人々御中

家久
〔御案文故御判ナ〕

1818

〔家久公御譜中〕

今年 家光公受 秀忠公讓、而今般任 征夷大將軍、因
家久露無二之心底於紙面、以捧神裁於 兩公如左矣、

1819

〔御文庫三番箱四卷中〕

〔在口裏〕

兩相國様へ御進上之御起請文御案書 家久

〔朱カキ元和九年九月〕

敬白天罰起請文之夏

一奉對 御兩御所様、毛頭無別心可致御奉公候事、

一世上萬一不慮之轉變共有之而、他人之儀者不及申、或

親類、或緣者之輩企逆意雖致計策、曾以同心不申可抽

忠節候事、

一自然於身上讒言等有之時者、其旨被仰聞、愚意又可有

上聞儀所仰候事、

右之旨於僞申上者、

1820

〔古御文書廿七卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

以上

自御途中之尊書之趣、則披露申上候へ者、誠ニ今度者御
在洛之刻節、被成御參會、緩々与被仰談、殊更色々御懇
之段、御祝着難仰入思召候、隨而白蘭・つうきん花・玲
花共被入御念遙々之海路早速ニ被成京着御進上之段、御
感御満足不淺思召候、幾重茂拙者相心得、能々御札可申
達之旨御意候、將又古今六帖六册・新撰六帖二册・和歌
部類一册・眞字伊勢物語一册御外題之義、乍御斟酌被染
御筆被進候、明春者目出度御上洛待思召候、其節猶可被
仰入之通御意候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕

〔元和九年〕

九月十日

生嶋宮内少輔

季盛(花押)

松平薩摩守□參

詳報

1821

〔家久公御譜中〕

〔正文左小濱學右衛門〕

猶々今度者依御上洛之儀得尊慮、珍重存候、以上、
爲當月之御祈禱、太元明王護摩一七日抽懇祈、御卷數札
令進獻候、目出度可有御頂戴候、猶期慶面之節候間、不

1823

〔桂山城守忠能譜中〕

元和九年癸亥爲 太守公之使節赴武州江戸、既到着而候

御老中様

とむあんたうによ〔全〕

事可然様ニ被御心添候て被下候ハ、可忝候、以上、
〔朱力キ〕 どんへるなんど〔横文字〕
〔元和九年〕 拾月十九日

十月廿三日

比志嶋宮内少輔
國隆〔花押〕

伊勢兵部少輔
貞昌〔花押〕

喜入攝津守

忠政〔花押〕

1822

〔在御文庫ニ番箱中〕 〔家久公御譜中ニ在リ〕

日本 將軍様へえずばにやてい王より爲御礼被指渡候使者共、乍恐申上候、閏八月八日ニ山河へ着津仕、今日迄茂從上方御左右相待申候へ共、其儀無御座候、左様ニ御座候へ者、來年三月中に呂宋迄歸帆可申由被申付候間、乍憚何とそ以御分別、江戸へも罷越候て仕廻申候様ニ頼上申候、菟角此度者御國を頼申候而罷渡り申候間、案内者をも被仰付、江戸御奉行へ御書被遣候て可被下候、萬事可然様ニ被御心添候て被下候ハ、可忝候、以上、

能詳候、恐惶謹言、

〔木力キ〕 九月十五日
〔元和九年〕

松平宰相殿

人々御中

觀助

1825

〔家久公御譜中〕

〔正文在桂織部久祐〕

以上

急度令啓候、然者貴所御事今度當 將軍様御世渡、被進候其御祝儀之可爲御使由 御意候間、其御心得候而町田圖書頭殿へ被成御談合、御進物等御持參尤候、最前貴所御承候御使之儀者、江戸へ被罷居候衆へ可然由候間、定而圖書頭殿より可被仰付候、委者面高主馬首殿可被申達候、恐々謹言、

1824

〔正文在桂彌三郎忠康〕

〔本文書ハ一八二五号文書ト同文ニノキ省略セ〕

營中得見 將軍家、且口有報謝之 台命、謹奉之退出、則賜衣服十領・道服五領、珍戴以歸旅宿矣、

桂山城守殿

御宿所

下野守

久元(花押)

1826

「御文庫拾七番箱廿卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

當家中之儀於高野山之宿坊、貴寺ニ相定上者、至在々所
々不可有吳儀候、顯娃・指宿・肝付・根占・志布志之儀
者、自往古窪坊雖爲宿坊、一所持之時ニ者相替儀候条、
右之所々茂自今以後從貴寺御沙汰尤候、若令違變輩於有
之者、此方江可承候、庄内之儀者北郷讚岐守當時之領分
計窪坊ニ可相付候、仍爲後日狀如件、

元和九年霜月八日

比志嶋宮内少輔

國隆判

伊勢兵部少輔

貞昌判

喜入攝津守

忠政判

嶋津下野守

久元判

蓮金院

「此一書ハ折ノ写トミヘタリ」

1827

「家久公御譜中」

「正文在種子島藏人久時」

猶以老中衆皆々可有加判候へ与、當時他出ニて候間、
爲兩人如此候、已上、

御母儀就御遠行、爲御見廻本田甲斐守被差遣候、貴殿御
幼少ニ候間、定下々氣任之儀も可有之候之間、家中之衆
能々懇勸ニ諸事可相勤之由被仰遣候、將又貴殿へ諫等を
も可仕人有之間敷候条、種子嶋中分量とハ有なから、至
下々無理非道之事共不被仰付様ニとの 御意懇ニ被仰遣
候、誠々忝儀不淺事ニ候間、被染心肝神妙ニ可有御座事、
且被對公儀而之儀、且家職被相守儀ニ候条、今度被 仰
出候趣不可有緩疎候、恐々謹言、

「朱カキ」

「元和九年」

十一月十四日

伊勢兵部少輔

貞昌(花押)

喜入攝津守

忠政(花押)

種子嶋武藏守殿

御宿所

1828

「家久公御譜中」

桂山城守忠昉已受專使命而赴于江都之後、轉先命以渠爲

奉賀 家光公之継統之使者、獻虎皮三枚・中山國燒酎一壺、於領國所陶之茶器數品、其愜 公之高意、是以徵忠昉而賜調、且賜 御内書、忠昉還國捧之、委備左矣、

1829 「正文在三原次右衛門」

遠路被差越使者、殊虎皮三枚并燒酒一壺、其外品々被相送之被入念之段、忻然此事候、尚酒并雅樂頭可申候、謹言、

「朱カキ」十一月廿八日 家光(花押)

薩摩 宰相殿

1830 「古御文廿七卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

猶々色々被爲入御念候段、不大方御機嫌被思召候、以上、

尊書忝拜見仕候、貴様御歸國被成緩々与御在國付而、桂山城守方を以被仰上、殊 將軍様虎皮三枚・燒酒壺并其元ニ而燒申候茶碗十・御そことりはい入のほうろく八被成御進上候、具披露仕候處、山城守 御前へ被召出、不大方御機嫌被思召、御 内書被成候、次拙者式迄大繻

玆五端并茶碗三つ・そことりはい入のほうろく四被下候、誠過分至極書中難申上候、此表 兩御所様御機嫌殘所無御座御屋敷中御無事御座候間、御心易可被思召候、相應之御用等御座候者可被仰下候、委曲山城殿可爲演說候間、不能具候、恐惶謹言、

「朱カキ」

十二月六日

酒井雅樂頭

忠世(花押)

松平薩厂守様

1831

家久隨例以使者獻時服、奉祝歲末於 兩公、則共賜 御内書、惟有 秀忠公御内書、不存 家光公之御内書、且以無記故、使者姓名亦不傳、吁嗟惜乎哉矣、

1832

「御文庫三番箱中」 「家久公御譜中ニアリ」

爲歲暮祝儀小袖十被相送之、欣然此事候、猶土井大炊頭

可述候也、謹言、

「朱カキ」

十二月廿四日

○「墨印」

薩厂宰相殿

1833

「兒玉筑後傳」

元和中利昌轉納殿役、給事 公左右日、被寵信故上盟
載、其詞曰、

1834 『兒玉氏藏』

起證文

- 一 今度納殿役被仰付候、外聞と申無殘所忝奉存候、弥以
入精御奉公可申上事、
- 一 酒女之儀狠ニ無之様心懸可申事、
- 一 隱蜜之儀共多々可有之候、雖承候少も口外仕間敷事、
- 一 萬一以計策 御爲之様ニ僞申人雖有之、不實之旨於令
推察者致同意間敷事、
- 一 御食物ニ付疎略之儀共於有之者、見立聞立可致其沙汰
事、

右之旨少も於僞申上者、

『年月不傳』